

エリザヴェータ女帝時代のロシア海外貿易と経済・外交政策

——英露バルト海貿易の発展と仏露黒海貿易の萌芽——

武田元有

はじめに

周知の如くロシアは 18 世紀の領土拡張を通じて内陸の辺境国家モスクワ公国から豊富な海港拠点を持つロシア帝国へと大きく躍進した。すなわち、まず世紀初頭にはピョートル大帝（在位：1682 - 1725 年）がスウェーデンとの北方戦争（1700 - 21 年）及びニスタット条約（1721 年）によってバルト海での覇権を獲得し、以後聖ペテルブルクを拠点とした北西ヨーロッパ向け原料輸出を促進する一方、世紀後半にはエカチェリーナ二世（在位：1762 - 96 年）がオスマン帝国との露土戦争（1768 - 74 年）及びキュチュク・カイナルジ条約（1774 年）によって黒海・バルカン進出を実現し、黒海北岸の港湾都市オデッサを基地として地中海諸国向け穀物輸出を開始している。かくして 18 世紀のロシアは、経済的にはヨーロッパ世界経済の製品販売市場・原料供給地帯として機能するとともに、政治的にはヨーロッパ知識人の言う蛮族国家の地位を払拭してヨーロッパ勢力均衡体系の一角を占め、いわゆる世界システムの一部に編入されることになった。

以上の段階的・地理的変化を示す領土拡張・貿易発展に関して、一般にこれまで経済史研究の領域ではイギリス海外貿易との連関から北方におけるバルト海貿易の意義が強調され、イギリス産業資本に対する製品販売市場・原料調達市場としての受動的・従属的地位が指摘される一方、外交史研究の分野では東方問題との関係から黒海・バルカン方面における南下政策の展開が重視され、衰退するオスマン帝国に対する侵略国家としての能動的・優越的地位が示唆されており、両者を統一的に把握する意識は低いと言える。かかる先行研究の偏向と、相互に矛盾する史像への疑問から、先の別稿ではピョートル大帝時代からアンナ女帝時代に至る時期を対象に、バルト海貿易と南下政策との一体的把握を試み、さしあたり以下の結論を得た。すなわち、①ロシアは北方戦争での勝利によってバルト海貿易を促進する一方、平行する露土戦争（1686 - 99・1710 - 13 年）・ペルシア遠征（1722 - 24 年）を梃子として黒海・カスピ海貿易の開拓を試みていたこと、②ロシアは北方戦争での勝利によってヨーロッパ諸国家体系の一翼を構成する一方、露土戦争での連敗によって対土同盟を形成する必要を痛感し、外交的にはイギリス・オーストリア両国との友好・同盟関係を追求し、国内的には通貨・関税改革を梃子とする軍事財政の整備を進めたこと、③1734 年の英露通商条約は、経済的にはバルト海経由イギリス羊毛製品輸入・イギリス向け原料輸出を加速し、イギリス商業革命・産業革命の加速に貢献した反面、外交的には英露友好関係を構築して対土戦争の後盾を提供し、また財政的には対英貿易黒字を拡大して軍事財政の基盤を創出し、かくしてロシア南下政策の遂行にも二重の意味で有効であったこと、以上である。⁽¹⁾

これを受けて小稿は、続く世紀中葉における女帝エリザヴェータ・ペトロヴナ（在位：1741 - 62 年）の治世を分析対象とし、ロシア海外貿易・領土拡張の展開に占める当該期の歴史的位置

・段階的特質を確定することを課題としている。この課題の遂行に際しては、政策分析を媒介とした経済過程と政治過程との連繋関係、及びロシア海外貿易・外交関係をめぐるイギリス・フランス両国の位置関係を念頭に置きつつ、以下の諸点に留意して分析を進めたい。第一にロシア海外貿易を、バルト海貿易の興隆と黒海・カスピ海貿易の開拓、イギリス市場の台頭とフランス市場の生成、以上の枠組から多角的に把握すること、第二に政策決定の主体たるツァーリズム国家の内部構造を、一方における宮廷貴族の派閥抗争と他方における官僚国家の形成から整理すること、第三にロシア経済政策を、海外貿易をめぐる領主階級・商人資本の経済利害、対外戦争・戦費調達をめぐる国家独自の財政利害、両者の矛盾・妥協として析出すること、第四にロシア外交政策を、国内的には宮廷内部の派閥抗争、対外的には西部方面におけるイギリス・フランス対立と南東方面におけるペルシア・オスマン対立、以上の枠組から理解すること、第五に以上の経済・外交政策の総括としてイギリス・フランス両国との通商条約交渉を展望すること、以上である。⁽²⁾

註

- (1) 拙稿「十八世紀前半におけるバルト海貿易とロシア南下政策」『鳥取大学・大学教育総合センター紀要』第1号2004年。
- (2) 一般に18世紀ロシア史研究においては、内外を問わず、ピョートル大帝・エカチェリーナ二世両帝治世への強い関心とは対照的に、エリザヴェータ女帝時代に関する研究蓄積は少ない。これは旧ソ連学界において、ピョートル大帝・エカチェリーナ二世両帝治世がロシア史上の成長・発展期として称揚される一方、両帝治世を媒介した18世紀中葉が、宮廷官僚の政争(所謂「宮廷革命」と経済成長の停滞を経験した「女帝の暗黒時代」として否定的に評価されてきたことに由来する。かかる傾向は既に帝政時代ロシア史学の最高傑作B・O・クリュチェフスキー(八重樫喬任訳)『ロシア史講話』恒文社1979-83年、にも認められるところである。ただしソ連崩壊後のロシア国内では、これまでのイデオロギ的色彩の強い硬直した歴史像の見直しが進み(土肥恒之「歴史の見直しと歴史家——最近のロシア史研究から——」『東欧史研究』第23号2001年)、その一環としてエリザヴェータ女帝治世の再評価も行われており、代表的な論考は英訳もされている。例えば、V. P. Naumov, "Elizaveta Petrovna", *Russian Studies in History*, Vol. 32, 1994 (Rep., "Empress Elizabeth I, 1741-1762", D. J. Raleigh(ed.), *The Emperors and Empresses of Russia: Rediscovering the Romanovs*, New York, 1996); E. V. Anisimov, "Russia in the Mid- Eighteenth Century: The Struggle for Peter's Legacy", *Soviet Studies in History*, Vol. 28, 1989; idem, *Empress Elizabeth: Her Reign and her Russia, 1741-1761*, Gulf Breeze, 1995; A. B. Kamenskii, *The Russian Empire in the Eighteenth Century: Searching for a Place in the World*, New York, 1997, Chapter 5, などがそうである。なお19世紀後半の大家S・M・ソロヴィヨフは、その弟子クリュチェフスキーとは対照的にエリザヴェータ時代について多くの叙述を残しており、現在その英訳が進められている。S. M. Soloviev, *Empress Elizabeth's reign, 1741-1744*; idem, *Empress Elizabeth's Reign, 1745-1752*; idem, *Empress Elizabeth: Domestic Affairs and the Seven Years War, 1757-1760*, Gulf Breeze, 1996 (それぞれ、*History of Russia from the Earliest Times*, Vols. 37, 38, 41)。

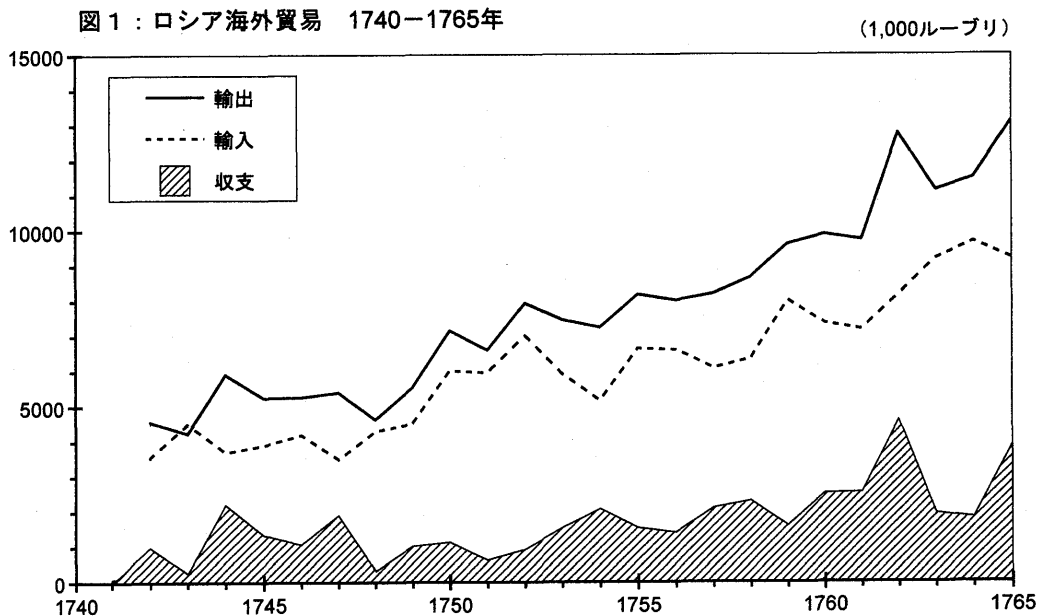
他方欧米、とりわけ合衆国では、方法面・実証面で国際的にも評価の高い純学問的なロシア史研究が発達してきたが(外川継男「アメリカにおけるロシア史研究」(一)(二)『史学雑誌』第71巻1962年、和田春樹「アメリカのロシア・ソ連史研究」同編『近代ロシア史研究の新しい波』1983年、小島修一「ロシア史研究の新しい課題——最近のアメリカ学界の動向から——」『ロシア史研究』第59巻1996年)、エリザヴェータ女帝治世に関する個別研究となるとやはり少ない。伝統的な解釈によるものとしては、R. N. Bain, *The Daughter of Peter the Great: A History of Russian Diplomacy and of the Russian Court under the Empress Elizabeth Petrovna 1741-1762*, New York, 1900 (Rep. 1970); T. T. Rice, *Elizabeth: Empress of Russia*, New York, 1970, また同帝時代の再評価を試みたものとしては、J. F. Brennan, *Enlightened Despotism in Russia: The Reign of Elisabeth, 1741-1762*, New York, 1987, がある。なお本邦でも管見の限りこれまでエリザヴェータ女帝時代に関する個別研究

は存在せず、概説でも十分な叙述はなされなかったが(岩間徹「18世紀のロシア」『岩波講座・世界歴史』第17巻(近代4)岩波書店1970年)、上記の如き最近の趨勢を踏まえ、現在の標準的著作は当該時代に一定の評価を与えている。ただし叙述の比重は依然として軽いと言える。田中陽児・倉持俊一・和田春樹編『世界歴史大系・ロシア史』(全三巻)山川出版社1994年、第二巻、64-68頁、及び和田春樹編『ロシア史』(新版・世界各国史22)山川出版社2002年、177-178頁。

なお小稿の設定課題は、これまでヨーロッパ列強のトルコ進出を検討してきた筆者の全く独自の問題関心に由来するものであり、これと関連して小稿の史実確認も専ら上記の先行研究に依拠するにとどまっている。これらの点で小稿が大きな限界を抱えていることをあらかじめ付言しておきたい。

〔I〕18世紀中葉ロシア海外貿易の構造

まず本節ではロシア海外貿易の構造を概観しよう。エリザヴェータ女帝時代に相当する1740-60年のロシア海外貿易は、①オーストリア継承戦争(1740-48年)に伴う停滞、②両戦間期における急速な成長、③七年戦争(1756-63年)に伴う成長の鈍化、以上三つの局面を示し、当該期を通じて輸出貿易は総額5,000,000ループリから10,000,000ループリへと、また輸入貿易は総額4,000,000ループリから8,000,000ループリへと、ともに倍増している。貿易収支はほぼ一貫して輸出超過を記録しており、平均黒字も1,500,000ループリから2,500,000ループリへと拡大傾向にある(図1)。⁴⁾以上の趨勢を示す18世紀ロシア海外貿易は、相手市場の地理的編成から整理した場合、ヨーロッパ諸国との貿易、及びイスラム諸国(ペルシア・オスマン帝国)との貿易、以上の二大環節に大別しうる。史料上の制約から両者の正確な数値は不詳であるが、先行研究の指摘によれば、ヨーロッパ貿易の年間平均総額が1724年の6,400,000ループリから1758-60年の9,400,000ルー



〔典拠〕 A. Kahan, *The Plow, the Hammer, and the Knout: An Economic History of Eighteenth Century Russia*, Chicago, 1985, pp. 164-165, 192-193; J. Newman, "Russian Foreign Trade, 1680-1780: The British Contribution", Ph. D. dissertation, University of Edinburgh, 1985, pp. 342-343.

ブリへと上昇する一方、アジア貿易のそれは1735 - 45年の340,000ルーブリから1753 - 56年の800,000ルーブリへと成長している。したがって、両者の相対的比重関係を見る場合、ヨーロッパ貿易はロシア海外貿易全体の85%を占めるのに対して、アジア貿易は全体の10%程度を占めるにすぎないが、両者の絶対的成長率を比較する場合、ヨーロッパ貿易は三分の一世紀をかけて1.5倍の増大を示すのに対して、アジア貿易はわずか四半世紀でこれを上回る2倍の成長を記録している。⁽²⁾ 以下、このような二重構造を念頭に置きながら18世紀中葉ロシア海外貿易の特質を確認しよう。

(1) ヨーロッパ貿易

まずヨーロッパ諸国との貿易取引を見よう。ロシアのヨーロッパ貿易は、①バルト海、②白海、③ポーランド国境、以上の海路・陸路を通じて展開された。以下順次その特質を検討しよう。

① バルト海貿易

ピョートル大帝の北方戦争によって実現したバルト海貿易は、言うまでもなくヨーロッパ貿易の動脈をなし、既に内外でイギリス海外貿易の枠組から各種一次史料（ズンド海峡関税台帳・イギリス貿易総監統計）を分析した先行研究が存在する。ここではその成果を摂取しながら、1734年英露通商条約の影響に留意しつつ、船舶寄港・輸入貿易・輸出貿易の動向を確認したい。⁽³⁾

はじめに外国船舶の寄港状況を見よう（表1）。まず寄港船舶の総数はバルト海をめぐる国際状況に左右されて激しく変動している。すなわち1730年代前半にはポーランド継承戦争（1733 - 35年）の影響で600 - 650隻にとどまったが、バルト海域の平和が回復した30年代後半には700 - 800隻代へと急速に上昇し、1740年代初頭には年間800 - 900隻という未曾有の規模に達している。続く1740年代にはオーストリア継承戦争によって600隻前後に後退するものの、戦争が終結した1740年代末より再び上昇に転じ、1750年代前半にはほぼ毎年800 - 900隻の寄港を記録した。しかし1750年代後半には再び七年戦争によって寄港総数が下落している。また寄港船舶の船籍内訳を見れば、オランダ商船は主として古い伝統をもつリガ・ナルヴァ両港を拠点に全体の6割にあたる350 - 400隻を占め、17世紀以来のバルト海貿易における支配的地位を依然として維持した。他方イギリスは、制規会社「ロシア会社」Russian Companyに加盟するロンドン・地方港商人、及び1707年のイングランド＝スコットランド合同以後も同社への加盟を拒否して独自に活動するスコットランド商人を担い手として、新興の聖ペテルブルクを基盤として寄港総数を拡大しており、オランダ商船の仲介する間取引から脱却して自国商船の直接貿易を強化しつつあった。⁽⁴⁾ なかでも1734年の英露通商条約・第28条がイギリス商人に最恵国待遇を認めて以来、⁽⁵⁾ オランダ商人に対するイギリス商人の優位は決定的となり、1750年代にはオランダ商船が200隻台に半減する一方、イギリス商船は350 - 400隻へと上昇している。なおフランス商船の寄港は極めて少なく、フランスのバルト海貿易は専らオランダ商船に依存して展開され、その総数も1730年代まで10隻程度、割合にしてオランダ商船全体の1%を占めるにすぎなかった。ところが1740年代後半 - 50年代前半の両戦間期には一挙に30 - 70隻へと上昇し、オランダ船籍全体の10%を超過するに至った。なかでもルーアンのフランス商人J・ミッシェル Michel は、かつてその父親がピョートル大使節団の訪仏を世話した機縁でバルト海貿易に多大な関心を示し、1740年代から聖ペテルブルクにて貿易活動に従事する一方、1747年には仏露通商を営む商事会社を設立し、1750年代には現地の副領事J・ラインバール Joseph Raimbert やルーアンのゴードン商会 Godin et Cie. 及びN・ボードワン商会 Nicholas Baudouin と連携して仏露貿易を展開している。⁽⁶⁾ 以上の如く18世紀半ばにおいて海運事業の主軸はオランダからイギリス・フランスへと移行しつつあったと言えよう。

表 1 : ズンド海峡経由の船舶寄港 1731-60年 (隻)

| 港湾 船籍 | リガ | | | レヴァル | | ナルヴァ | | | 聖ペテルブルク | | | 計 | | | | | |
|----------|-----|------|-----|------|----|------|-----|----|---------|----|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| | 蘭 | (仏) | 英 | 計 | 蘭 | 計 | 蘭 | 英 | 計 | 蘭 | (仏) | 英 | 計 | 蘭 | (仏) | 英 | 計 |
| 1731 | 178 | | 34 | 262 | 34 | 36 | 187 | 35 | 236 | 41 | (2) | 61 | 128 | 455 | (2) | 130 | 662 |
| 1732 | 99 | (7) | 44 | 191 | 13 | 17 | 236 | 52 | 301 | 27 | (3) | 84 | 135 | 391 | (10) | 180 | 644 |
| 1733 | 142 | (10) | 53 | 232 | 4 | 6 | 237 | 45 | 292 | 25 | (3) | 90 | 127 | 428 | (13) | 188 | 657 |
| 1734 | 147 | (3) | 42 | 227 | 17 | 19 | 226 | 39 | 279 | 24 | | 79 | 120 | 442 | (3) | 160 | 645 |
| 1735 | 169 | | 75 | 276 | 7 | 8 | 138 | 32 | 182 | 27 | | 90 | 132 | 361 | | 197 | 598 |
| 1736 | 151 | (3) | 51 | 249 | 14 | 18 | 87 | 30 | 119 | 41 | | 69 | 133 | 313 | (3) | 150 | 519 |
| 1737 | 157 | (1) | 94 | 309 | 22 | 30 | 138 | 42 | 196 | 54 | (1) | 99 | 165 | 386 | (2) | 235 | 700 |
| 1738 | 182 | (3) | 74 | 319 | 28 | 41 | 192 | 36 | 241 | 74 | (1) | 84 | 174 | 495 | (4) | 194 | 775 |
| 1739 | 230 | | 82 | 386 | 59 | 69 | 144 | 20 | 173 | 36 | | 118 | 171 | 500 | | 220 | 799 |
| 1740 | 252 | (7) | 57 | 406 | 89 | 109 | 104 | 20 | 133 | 52 | | 110 | 182 | 557 | (7) | 187 | 830 |
| 1741 | 261 | (20) | 76 | 450 | 53 | 67 | 113 | 28 | 150 | 93 | (1) | 105 | 222 | 574 | (21) | 209 | 889 |
| 1742 | 163 | | 83 | 288 | 23 | 28 | 139 | 29 | 179 | 69 | | 123 | 203 | 429 | | 235 | 698 |
| 1743 | 121 | (8) | 70 | 228 | 23 | 25 | 203 | 25 | 232 | 27 | (1) | 69 | 111 | 407 | (9) | 164 | 596 |
| 1744 | 151 | | 51 | 254 | 19 | 22 | 102 | 9 | 124 | 57 | | 109 | 192 | 354 | | 169 | 592 |
| 1745 | 99 | (4) | 73 | 244 | 31 | 37 | 140 | 14 | 162 | 37 | (2) | 66 | 121 | 320 | (6) | 153 | 564 |
| 1746 | 140 | (8) | 72 | 315 | 20 | 23 | 86 | 9 | 109 | 40 | (1) | 108 | 165 | 305 | (9) | 189 | 612 |
| 1747 | 136 | (6) | 84 | 312 | 26 | 33 | 85 | 27 | 128 | 45 | (3) | 145 | 224 | 313 | (9) | 256 | 697 |
| 1748 | 118 | (18) | 71 | 276 | 40 | 45 | 55 | 21 | 85 | 29 | (5) | 72 | 137 | 260 | (23) | 164 | 543 |
| 1749 | 142 | (25) | 57 | 317 | 39 | 42 | 124 | 13 | 158 | 42 | (7) | 96 | 162 | 365 | (32) | 166 | 679 |
| 1750 | 132 | (25) | 77 | 336 | 19 | 24 | 174 | 18 | 206 | 31 | (6) | 132 | 179 | 380 | (31) | 227 | 745 |
| 1751 | 121 | (20) | 76 | 316 | 31 | 32 | 138 | 32 | 189 | 42 | (13) | 102 | 181 | 332 | (33) | 210 | 718 |
| 1752 | 168 | (38) | 86 | 390 | 43 | 49 | 133 | 32 | 189 | 68 | (31) | 155 | 249 | 412 | (69) | 273 | 877 |
| 1753 | 166 | (16) | 101 | 370 | 28 | 40 | 134 | 36 | 193 | 74 | (17) | 147 | 255 | 402 | (33) | 284 | 858 |
| 1754 | 227 | (32) | 156 | 470 | 20 | 33 | 140 | 41 | 205 | 72 | (35) | 155 | 239 | 459 | (67) | 352 | 947 |
| 1755 | 138 | (27) | 142 | 364 | 11 | 27 | 112 | 36 | 169 | 41 | (11) | 225 | 298 | 302 | (38) | 403 | 858 |
| 1756 | 170 | (13) | 117 | 384 | 5 | 15 | 3 | 18 | 27 | 62 | (1) | 179 | 263 | 240 | (14) | 314 | 689 |
| 1757 | 168 | (3) | 90 | 335 | 1 | 5 | | 11 | 21 | 84 | (5) | 119 | 230 | 253 | (8) | 220 | 591 |
| 1758 | 155 | (4) | 93 | 426 | 1 | 2 | 30 | 15 | 55 | 43 | (3) | 145 | 219 | 229 | (7) | 253 | 702 |
| 1759 | 201 | (1) | 89 | 376 | 9 | 12 | 66 | 17 | 96 | 59 | (6) | 188 | 275 | 335 | (7) | 294 | 759 |
| 1760 | 204 | (1) | 67 | 344 | 9 | 11 | 1 | 8 | 19 | 48 | (4) | 124 | 204 | 262 | (5) | 199 | 578 |

【典拠】 J. Newman, op. cit., pp. 241-268. カッコ内の数値はフランス・ロシア貿易を媒介したオランダ商船の隻数。

次に輸入貿易を見よう(表2)。まず毛織物製品は、輸入総量が1730年代の15,000反前後から1740年代前半の20,000-30,000反へと倍増し、直後のオーストリア継承戦争によってやや停滞するものの、両戦間期には再び40,000-50,000反へとさらなる倍増を示し、続く1750年代後半には七年戦争の影響で20,000反前後まで再び減少している。うち、上質織物の輸入は1740年代を通じて停滞・下降しているのに対して、並質織物の輸入は上昇傾向を維持し、1750年代には羊毛製品輸入全体の大半を占めるに至った。相手市場の編成を見れば、1720-30年代において上質織物についてはオランダ製品、並質織物についてはプロイセン製品がそれぞれ高い比重を占めていたが(ただしプロイセン製品はズンド海峡を通過しないため表2には現れない)、対するイギリスは1734年の英露通商条約・第8条にて領内経由ペルシア貿易の特権を獲得してペルシア向け上質織物の輸出を加速する一方、⁽⁷⁾ 当該条約・第27条では軍服用毛織物への優遇税率を享受して軍隊向け並質織物の輸出も拡大し、⁽⁸⁾ この結果1750年代には上質・並質織物ともイギリス製品の独占状態が確立している。なおその他の奢侈的繊維製品に関しては依然オランダが首位を占めるが、この分野でもイギリス製品が漸次参入し、オランダの地位は動揺する傾向にある。

他の輸入品目としては、ともに奢侈的性格をもつ植民地産品・ワインが重要である。まず植民地産品は、輸入総量が1730年代後半から1740年代初頭にかけて倍増し、1740年代にはオーストリア継承戦争によって退潮するものの、1750年代前半には再び激増している。輸入市場としては、1730

ー 40年代には一貫してオランダが圧倒的比重を占めたが、1750年代中葉にはむしろイギリス経由の産品が増え、1750年代後半には両国市場の拮抗状態が続いた。またフランスは1740年代後半においてしばしばイギリスの地位を凌駕する第二の市場へと上昇し、なかでも1754年には空前の取引総量を記録している。またワイン輸入は、1730年代後半の1,000トン前後から1740年代前半の1,500 - 2,000トンへとやはり倍増し、オーストリア継承戦争期の下落をはさんで1750年代前半には年間2,000トン前後の水準まで回復した後、七年戦争が勃発する1750年代後半にも一定の上昇が認められる。その主要源泉は1730年代前半までオランダ市場にあったが、1730年代後半にはフランスがこれを凌駕し、1740 - 50年代にはフランス産品が全体の9割を占めた。⁽⁹⁾

以上の如く1740 - 50年代においてロシア輸入貿易の構造は、オランダ市場への一極集中傾向からオランダ植民地産品・イギリス羊毛製品・フランス酒類が併存する多角的分散傾向へと大きく変容した。またイギリス・オランダ両国のロシア向け輸出は、両国それぞれの植民地・本国産品とともにフランス産品に強く依存し、フランスでの買付価格とロシアでの販売価格との差額で多大な利益を得ており、この点でフランスは英蘭両国のロシア向け輸出貿易を間接的に支援したと言える。

他方輸出貿易を見れば(表3・4)、その太宗は北方戦争でロシア領に編入されたバルト海沿岸地帯の産出する各種の船舶必需品 Naval Stores (亜麻・大麻・木材・棒鉄) にあり、なかでも18世紀のイギリス「商業革命」Commercial Revolution及び一連の国際紛争によって民間商船・海軍艦艇の需要が高騰するなか、その輸出は上昇傾向にある。まず亜麻・大麻は、帆布・装具の原料として安定した需要をもち、伸び率こそ僅かであるものの、輸出総量は着実に上昇した。その仕向け先としてはイギリスが一貫して首位をなし、オランダがこれに続くが、1730年代から1750年代にかけて両国市場の格差は拡大する傾向にある。イギリス商人は当該産品の輸入形態としてオランダ市場を経由する間接取引よりも自国商船を媒介とした直接輸入を指向し、なかでも「イギリス・リネン会社」British Linen Companyは、活動拠点の聖ペテルブルクはもとよりオランダの勢力範囲たるリガにおいてすら直接取引を開始している。⁽¹⁰⁾ 次に木材は、軍艦建造に不可欠な帆柱・船材として、西欧各国が海軍拡張を進めた1740年代前半・1750年代前半において輸出が増大している。輸出市場としては、1730 - 40年代にはイギリス海軍がなお木材調達の多くをノルウェー市場に依存していたため、むしろオランダが全体の9割を占めた。しかしながらノルウェーの森林資源が枯渇するにつれてイギリス向け輸出も漸次拡大し、なかでも聖ペテルブルクのトゥック商会 Tookに加え、リガで活動するモリソン Morison・スペンサー Spencer・ソーントン Thornton・コリンズ Collins・ウェール=ピアソン Wale-Pierson 各社が取引を仲介した。この結果1750年代前半にはオランダ向け輸出総量が絶対的に下降する一方、イギリス向け輸出が急増し、両国市場はほぼ拮抗している。

⁽¹¹⁾ なお1750年代前半にはフランス向け木材輸出も徐々に開始されているが、取引は専らアムステルダム有力商社ホープ商会 Thomas and Adrien Hope の仲介に依存した。⁽¹²⁾ また棒鉄輸出は1730年代の20,000シップポンド前後から1750年代の50,000 - 100,000シップポンドへと激増し、イギリス向け輸出が全体の9割を占めた。なかでも1740年代には、これまでイギリス棒鉄市場を独占してきたスウェーデンが価格下落を抑制するべく棒鉄の輸出総量を制限したため、イギリス製鉄業者はロシア産鉄の輸入を急速に拡大し、以後ロシア産鉄がイギリス市場を席巻している。⁽¹³⁾

なおロシア領外で生産される輸出産品としてはポーランド穀物・ペルシア生糸が重要である。まずバルト海諸港の穀物輸出は、1730年代に増減を繰り返した後、1739 - 41年には驚異的な伸びを記録し、続く1740年代の低迷を経て1753 - 56年には再度の輸出上昇を記録している。これら輸向穀物の生産拠点は帝国領外のポーランド農業地帯(リトアニア・ベラルーシ)にあり、その

表 2 : ロシア輸入貿易 (ズンド海峡経由) 1731-60年

| 品目 | 繊維製品 (piece) | | | | | | | | | | | | 植民地産品 (1,000 pound) | | | | | ワイン (ton) | | | |
|------|--------------|-------|--------|-------|--------|--------|----------|--------|--------|-------|-------|-------|---------------------|-------|-------|-----|-------|-----------|-------|-----|-------|
| | 羊毛製品 | | | | | | その他の繊維製品 | | | | | | 蘭 | 英 | 仏 | 独 | 計 | 蘭 | 仏 | 独 | 計 |
| | 上 | | 質 | | 計 | | 上 | | 質 | | 計 | | | | | | | | | | |
| 市場 | 蘭 | 英 | 計 | 蘭 | 英 | 計 | 蘭 | 英 | 計 | 蘭 | 英 | 計 | 蘭 | 英 | 仏 | 独 | 計 | 蘭 | 仏 | 独 | 計 |
| 1731 | 4,537 | 2,480 | 7,051 | 1,387 | 5,003 | 6,471 | 5,924 | 7,483 | 13,522 | 1,931 | 0 | 2,314 | 1,407 | 197 | 1 | 154 | 1,777 | 564 | 333 | 143 | 1,110 |
| 1732 | 3,070 | 1,797 | 4,963 | 1,861 | 7,473 | 9,352 | 4,931 | 9,270 | 14,315 | 1,528 | 455 | 1,985 | 1,142 | 206 | 6 | 146 | 1,501 | 393 | 167 | 48 | 617 |
| 1733 | 4,158 | 1,782 | 6,052 | 2,709 | 2,827 | 5,557 | 6,867 | 4,609 | 11,609 | 1,629 | 837 | 2,767 | 1,074 | 170 | 71 | 95 | 1,500 | 502 | 397 | 42 | 991 |
| 1734 | 3,082 | 1,061 | 4,470 | 1,529 | 5,853 | 7,336 | 4,611 | 6,914 | 11,806 | 1,850 | 2,507 | 4,367 | 1,046 | 125 | 1 | 128 | 1,316 | 274 | 223 | 55 | 624 |
| 1735 | 1,905 | 1,013 | 3,000 | 1,791 | 9,427 | 11,379 | 3,696 | 10,440 | 14,579 | 1,964 | 500 | 2,494 | 1,253 | 188 | 68 | 179 | 1,737 | 425 | 699 | 64 | 1,307 |
| 1736 | 2,638 | 1,992 | 4,812 | 3,491 | 7,860 | 11,354 | 6,129 | 9,852 | 16,206 | 1,897 | 290 | 2,387 | 1,361 | 734 | 80 | 176 | 2,092 | 250 | 388 | 63 | 721 |
| 1737 | 977 | 2,184 | 3,221 | 3,997 | 5,356 | 9,382 | 4,974 | 7,540 | 12,603 | 2,460 | 342 | 2,928 | 1,445 | 597 | 85 | 202 | 2,365 | 271 | 717 | 24 | 1,132 |
| 1738 | 1,023 | 2,091 | 3,163 | 4,319 | 7,398 | 11,735 | 5,342 | 9,489 | 14,898 | 2,562 | 220 | 2,954 | 1,595 | 421 | 54 | 224 | 2,304 | 348 | 419 | 50 | 885 |
| 1739 | 3,446 | 2,097 | 6,543 | 1,740 | 7,443 | 8,205 | 5,186 | 9,540 | 14,748 | 2,352 | 66 | 2,686 | 2,120 | 383 | 158 | 233 | 2,938 | 306 | 610 | 62 | 1,043 |
| 1740 | 1,809 | 2,894 | 4,741 | 5,871 | 10,229 | 16,125 | 7,680 | 13,123 | 20,866 | 4,213 | 84 | 4,708 | 1,481 | 204 | 65 | 392 | 2,150 | 395 | 452 | 105 | 999 |
| 1741 | 3,251 | 4,751 | 8,013 | 4,893 | 19,463 | 24,413 | 8,144 | 24,214 | 32,426 | 4,105 | 578 | 4,795 | 1,733 | 875 | 284 | 543 | 3,742 | 319 | 733 | 127 | 1,291 |
| 1742 | 1,042 | 4,122 | 5,192 | 3,320 | 21,789 | 25,116 | 4,362 | 25,911 | 30,308 | 4,009 | 646 | 6,101 | 1,373 | 66 | 4 | 355 | 1,821 | 631 | 964 | 319 | 2,059 |
| 1743 | 1,057 | 9,053 | 10,154 | 4,123 | 15,881 | 20,100 | 5,180 | 24,934 | 30,254 | 5,055 | 1,562 | 7,543 | 1,426 | 133 | 92 | 366 | 2,161 | 349 | 1,097 | 252 | 1,906 |
| 1744 | 1,905 | 5,552 | 7,413 | 4,851 | 11,172 | 16,070 | 6,756 | 16,724 | 23,483 | 3,018 | 2,168 | 5,186 | 1,104 | 66 | 113 | 363 | 1,654 | 285 | 831 | 93 | 1,318 |
| 1745 | 3,574 | 2,899 | 6,493 | 4,087 | 13,263 | 17,352 | 7,661 | 16,162 | 23,845 | 4,767 | 32 | 5,029 | 1,095 | 112 | 110 | 395 | 1,827 | 399 | 1,039 | 92 | 1,588 |
| 1746 | 1,584 | 8,315 | 9,899 | 2,037 | 8,528 | 10,602 | 3,621 | 16,843 | 20,501 | 3,696 | 494 | 4,253 | 1,118 | 103 | 114 | 304 | 1,717 | 213 | 442 | 97 | 798 |
| 1747 | 2,314 | 2,708 | 5,072 | 2,626 | 12,089 | 14,789 | 4,940 | 14,797 | 19,861 | 4,795 | 1,273 | 6,122 | 980 | 20 | 184 | 86 | 1,285 | 142 | 440 | 36 | 657 |
| 1748 | 1,160 | 2,887 | 4,147 | 2,391 | 18,992 | 21,558 | 3,551 | 21,879 | 25,705 | 4,790 | 889 | 5,681 | 1,145 | 220 | 10 | 131 | 1,520 | 159 | 583 | 83 | 842 |
| 1749 | 1,468 | 3,119 | 4,615 | 1,030 | 21,779 | 22,924 | 2,498 | 24,898 | 27,539 | 3,606 | 253 | 3,325 | 1,184 | 215 | 306 | 289 | 2,019 | 325 | 1,823 | 121 | 2,306 |
| 1750 | 2,117 | 5,387 | 7,584 | 2,223 | 43,098 | 45,341 | 4,340 | 48,485 | 52,925 | 3,667 | 1,916 | 5,627 | 1,079 | 123 | 237 | 143 | 632 | 717 | 266 | 84 | 1,106 |
| 1751 | 2,783 | 7,201 | 9,984 | 2,899 | 27,869 | 30,768 | 5,682 | 35,070 | 40,752 | 6,019 | 875 | 6,975 | 1,368 | 472 | 59 | 406 | 2,688 | 310 | 261 | 121 | 858 |
| 1752 | 2,005 | 8,061 | 10,800 | 2,311 | 20,362 | 22,692 | 4,316 | 28,423 | 32,772 | 6,552 | 2,052 | 8,619 | 1,146 | 280 | 51 | 278 | 1,919 | 383 | 1,349 | 45 | 1,896 |
| 1753 | 2,012 | 5,434 | 7,464 | 391 | 25,423 | 25,856 | 2,403 | 30,857 | 33,320 | 5,437 | 212 | 5,906 | 854 | 815 | 649 | 324 | 2,661 | 238 | 1,761 | 56 | 2,119 |
| 1754 | 1,788 | 6,497 | 8,358 | 289 | 14,723 | 15,035 | 2,077 | 21,220 | 23,993 | 5,553 | 2,151 | 7,888 | 663 | 1,883 | 1,128 | 133 | 3,886 | 337 | 914 | 37 | 1,364 |
| 1755 | 699 | 5,994 | 6,693 | 679 | 16,963 | 17,586 | 1,378 | 22,901 | 24,279 | 5,645 | 597 | 6,242 | 776 | 647 | 601 | 128 | 2,519 | 255 | 1,485 | 19 | 1,971 |
| 1756 | 1,649 | 7,661 | 9,552 | 454 | 9,569 | 10,051 | 2,103 | 17,230 | 19,603 | 5,616 | 1,156 | 6,772 | 707 | 1,846 | 215 | 173 | 2,968 | 204 | 2,243 | 45 | 2,588 |
| 1757 | 1,009 | 3,887 | 4,978 | 744 | 12,734 | 13,478 | 1,753 | 16,621 | 18,456 | 2,445 | 1,076 | 3,521 | 835 | 811 | 152 | 284 | 2,119 | 145 | 1,299 | 48 | 1,558 |
| 1758 | 1,081 | 4,417 | 5,498 | 1,992 | 15,329 | 16,521 | 2,273 | 19,746 | 22,019 | 1,767 | 522 | 2,240 | 812 | 848 | 413 | 419 | 2,267 | 141 | 1,723 | 53 | 1,994 |
| 1759 | 675 | 4,007 | 4,682 | 748 | 16,487 | 17,235 | 1,423 | 20,494 | 21,917 | 3,229 | 1,407 | 4,704 | 850 | 998 | 199 | 481 | 2,550 | 264 | 2,389 | 183 | 3,025 |
| 1760 | 152 | 3,405 | 3,563 | 427 | 6,095 | 6,522 | 579 | 9,500 | 10,085 | 2,254 | 316 | 2,579 | 465 | 1,181 | 479 | 503 | 2,653 | 153 | 2,040 | 90 | 2,335 |

【典拠】 J. Newman, op. cit., pp. 293-294, 302-303, 308-309, 311-312.

表 3 : ロシア輸出貿易 (ズンド海峡経由) 1731-60年

| 品目 | 穀物 (last) | 亜麻・大麻 (shippound) | | | 木材 (1,000 pieces) | | | | 棒鉄 (shippound) | | | 生糸 (pound) | | | | |
|------|-----------|-------------------|---------|---------|-------------------|-----|-----|-----|----------------|-------|---------|------------|---------|---------|--------|---------|
| | | 蘭 | 英 | 計 | 蘭 | 英 | 仏 | 計 | 蘭 | 英 | 南欧 | 計 | 蘭 | 英 | 計 | |
| 1731 | 5,516 | 5,520 | 46,240 | 48,954 | 103,230 | 675 | 22 | 8 | 708 | 5,776 | 12,581 | 1,042 | 20,842 | 140,300 | | 140,300 |
| 1732 | 627 | 935 | 28,328 | 53,014 | 85,996 | 736 | 58 | 32 | 827 | 2,193 | 22,249 | 536 | 25,860 | 80,800 | | 109,900 |
| 1733 | 515 | 525 | 25,991 | 65,529 | 96,330 | 757 | 100 | 60 | 782 | 1,922 | 20,304 | 300 | 24,213 | 20,400 | | 20,400 |
| 1734 | 4,376 | 4,660 | 22,371 | 50,824 | 76,560 | 741 | 145 | 17 | 908 | 1,654 | 13,454 | 1,405 | 17,045 | 24,400 | | 24,400 |
| 1735 | 1,708 | 1,924 | 39,132 | 70,033 | 113,564 | 708 | 63 | 4 | 786 | 4,603 | 17,244 | 560 | 22,981 | 39,300 | | 39,300 |
| 1736 | 679 | 1,125 | 45,764 | 53,671 | 103,697 | 474 | 92 | 20 | 586 | 821 | 17,930 | 1,991 | 21,248 | 48,850 | | 49,537 |
| 1737 | 1,811 | 2,683 | 35,815 | 75,182 | 120,054 | 538 | 71 | 13 | 648 | 1,274 | 16,988 | 1,814 | 20,283 | 33,600 | | 33,600 |
| 1738 | 5,522 | 6,310 | 43,680 | 60,369 | 113,084 | 692 | 34 | 19 | 766 | 1,363 | 18,792 | 1,888 | 22,664 | 42,600 | | 42,600 |
| 1739 | 14,561 | 15,310 | 35,134 | 79,753 | 125,998 | 591 | 26 | 10 | 634 | 3,037 | 20,069 | 1,936 | 25,259 | 15,000 | | 15,000 |
| 1740 | 27,813 | 30,595 | 14,875 | 66,724 | 90,873 | 488 | 8 | 15 | 534 | 3,940 | 21,626 | 2,439 | 28,524 | 48,300 | | 50,200 |
| 1741 | 17,395 | 20,908 | 27,514 | 84,328 | 125,751 | 710 | 45 | 87 | 852 | 1,879 | 22,352 | 948 | 26,308 | 80,600 | | 80,600 |
| 1742 | 0 | 30 | 31,672 | 98,110 | 144,884 | 975 | 24 | 49 | 1,067 | 1,181 | 32,301 | 645 | 34,937 | 53,400 | 6,900 | 60,300 |
| 1743 | 133 | 142 | 20,994 | 50,814 | 79,405 | 844 | 31 | 108 | 1,035 | 903 | 22,408 | 1,362 | 26,865 | 47,400 | 35,572 | 82,972 |
| 1744 | 55 | 55 | 45,104 | 93,643 | 144,884 | 641 | 50 | 26 | 742 | 1,844 | 19,734 | 802 | 23,145 | 234,000 | 27,750 | 261,750 |
| 1745 | 741 | 1,545 | 22,560 | 81,349 | 117,379 | 676 | 8 | 5 | 731 | 1,375 | 19,743 | 1,148 | 23,076 | 111,600 | 51,026 | 162,626 |
| 1746 | 912 | 912 | 45,249 | 99,653 | 169,356 | 509 | 56 | 15 | 599 | 2,667 | 24,869 | 2,165 | 30,638 | 67,250 | 29,984 | 97,234 |
| 1747 | 0 | 16 | 41,711 | 141,767 | 202,238 | 529 | 61 | 32 | 673 | 700 | 26,615 | 2,276 | 30,880 | 72,200 | 30,735 | 105,635 |
| 1748 | 0 | 58 | 29,088 | 80,755 | 133,856 | 300 | 44 | 40 | 402 | 952 | 15,667 | 2,005 | 19,789 | 39,450 | 15,600 | 55,050 |
| 1749 | 0 | | 33,176 | 75,530 | 142,051 | 441 | 69 | 35 | 600 | 4,644 | 41,892 | 1,948 | 51,884 | 30,985 | 32,430 | 63,415 |
| 1750 | 0 | 82 | 27,895 | 131,174 | 184,140 | 547 | 89 | 41 | 737 | 3,705 | 104,701 | 6,575 | 119,787 | 122,641 | 2,266 | 124,907 |
| 1751 | 207 | 207 | 36,8694 | 71,119 | 154,986 | 434 | 143 | 23 | 705 | 5,184 | 48,991 | 2,914 | 61,309 | 29,646 | 11,722 | 41,368 |
| 1752 | 0 | 0 | 40,168 | 113,384 | 213,276 | 438 | 260 | 81 | 887 | 3,362 | 73,873 | 2,934 | 90,148 | 20,373 | 14,396 | 34,769 |
| 1753 | 1,760 | 2,681 | 43,290 | 87,257 | 173,833 | 395 | 355 | 65 | 1,124 | 3,315 | 44,808 | 3,728 | 57,429 | 48,150 | 2,444 | 50,594 |
| 1754 | 878 | 1,644 | 36,364 | 117,741 | 216,989 | 562 | 174 | 46 | 997 | 3,325 | 48,780 | 3,981 | 61,121 | 24,292 | 11,752 | 36,044 |
| 1755 | 1,404 | 2,596 | 20,416 | 153,208 | 217,155 | 391 | 320 | 50 | 888 | 5,083 | 69,130 | 6,022 | 83,296 | 2,550 | | 2,550 |
| 1756 | 166 | 1,240 | 48,796 | 156,184 | 227,996 | 170 | 184 | 18 | 441 | 3,551 | 45,200 | 2,399 | 52,349 | 16,669 | 350 | 17,019 |
| 1757 | 189 | 279 | 52,661 | 107,035 | 217,412 | 101 | 66 | | 254 | 5,173 | 31,180 | 3,834 | 43,579 | 27,349 | 3,483 | 30,832 |
| 1758 | 0 | 326 | 34,667 | 112,437 | 181,497 | 349 | 126 | 6 | 553 | 7,571 | 48,907 | 2,489 | 61,644 | 8,141 | 14,404 | 23,745 |
| 1759 | 87 | 107 | 37,371 | 185,567 | 259,123 | 529 | 99 | | 684 | 4,889 | 83,740 | 1,825 | 92,793 | 3,446 | | 3,446 |
| 1760 | 1,125 | 1,467 | 31,661 | 98,181 | 162,835 | 304 | 109 | | 449 | 4,864 | 60,542 | 3,388 | 70,282 | 811 | | 811 |

【典拠】 J. Newman, op. cit., pp. 269-272, 274-282, 283-284, 339-34

表4：ロシア輸出貿易 1745-55年 (1,000ルーブリ・%)

| | 総額 | 亜麻・大麻 | 棒鉄 | 皮革 |
|------|-----------------|----------------|--------------|--------------|
| 1745 | 2,795.7 (100.0) | 652.5 (23.3) | 128.3 (4.5) | 656.6 (23.5) |
| 1747 | 3,292.5 (100.0) | 1,173.8 (35.6) | 202.0 (6.1) | 578.7 (17.5) |
| 1751 | 3,447.7 (100.0) | 789.3 (22.8) | 335.6 (9.7) | 663.5 (19.3) |
| 1752 | 4,353.7 (100.0) | 1,376.4 (31.6) | 729.9 (16.7) | 616.4 (14.2) |
| 1755 | 4,544.6 (100.0) | 1,421.8 (31.3) | 645.2 (14.4) | 993.4 (21.8) |

【典拠】B・H・ヤコフツェフスキー（石川郁男訳）『封建農奴制ロシアにおける商人資本』未来社1956年、49頁。

輸出拠点は当該地帯を後背地とする港湾都市リガ、その仕向け先は同市を活動拠点とするオランダにあった。輸出品目に穀物が登場した背景としては、国際的には西欧諸国における飢饉の発生によって国際穀物価格が高騰したこと、国内的には運河整備が終了して運送経費が減少し、首都における穀物価格が安定する一方、余剰穀物の輸出能力が向上したこと、以上の事情が存在する。しかし産業革命前夜の西欧諸国では外国穀物への需要が依然低く、また南下政策・南部開発が途上にあるロシアでは未だ十分な穀物生産・輸出能力が欠如しており、輸出品目としての穀物の地位はなお弱いと言える。⁽¹⁴⁾ またペルシア生糸はロシア領土経由の東西中継貿易を象徴する再輸出品であるが、輸出市場としてはオランダが大半を占める。1740年代前半にはイギリス向け生糸輸出も開始されているが、これは上述したペルシア向けイギリス羊毛製品輸出に連動した現象と推定される。ただし1750年代には再びオランダ向け輸出が上昇し、依然として生糸輸出の基軸となっている。⁽¹⁵⁾

以上の如く1740-50年代において、オランダはロシア領内経由ポーランド穀物・ペルシア生糸の輸出を牽引したのに対して、イギリスはロシアの船舶必需品輸出における最大の販路として台頭し、逆にロシアもイギリスの当該産品輸入において北欧諸国（ノルウェー・スウェーデン）に代わる最大の供給地帯として成長しており、両国市場は相互の依存関係を強める傾向にあった。

② 白海貿易

白海貿易の拠点たるアルハンゲリスクは、かつてはロシアが保有する唯一の海港都市として対欧貿易を牽引してきたが、18世紀初頭の北方戦争で地理的・気候的条件の有利なバルト海沿岸が領有されて以来、ヨーロッパ貿易の動脈は北氷洋経由の白海貿易からズンド海峡経由のバルト海貿易へと移行し、この結果アルハンゲリスクはリガ・聖ペテルブルクに次ぐロシア第三の貿易都市へと後退した。それでも白海貿易は、相次ぐ国際紛争によってバルト海貿易が封鎖・攪乱された際の代替経路として機能し、なかでもオーストリア継承戦争の勃発した1740年代前半及び七年戦争期の発生した1750年代後半-60年代前半において輸出・輸入とも取引総額は上昇している（表5）。

輸出品目としてはバルト海沿岸諸港と同じく各種の船舶必需品（麻類・銃鉄・木材・ピッチ・タール）が中心をなすが、一般に白海貿易では荒天の北極海航行に耐えうる大型の船舶が採用されたため、重量・安価な穀物の取引も高い比重を占め、これらの輸出貿易を梃子として収支は一貫して黒字を記録している。⁽¹⁶⁾ 相手市場の編成を見れば、イギリス商人は対露貿易の重点を聖ペテルブルクに移して白海貿易より撤退したため、アルハンゲリスクの貿易活動は専らオランダ商人、なかでも現地のファン・ブリエン商会 van Brienen を媒介として展開され、寄港船舶の過半もオランダ商船が占めている（表6）。これによりオランダは上記バルト海貿易における後退を白海貿易の展開によってある程度補填することができた（表7）。なお強い木材需要をもつフランスも白海貿易に関心を示し、なかでもパリのボージョン＝グーゼン商会 Beaujon et Goozen はアルハンゲリスクでのフランス海軍向け船舶用品（木材・ピッチ・タール）輸入に従事している。⁽¹⁷⁾

表 5 : アルハンゲリスク海外貿易 1725-64年 (ルーブリ)

| | 輸 出 | 輸 入 | 収 支 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 1725- 29 年平均 | 283,176 | 96,982 | 186,194 |
| 1735- 39 年平均 | 315,410 | 136,845 | 178,565 |
| 1740- 44 年平均 | 428,363 | 236,102 | 192,261 |
| 1745- 49 年平均 | 274,953 | 116,141 | 158,812 |
| 1750- 54 年平均 | 310,910 | 177,706 | 133,204 |
| 1755- 59 年平均 | 375,763 | 129,919 | 245,844 |
| 1760- 64 年平均 | 573,495 | 261,610 | 311,885 |

[典拠] A. Kahan, *op. cit.*, p. 258.

表 6 : オランダ船舶の寄港 1731-60年 (隻)

| | バルト海諸港 | | アルハンゲリスク港 | | |
|------|------------|----------|------------|----------|-----|
| | オランダ 船舶 | 寄港 総数 | オランダ 船舶 | 寄港 総数 | |
| 1731 | 455 | 662 | 15 | | |
| 1732 | 391 | 644 | 16 | | |
| 1733 | 428 | 657 | 20 | | |
| 1734 | 442 | 645 | 28 | | |
| 1735 | 361 | 598 | 20 | | 60 |
| 1736 | 313 | 519 | 20 | | |
| 1737 | 386 | 700 | 15 | | |
| 1738 | 495 | 775 | 19 | | |
| 1739 | 500 | 799 | 31 | | |
| 1740 | 557 | 830 | 60 | | 115 |
| 1741 | 574 | 889 | 54 | | 96 |
| 1742 | 429 | 698 | 35 | | 50 |
| 1743 | 407 | 596 | 33 | | 54 |
| 1744 | 354 | 592 | 25 | | 30 |
| 1745 | 320 | 564 | 13 | | 25 |
| 1746 | 305 | 612 | 19 | | |
| 1747 | 313 | 697 | 21 | | 30 |
| 1748 | 260 | 543 | 18 | | |
| 1749 | 365 | 679 | 18 | | |
| 1750 | 380 | 745 | 24 | | 51 |
| 1751 | 332 | 718 | 9 | | |
| 1752 | 412 | 877 | 30 | | |
| 1753 | 402 | 858 | 29 | | |
| 1754 | 459 | 947 | 28 | | |
| 1755 | 302 | 858 | 27 | | 48 |
| 1756 | 240 | 689 | 23 | | |
| 1757 | 253 | 591 | 37 | | |
| 1758 | 229 | 702 | 26 | | |
| 1759 | 335 | 759 | 18 | | |
| 1760 | 262 | 578 | 17 | | 37 |

[典拠] J. Newman, *op. cit.*, pp. 241- 268.

表 7 : オランダ向け輸出 1731-60年 (トン)

| | バルト海 經由 | 白海 經由 | 計 |
|------|------------|----------|---------|
| 1731 | 87,810 | 3,910 | 91,720 |
| 1732 | 86,466 | 4,480 | 90,946 |
| 1733 | 83,716 | 7,520 | 91,236 |
| 1734 | 94,578 | 10,372 | 104,950 |
| 1735 | 76,952 | 8,724 | 85,676 |
| 1736 | 72,662 | 8,284 | 80,946 |
| 1737 | 81,020 | 6,430 | 87,450 |
| 1738 | 107,732 | 6,612 | 114,344 |
| 1739 | 89,380 | 13,052 | 102,432 |
| 1740 | 104,390 | 22,570 | 126,960 |
| 1741 | 96,674 | 19,686 | 116,360 |
| 1742 | 77,624 | 11,824 | 89,448 |
| 1743 | 90,158 | 9,414 | 99,572 |
| 1744 | 67,022 | 7,064 | 74,086 |
| 1745 | 70,142 | 4,534 | 74,676 |
| 1746 | 63,290 | 6,722 | 70,012 |
| 1747 | 58,714 | 7,522 | 66,236 |
| 1748 | 55,208 | 6,912 | 62,120 |
| 1749 | 64,378 | 6,552 | 70,930 |
| 1750 | 65,078 | 9,560 | 74,638 |
| 1751 | 60,098 | 3,550 | 63,648 |
| 1752 | 62,252 | 10,540 | 72,792 |
| 1753 | 61,882 | 9,782 | 71,664 |
| 1754 | 64,682 | 10,980 | 75,662 |
| 1755 | 49,486 | 10,358 | 59,844 |
| 1756 | 34,520 | 15,712 | 50,232 |
| 1757 | 38,706 | 23,306 | 62,012 |
| 1758 | 44,312 | 12,608 | 56,920 |
| 1759 | 62,342 | 11,202 | 73,544 |
| 1760 | 54,586 | 9,430 | 64,016 |

[典拠] A. Kahan, *op. cit.*, pp. 306- 307.

③ 陸上貿易

以上の海上貿易に比して総量は劣るものの、ポーランド国境を経由するヨーロッパとの陸上貿易も古来展開されている。内陸都市スモレンスク Smolensk を拠点とするポーランド＝リトアニア連合王国との内陸通商は、一方ではポーランドの港湾都市ダンツィヒに到達してバルト海に接続するが、他方ではザクセン選帝侯国の内陸商都ライプツィヒを結節点としてヨーロッパを横断する国際商業の動脈「ホーエ・シュトラッセ」Hohe Straße に接続し、ポーランド・ロシア商人によって活発な通商活動が展開されてきた。17世紀より取引は基本的にロシア側の輸出超過にあり、ロシアから各種一次産品、とりわけ毛皮が輸出される一方、ポーランドから大量の貴金属が流入している。しかしながら18世紀半ばにはライプツィヒから繊維製品を中心とする西欧工業製品がロシア市場へと大量に流入し、この結果貿易関係はむしろロシア側の輸入超過に転換している。⁽¹⁸⁾

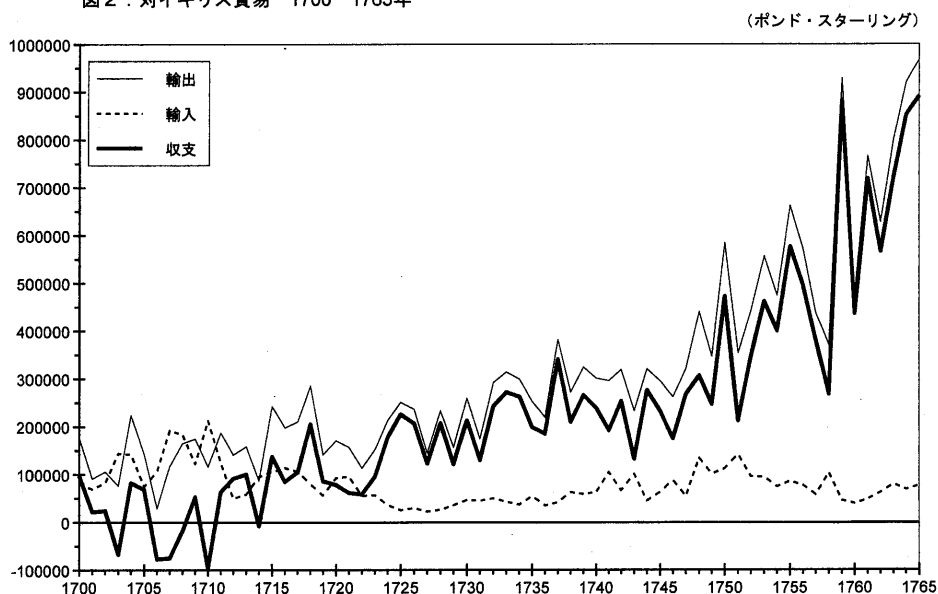
④ 収支構造

最後にヨーロッパ貿易の収支構造を見よう。ヨーロッパ諸国との貿易関係は、ポーランド国境経由の陸上貿易こそ入超に転じたものの、動脈たるバルト海・白海経由の海上貿易は出超を記録し、全体として収支黒字を維持するとともに、黒字の幅は増大傾向にあったと言える。なかでもイギリスとの収支関係は、船舶必需品の輸出を梃子に一貫してロシア側の出超・イギリス側の入超を維持し、かつ対英輸出の伸張は対英輸入の上昇を上回る傾向にあり、1740年を通じてロシアの対英収支黒字は150,000 - 250,000ポンド・スターリングから250,000 - 450,000ポンド・スターリングへと急速に上昇した(図2)。対照的にフランスとの収支は、酒類(ワイン・ブランデー・リキュール)・食糧(オリーブ油・魚介類・乾燥果物)・植民地産品(コーヒー・カカオ・インディゴ)・家具・高級繊維(タペストリー・リボン・帽子・レース)などの奢侈品輸入が増大する一方、フランス向け輸出はロシア産品に対する需要の低迷と高率関税の賦課によって停滞し、ロシア側の入超・赤字を記録している(図3)。⁽¹⁹⁾ 全体としてロシアはオランダ植民地産品・フランス酒類の輸入をイギリス向け原料輸出の黒字で決済したと言えるが、その上でなお巨額の貿易黒字を維持しており、膨大な正貨・地金がヨーロッパよりロシアへと流入する構図が依然として続いた。⁽²⁰⁾

なおイギリス工業製品輸入の増大に伴い、英露貿易の決済方法にも一定の転換が生じたものと推定される。これまでイギリスはその膨大なロシア産品輸入を決済するべく、基本的には貴金属・貨幣の輸送に依存しつつも、正貨流出を極力回避するため手形決済の手段を採用しつつあった。すなわち、まず現地のイギリス在外商館 Factory = 委託代理商 Factor は、一次産品をロシア商人より買い付けてこれをイギリス本国の輸入業者に向けて発送するが、その際当該業者を名宛人とする為替手形を振り出すことで自らの輸出代金を回収する。逆にイギリス本国から工業製品・各種奢侈品を取り寄せてロシア商人に売却する現地のイギリス代理商は、この為替手形を購入して本国の輸出業者に送付することで支払義務を履行する。他方この輸出業者は受け取った手形を裏書譲渡して換金し、輸出代金を回収する。最後にロシア一次産品の輸入業者は、保有する預金口座で満期手形の換金に応じることにより支払義務を履行し、かくして一連の決済が完了する。以上の為替取引が成立するにはイギリス工業製品のロシア向け輸出が一定程度発達していることが条件となるが、ロシア輸入貿易におけるイギリスの地位がなお低い1720 - 30年代において、為替手形の購入に応じるイギリス輸出業者の現地代理商は少なく、為替手形はむしろロシア輸入貿易において圧倒的比重を占めるオランダの本国輸出業者 = 現地代理商に対して売却され、その後イギリス輸入業者の保有するアムステルダム金融市場の預金口座で決済が行われた。しかしながら1740年代を通じてイギリス羊毛製品が急速にロシア向け輸出を拡大するに至り、イギリス輸入業者の対露債務はもはやオラン

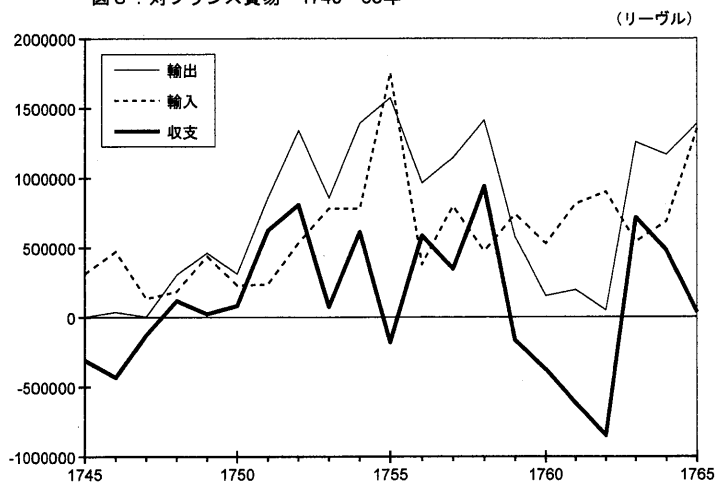
ダの対露債権とではなく、むしろイギリス輸出業者の保有する対露債権と相殺されることが可能となった。かくしてイギリスの対露貿易は、次第にアムステルダム金融市場への依存状態から脱却し、今やロンドン金融市場において独立的に決済されることになったのである。⁽²¹⁾ しかもイギリス商人は 1734 年の英露通商条約・第 5 条において、ヨーロッパ商人のなかで唯一ロシア現地通貨（換算割合：1 ターレル = 125 コペイカ）での関税納入を認められ、したがってアムステルダム金融市場にて両替を行う必要も減少していた。⁽²²⁾ かくしてイギリス商人は、対露商品貿易においてのみならず対露貿易決済においても、オランダの地位を漸次侵食していった言えよう。

図 2：対イギリス貿易 1700-1765年



【典拠】 C. Whitworth, *State of the Trade of Great Britain in its Imports and Exports, Progressively from the Year 1697*, London, 1776 (Reprint, 1969), pp. 29-30.

図 3：対フランス貿易 1740-65年



【典拠】 W. Kirchner, "Franco- Russian Economic Relations in the Eighteenth Century", *idem, Commercial Relations between Russia and Europe, 1400- 1800: Collected Essays*, Bloomington, 1967, pp. 164- 165.

(2) アジア貿易

次にアジア諸国との商品貿易を見たいが、ここでは、①カスピ海・コーカサス経由ペルシア貿易、②黒海・バルカン経由オスマン貿易、以上の二大貿易の動向を確認しよう。⁽²³⁾

① ペルシア貿易

アストラハンを拠点とするカスピ海経由ペルシア貿易は、純粋なロシア外国貿易としての側面とロシア領内を通過する東西貿易としての側面が混在し、また利用可能な統計も限られているため、全体像の把握は困難となっている。さしあたり先行研究の明らかにするところにしたがえば(表8)、1730年代後半-40年代前半において輸出・輸入とも2-3倍の急激な上昇を示す一方、続く1750年代には七年戦争の勃発とペルシア政情の混乱によって急速に下落している。輸出商品としてはヨーロッパから輸入した工業製品・植民地産品、とりわけオランダ・イギリスより輸入された染色=仕上げ済上質毛織物・各種染料(コチニール・インディゴ・アカネ)が大半を占めるが、同時にロシア国産商品として毛皮・粗質安価毛織物・金属製品・各種雑貨・紙類も一定の割合を占める。他方輸入商品は生糸・絹織物・綿織物・高級皮革・銅・宝石・米穀・果実から成り、その大半はロシア国内で消費されるものの、一部はロシア領内を経由してヨーロッパ市場に向けて再輸出されている。貿易収支は頻繁に変動して傾向的特徴を抽出するのは難しいが、全体としては赤字傾向にあり、とりわけ通過貿易(再輸出)の要素を除外してロシア国産品の輸出と国内消費向けペルシア産品輸入との収支関係を見れば、明白な赤字構造の定着を確認できる。⁽²⁴⁾

表8：アストラハン海外貿易 1737-60年 (ルーブリ)

| | 輸 出 | | | 輸 入 | | | 収 支 |
|------|---------|---------|---------|-------------|------------|---------|----------|
| | 国内産品 | 再輸出品 | 計 | 国内消費 向 け | 再輸出 向 け | 計 | |
| 1737 | 80,937 | 142,092 | 223,029 | 274,752 | 99,347 | 374,099 | -151,070 |
| 1738 | 63,354 | 332,701 | 396,055 | 149,028 | 54,892 | 203,920 | 192,135 |
| 1739 | 91,297 | 269,643 | 360,940 | 449,717 | 189,361 | 639,078 | -278,138 |
| 1740 | 164,026 | 273,713 | 437,739 | 360,756 | 240,268 | 601,024 | -163,285 |
| 1741 | 92,786 | 405,657 | 498,443 | 102,878 | 244,684 | 347,562 | 150,881 |
| 1742 | 58,971 | 512,452 | 571,423 | 233,556 | 65,844 | 299,400 | 272,023 |
| 1743 | 162,860 | 582,467 | 745,327 | 448,152 | 493,822 | 941,974 | -196,647 |
| 1744 | 97,785 | 810,622 | 908,407 | 345,712 | 575,271 | 920,983 | -12,576 |
| 1745 | 104,162 | | | 159,759 | | | |
| 1750 | | | 847,600 | | | 48,500 | 799,100 |
| 1751 | | | 437,900 | | | 22,400 | 415,500 |
| 1752 | | | 485,300 | | | 410,900 | 74,400 |
| 1753 | | | 813,139 | | | 588,606 | 224,533 |
| 1754 | | | 313,150 | | | 444,020 | -130,870 |
| 1755 | | | 339,657 | | | 355,336 | -15,679 |
| 1756 | | | 207,789 | | | 239,303 | -31,514 |
| 1757 | | | 239,800 | | | 249,500 | -9,700 |
| 1758 | | | 241,700 | | | 362,200 | -120,500 |
| 1759 | | | 129,700 | | | 212,500 | -82,800 |
| 1760 | | | 180,500 | | | 210,500 | -30,000 |
| 1761 | | | 115,700 | | | 138,000 | -22,300 |
| 1762 | | | 269,100 | | | 207,000 | 62,100 |
| 1763 | | | 392,100 | | | 156,800 | 235,300 |
| 1764 | | | 482,600 | | | 256,100 | 226,500 |
| 1765 | | | 254,500 | | | 283,000 | -28,500 |

【典拠】A. Kahan, *op. cit.*, pp. 229, 263.

黒海貿易の新たな展開を示すものとして注目しえよう。

③ 収支構造

最後にアジア貿易の収支構造を見よう。アジア・イスラム諸国との貿易関係は、史料上の制約から正確な数値の把握は難しいが、一般的には外来・国産の工業製品を輸出する一方、完成繊維製品・繊維原料（生糸・原綿）を輸入する関係を基軸とし、貿易収支は基本的に逆調を示した。この点で、ヨーロッパ諸国との貿易関係が一次産品輸出・工業製品輸入を基礎とする農業国・周辺国型の貿易構造を示したのとは対照的に、アジア諸国との貿易関係はむしろ将来におけるロシアの中核国としての地位を暗示する貿易構造をもち、ロシア工業生産の発展を展望する上ではバルト海市場よりも重要な位置を占めるとされている。⁽³⁰⁾ かかる対照的な貿易構造を併せ持つロシアは、ヨーロッパからの貿易黒字をもってペルシアへの貿易赤字を決済したが、その上でなお巨額の収支黒字を確保し、かくしてヨーロッパからアジアへと銀が移動する東西貿易の一角を構成した（図4）。⁽³¹⁾

(3) ロシア産業構造の再編

最後に以上の如き海外貿易の成長に伴う国内産業の新たな動向について確認しておこう。

① 農業

周知の如く18世紀はロシア農奴制の爛熟期に相当するが、エリザヴェータ女帝時代には10年で140人の農奴を処刑したという女性領主サルトウイコファの存在に象徴される如き過酷な農奴支配が展開される一方、⁽³²⁾ 量的にも農奴人口は国有地・貴族領を中心に着実な増大を見せている（表9）。しかしながら、前述の如く当該段階において穀物輸出はなお停滞していた事実から判断して、農奴制の定着・強化は必ずしも輸出向け穀物生産の拡大を要因として進化したわけではないと言える。むしろ農奴制の進展に関連して留意すべきは輸入貿易の拡大であろう。すなわち、各種奢侈品・植民地産品の流入は宮廷貴族の欧化趣味を刺激して家計支出の増大をもたらし、貴族階級はその充足に必要な貨幣収入の確保を目的として所領経営の再編と地代収入の拡大を指向することになった。⁽³³⁾ ただし、後述する如く当該段階において貴族階級は軍隊・官庁での終身勤務を義務付けられていたため、自己所領に常駐して集約的な領主直接経営を実施するのは困難であり、また当該期の生産水準を見る場合、中央非黒土地帯の播種・収穫比率は小麦・ライ麦とも1:3程度にすぎなかった（表10）。したがって地代収入を拡大する手段としては、主に農地面積の量的拡大又は貨幣地代（オブローク）の年額引上が選好されるにとどまり、農業経営の質的強化＝労働地代（バルシチナ）の復活による生産効率の向上は、貴族に対する国家勤務の免除と肥沃な黒土地帯の開発が進むエカチェリーナ二世時代を待たねばならなかった。それでも地代年額の引上が農奴に過重な負担となった事実に変わりは

表9：国内人口の趨勢（成人男子）

| | 第一回調査 (1719年) | 第二回調査 (1744年) | 第三回調査 (1762年) |
|-----|------------------|------------------|------------------|
| 直轄地 | 509,484 | 429,283 | 524,075 |
| 国有地 | 1,700,430 | 2,117,149 | 2,780,868 |
| 教会領 | 813,741 | 898,471 | 1,061,639 |
| 貴族領 | 3,528,722 | 4,348,873 | 5,611,531 |
| 合計 | 6,552,377 | 7,793,776 | 9,978,113 |
| 都市 | 295,799 | 355,240 | 321,582 |
| 非課税 | 444,241 | 451,938 | 293,851 |

なく、エリザヴェータ女帝治世を通じて国外（ポーランド・フィンランド）・国内（バルト海沿岸諸県）への農民逃亡が頻発し、なかでも1749・54年の凶作に伴う離村傾向は深刻な社会問題となった。⁽³⁴⁾

【典拠】A. Kahan, *op. cit.*, p. 24.

表10：農業生産

| | 農地面積 (1,000 ヘクタール) | | | | 播種・収穫比率 | | | | | |
|------|--------------------|--------|--------|---------|---------|------|------|-------|------|------|
| | 計 | 耕地 | 牧地 | 林野 | 小 麦 | | | ラ イ 麦 | | |
| | | | | | 中央非黒土 | 中央黒土 | ヴォルガ | 中央非黒土 | 中央黒土 | ヴォルガ |
| 1710 | | | | | 3.2 | 4.5 | | 2.7 | 4.0 | 3.0 |
| 1720 | 418,219 | 41,848 | 66,296 | 213,958 | 4.9 | 4.1 | 3.0 | 3.2 | 4.3 | 3.3 |
| 1730 | | | | | 3.0 | 5.5 | 3.7 | 3.5 | 3.2 | 3.7 |
| 1740 | | | | | 3.5 | 4.3 | | 3.8 | 4.7 | 5.1 |
| 1750 | | | | | 2.7 | 4.1 | 3.6 | 3.2 | 4.6 | 4.0 |
| 1760 | 423,128 | 53,865 | 63,308 | 205,890 | 3.4 | 5.1 | 3.2 | 3.3 | 6.8 | 4.4 |
| 1770 | | | | | 3.7 | 5.7 | 4.9 | 3.7 | 4.8 | 4.8 |
| 1780 | | | | | 2.5 | 4.0 | 3.3 | 3.0 | 3.6 | 3.6 |
| 1790 | 485,465 | 81,359 | 76,650 | 217,322 | 3.0 | 3.0 | 3.1 | 3.0 | 3.2 | 3.1 |

【典拠】 A. Kahan, *op. cit.*, pp. 46, 49- 50.

表11：国内人口の分布 (成人男子)

(人)

| | 第一回調査 | 増加率(%) | | 第二回調査 | 増加率(%) | | 第三回調査 |
|--|-----------|--------|--------|-----------|--------|------|-----------|
| | (1719年) | 合計 | 年率 | (1744年) | 合計 | 年率 | (1762年) |
| 第一回調査地域合計 | 6,345,101 | 16.62 | 0.66 | 7,399,546 | 14.02 | 0.78 | 8,436,779 |
| 北部地方 ・アルハンゲリスク ・ヴォログダ ・オロネッツ | 834,484 | 17.82 | 0.71 | 983,157 | 6.10 | 0.33 | 1,043,143 |
| 北西部地方 ・聖ペテルブルク ・ノヴゴロド ・プスコフ | | | | | | | |
| 中央工業地方 ・モスクワ ・ウラジミル ・カルーガ ・ヤロスラヴリ ・コストロマ ・ニジェゴロド ・トヴェーリ | 2,278,535 | - 0.14 | - 0.01 | 2,275,275 | 11.65 | 0.64 | 2,540,465 |
| 中央農業地方 ・リャザン ・タンボフ ・オリョール ・クルスク ・トゥーラ | 1,443,349 | 13.15 | 0.53 | 1,633,099 | 11.43 | 0.64 | 1,819,897 |
| 旧領土合計 | 6,740,183 | 13.36 | 0.53 | 7,640,762 | 17.97 | 1.00 | 9,014,287 |
| 新規入植地 ・ヴォロネシュ ・南部ステップ ・ヴォルガ下流 ・ウラル ・シベリア | 832,330 | 57.25 | 2.29 | 1,308,804 | 7.35 | 2.63 | 1,928,525 |

【典拠】 A. Kahan, *op. cit.*, p. 16.

なおエリザヴェータ女帝時代における人口増大の地理的偏差を見れば（表 11）、旧来の人口集中地帯である中央工業地方 7 県は依然として最大の人口を擁しているものの、絶対総数はむしろわずかながら減少している事実が判明する。またヨーロッパ貿易の基盤をなすバルト海・白海諸港の後背地に位置する北部・北西部地方は 18 % 弱の人口増大を見せ、輸出向け一次産品生産の拡大に伴う農業人口の増大を物語っているが、続く 1760 年代にかけて上昇年率は 0.71 % から 0.33 % へと半減している。これに対して黒土地帯に位置する中央農業地方 5 県（ヴォロネシュ県を除く）の場合、人口増加は 13 % 強にとどまるものの、続く 1760 年代にかけて平均年率は 0.53 % から 0.64 % へと上昇傾向にある。さらに南部ステップはじめ南東植民地帯の人口動態を見れば、絶対総数こそ劣るものの、18 世紀第 2 四半期を通じて 157 %、1740 - 60 年代を通じて 107 % の上昇を示し、平均年率はともに 2 % を超えている。この結果当該地帯の人口は、ピョートル大帝時代には調査対象地域全体の 1 割強を占めるにすぎなかったのに対して、エリザヴェータ女帝治世末期には全体の 2 割まで達している。エリザヴェータ女帝治世の 18 世紀中葉を画期として、人口分布の中核が北部から南部黒土地帯へと転換しつつあることが看取されよう。⁽³⁵⁾

② 工業

かつてソ連学界ではピョートル大帝没後における経済停滞 Post- Petrine Slump の存在が指摘され、確かに海外貿易の発展に伴うイギリス・プロイセン毛織物製品の大量流入はロシア毛織物工業の内部成長を阻害することになった。しかしながらイギリス向け船舶用品輸出の拡大は麻織物業・冶金工業の成長を刺激し、全体としてはむしろ一貫した経済成長の持続が確認できる。⁽³⁶⁾ カハンの提示する断片的な情報に従えば（表 12）、まず麻織物工場の総数はエリザヴェータ女帝が即位した 1741 年の 35 からその死後直後の 1763 年には 79 へと倍増しており、労働力総数・生産総額ともピョートル大帝時代の 1725 年からエリザヴェータ女帝治世を経て 6 倍の伸張を示している。なお繊維部門に関しては他にペルシア生糸の輸入拡大を前提とした絹織物業の成長も確認される。また銑鉄生産を見れば、国営鉱山の生産総量こそ 7,000 - 9,000 トン前後で停滞しているものの、主力をなす民間鉱山はモスクワ・ウラル両県において総数が

表 12：工業生産

① 繊維産業

| | 麻織物 | | | 絹織物 | | | |
|------|----------|-----------|----------------|----------|----------|-----------|----------------|
| | 工場 総数 | 労働者 総数 | 生産総額 (ルーブリ) | 工場 総数 | 紡錘 総数 | 労働者 総数 | 生産総額 (ルーブリ) |
| 1725 | 10 | 1,900 | 160,000 | 9 | 360 | 1,300 | |
| 1741 | 35 | | | 27 | | 2,788 | 157,000 |
| 1743 | | | | 23 | 1,012 | | 178,258 |
| 1745 | | | | 23 | 1,086 | | 230,137 |
| 1763 | 79 | 13,812 | 1,017,039 | 48 | | | 645,000 |
| 1767 | | | | 63 | | 4,442 | 590,000 |
| 1773 | | 18,247 | | | | | |
| 1797 | | | | 357 | 4,701 | 8,853 | 3,938,300 |
| 1799 | 318 | 29,303 | 4,928,400 | | | | |

【典拠】 A. Kahan, *op. cit.*, pp. 88-90.

② 鉱業

| | 銑鉄 | | | | 銅 | | |
|------|------|--------------|------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| | 民 営 | | | 国 営 | 民 営 | 国 営 | |
| | 鉱山総数 | | | 生産量 (トン) | 生産量 (トン) | 生産量 (ポンド) | 生産量 (ポンド) |
| | モスクワ | ウラル・ シベリア | オロネツ | | | | |
| 1720 | 7 | 3 | | 7,453 | 2,539 | | 336 |
| 1725 | | | | 8,633 | 4,717 | | 5,533 |
| 1730 | 14 | 11 | | 10,369 | 5,307 | 3,123 | 10,153 |
| 1735 | | | | 15,758 | 7,198 | 6,970 | 8,854 |
| 1740 | 19 | 17 | 1 | 17,494 | 7,567 | 14,194 | 15,286 |
| 1745 | | | | 19,689 | 8,124 | 7,294 | 22,810 |
| 1750 | 31 | 22 | 1 | 23,096 | 9,815 | | |
| 1760 | 37 | 41 | 1 | 58,367 | 1,638 | | |
| 1770 | 33 | 58 | 7 | 70,244 | 13,410 | 148,521 | |
| 1780 | 31 | 71 | | 97,559 | 12,482 | | |
| 1790 | 36 | 83 | | 116,888 | 11,482 | 156,244 | |
| 1800 | 42 | 88 | | 141,654 | 18,673 | | |

【典拠】 A. Kahan, *op. cit.*, pp. 110, 112, 114.

倍増し、産出総額は同帝治世を通じて 20,000 トン弱から 60,000 トン弱へと 3 倍の成長を示すとともに、常に国営鉱山の 2 倍を上回る数値を記録している。銅山開発は、輸出貿易よりもツァーリ政府の通貨改革と連動したため、むしろ国営鉱山が中心であるが、変動を伴いつつも全体として生産総量は上昇傾向にある。

以上の如く順調に成長する工業生産は、国家の高度な保護・規制を受ける特権マニユファクチュアであるところの農奴占有マニユファクチュアによって遂行された。一般に農奴占有マニユファクチュアは、その工場主・労働力に応じて、①国有地農民に依拠する国営マニユ、②地主領農奴に立脚する世襲領マニユ、③登録農民・購入農奴に基づく商人マニユに峻別されるが、エリザヴェータ女帝時代においてはとりわけ商人マニユの成長が顕著となっている(表 13)。ピョートル大帝は 1722 年のツンフト結成勅令によって国内商人をその資本規模に応じて三層から成るギルド組織に登録・編入する一方、⁽³⁷⁾ 1721 年の勅令によって商人

の農奴・農村購入を承認し、続く 1723 年の勅令では国営マニユファクチュアの民間払下を断行しており、この結果商人マニユファクチュアの基盤が整備されていたが、⁽³⁸⁾ エリザヴェータ女帝時代には主に外国商人との取引に従事する第一ギルドの富裕商人が輸出向け商品生産に参入している。なかでもモスクワ県の商人には麻織物工場・帆布工場・冶金工場を経営する傾向が強く、その製品は聖ペテルブルク・リガに搬送されて外国商人に売却された。またヤロスラヴリ県の商人 I・ザトラペズニ Ivan Zatrapeznyni (ザトラペズノフ Zatrapeznov) は、紡錘数 2,000・労働力 6,000 人を擁する亜麻工場を経営して年間 130,000 ルーブリの収益を確保したが、その製品の 50 % 以上はイギリス向けに輸出している。⁽³⁹⁾ 他方、ウラル地域では N・デミドフ Nikita Demidov が 22 の鉱山を保有してロシア銃鉄生産の 75 % を産出し、その大半を聖ペテルブルクのイギリス商人に売却した。⁽⁴⁰⁾ 他方、貴族階級も 1750 年代において鉱山事業に参与しているが、必ずしも自ら経営に関与せず、むしろその利権の多くは商人資本に対して転売されている。なかでも宮廷官僚ヴォロンツォフ Vorontsov・シュヴァーロフ Shuvalov・チェルヌイシェフ Chernyshev 一門(いずれも後述)はその鉱山利権の売却によって巨額の差益を獲得した(表 14)。なお当該期には小商品生産者の両極分解に基づく本来的マニユファクチュアの萌芽も現れており、後に綿工業の拠点「ロシアのマンチェスター」として成長するウラジーミル県イヴォノヴォ村ではまさにこの 1740 年代において自由雇用労働力に立脚する亜麻織物工場が生成している。⁽⁴¹⁾ しかし全体としてはあくまで領主・商人階級の農奴支配に立脚する封建的生産関係が輸出産業の基盤をなしていた。

表 13：工場経営主の社会的出自

① 繊維産業

| | 商人 | | | 貴族 | | | 農民 | | | 外国人 | | | 国家 | | |
|-----------|-----|----|----|----|----|---|-----|---|---|-----|----|---|----|----|---|
| | 麻 | 毛 | 絹 | 麻 | 毛 | 絹 | 麻 | 毛 | 絹 | 麻 | 毛 | 絹 | 麻 | 毛 | 絹 |
| 1700 - 25 | 9 | 6 | 12 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 3 | 0 |
| 1726 - 45 | 14 | 4 | 18 | 2 | -1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | -3 | 0 | -2 | -2 | 0 |
| 1746 - 65 | 23 | 18 | 7 | 9 | 13 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | -1 | 0 |
| 1762 - 75 | 18 | 5 | 14 | 4 | 16 | 3 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1776 - 99 | 337 | | | 86 | | | 228 | | | 0 | | | 0 | | |

② 鉱業(鉄・銅)

| | 商人 | 貴族 | 計 |
|-------------|-----|----|-----|
| 1701 - 10 | 1 | | 1 |
| 1711 - 20 | 7 | | 7 |
| 1721 - 30 | 11 | 1 | 12 |
| 1731 - 40 | 17 | | 17 |
| 1741 - 50 | 32 | 3 | 35 |
| 1751 - 60 | 16 | 16 | 32 |
| 1761 - 70 | 21 | 10 | 31 |
| 1771 - 80 | 4 | 4 | 8 |
| 1781 - 90 | 1 | 5 | 6 |
| 1791 - 1800 | 3 | 4 | 7 |
| 累計 | 113 | 43 | 156 |

〔典拠〕 A. Kahan, *op. cit.*, pp. 131-132.

表14：貴族階級による官営鉱山・銅山の買収・売却状況（1750年代）
（ルーブリ）

| | 買収件数 | 買収価格 | 売却件数 | 売却価格 |
|-------------------|------|---------|------|-----------|
| P. I. Shuvalov | 3 | 179,689 | 6 | 680,420 |
| I. G. Chernyshev | 2 | 92,493 | 3 | 430,000 |
| M. I. Vorontsov | 4 | 170,975 | 4 | 259,505 |
| R. I. Vorontsov | 1 | 35,712 | 1 | 200,000 |
| A. G. Gurev | 4 | 47,864 | 4 | 140,000 |
| S. P. Iaguzhinski | 2 | 72,582 | 2 | 100,000 |
| P. I. Repnin | 2 | 22,069 | 3 | 180,000 |
| 計 | 18 | 621,204 | 23 | 1,989,925 |

【典拠】 A. Kahan, *op. cit.*, p. 134.

註

- (1) 18世紀ロシア海外貿易の概要については、A. Kahan, *The Plow, the Hammer, and the Knout: An Economic History of Eighteenth-Century Russia*, Chicago, 1985, Chapter 4.
- (2) A. Attman, "The Russian Market in World Trade, 1500- 1860", *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 29, 1981, pp. 184- 193 (伊東秀征・抄訳「国際貿易におけるロシア市場」、同『近世イギリス東方進出史の研究』葦書房1992年、所収、152 - 157頁) ; H.- H. Nolte, "The Position of Eastern Europe in the International System in Early Modern Times", *Review*, Vol. 6, 1982, pp. 45- 47.
- (3) J. Newman, "Russian Foreign Trade, 1680- 1780: The British Contribution", Ph. D. dissertation, University of Edinburg, 1985; 玉木俊明「イギリスのバルト海貿易 (1731 - 1780年)」『社会経済史学』第63巻1998年、同「18世紀イギリスのバルト海貿易をめぐって」『京都産業大学・経済経営論叢』第33巻1998年。なお1734年英露通商条約については、P. Struve, "The Anglo- Russian Trade Treaty of 1734", *Russian Review*, Vol. 1, 1912; D. K. Reading, *The Anglo- Russian Commercial Treaty of 1734*, New Haven, 1938; M. J. Bitter, "Anglo- Russian Commercial Treaty of 1734", G. N. Rhyne (ed.), *The Supplement to the Modern Encyclopedia of Russian, Soviet and Eurasian History*, Vol. 2, Gulf Breeze, 1994, pp. 36- 39; 拙稿「バルト海貿易とロシア南下政策」、58 - 59頁。
- (4) J. Newman, "Russian Foreign Trade", pp. 115- 116.
- (5) D. K. Reading, *op. cit.*, Chapter 7.
- (6) S. Rojdestvensky/ I. Lubimenko, "Contributions à l'histoire des relations commerciales franco- russes au XVIIIe siècle", *Revue d'histoire économique et sociale*, Vol. 17, 1929, pp. 390- 391; W. Kirchner, "Franco- Russian Economic Relations in the Eighteenth Century", idem, *Commercial Relations between Russia and Europe, 1400- 1800: Collected Essays*, Bloomington, 1967, pp. 156- 158, 162- 163; P. W. Bamford, "French Shipping in Northern European Trade, 1660- 1789", *Journal of Modern History*, Vol. 26, 1954.
- (7) D. K. Reading, *op. cit.*, Chapter 10; J. Newman, "Russian Foreign Trade", pp. 117- 119; 拙稿「バルト海貿易とロシア南下政策」、40、62頁。
- (8) D. K. Reading, *op. cit.*, Chapter 12; J. Newman, "Russian Foreign Trade", pp. 94- 95; 拙稿「バルト海貿易とロシア南下政策」、39、62頁。
- (9) G. Besset, "Les relations commerciales entre Bordeaux et la Russie au XVIIIe siècle", *Cahiers du monde russe et soviétique*, Vol. 23, 1982, pp. 203- 206.
- (10) J. Newman, "Russian Foreign Trade", pp. 69- 70.
- (11) H. S. M. Kent, "The Anglo- Norwegian Timber Trade in the Eighteenth Century", *Economic History Review*, Vol. 8, 1955, pp. 63- 65; S. Aström, "English Timber Imports from Northern Europe in the Eighteenth Century", *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 18, 1970, pp. 23- 24; R. G. Albion, *Forests and Sea Power: The Timber Problem of the Royal Navy, 1652- 1862*, Cambridge, 1926, pp. 147- 148; idem, "The Timber Problem of the Royal Navy, 1652- 1862", *Mariner's Mirror*, Vol. 38, 1952; J. J. Malone, "England and the Baltic Naval Stores Trade in the

- Seventeenth and Eighteenth Centuries”, *Mariner’s Mirror*, Vol. 58, 1972.
- (12) P. W. Bamford, *Forests and French Sea Power 1660- 1789*, Tronto, 1956, pp. 142- 143.
- (13) J. Newman, “Russian Foreign Trade”, pp. 77- 79; K. G. Hilldebrand, “Foreign Markets for Swedish Iron in the Eighteenth Century”, *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 6, 1958, pp. 10- 13.
- (14) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 58, 168- 169, 191; J. Newman, “Russian Foreign Trade”, pp. 60- 63.
- (15) J. Newman, “Russian Foreign Trade”, pp. 119- 120.
- (16) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 254- 258; J. Newman, “Russian Foreign Trade”, pp. 31- 33, 37- 38; H. Kellenbenz, “The Economic Significance of the Archangel Route (from the Late 16th to the Late 18th Century)”, *Journal of European Economic History*, Vol. 2, 1973, pp. 574- 575; idem, “Marchands en Russie aux XVIIe- XVIIIe siècles”, *Cahiers du monde russe et soviétique*, Vols. 11- 12, 1970- 71; 玉木俊明「イギリスとオランダのバルト海・白海貿易——ロシアとの関係を中心に——」深沢克己編『国際商業』〔近代ヨーロッパの探求⑨〕ミネルヴァ書房 2002 年。
- (17) P. W. Bamford, *op. cit.*, pp. 144- 145.
- (18) A. Attman, *The Russian and Polish Markets in International Trade, 1500- 1650*, Göteborg, 1973; idem, *The Bullion Flow between Europe and the East 1000- 1750*, Göteborg, 1981, pp. 80, 88; M. Hroch, “Die Role des zentraleuropäischen Handels im Ausgleich der Handelsbilanz zwischen Ost- und Westeuropa 1550- 1650”, I. Bog (Hg.), *Der Aussenhandel Ostmitteleuropas 1450- 1650*, Köln, 1971; 谷澤 毅「ライプツィヒの通商網——ドイツ・中欧における内陸商業の展開——」深沢編、前掲書、所収。
- (19) F. Fox, “French- Russian Commercial Relations in the Eighteenth Century and the French- Russian Commercial Treaty of 1787”, Ph. D. dissertations, University of Delaware, 1966, pp. 47- 50, 65- 68.
- (20) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 191- 192; A. Attman, *The Bullion Flow*, pp. 74- 83.
- (21) J. Newman, “ ‘A Very Delicate Experiment’: British Mercantile Strategies for Financing Trade in Russia, 1680- 1780”, I. Blanchard/ A. Goodman/ J. Newman (ed.), *Industry and Finance in Early Modern History*, Stuttgart, 1992. なお、石坂昭雄「17・18 世紀におけるアムステルダム中継市場の金融構造——その系譜と継承——」『北海道大学・経済学研究』第 18 巻 1968 年 (同『オランダ型貿易国家の経済構造』未来社 1971 年、に再録)、徳永正二郎『為替と信用——国際決済制度の史的展開——』新評論 1976 年、第三章・第二節 (二)「アムステルダム国際金融市場の形成と手形裏書譲渡=引受信用制度の確立」、宮田美智也「17・18 世紀アムステルダムの金融市場の構造」『金沢大学・経済学部論集』第 7 巻 1987 年。
- (22) D. K. Reading, *op. cit.*, Chapter 11.
- (23) なおピョートル大帝時代の 1689 年ネルチンスク条約・ピョートル二世時代の 1727 年キャプタ条約を契機としてシベリア経由での中国 (清朝) との陸上貿易も開始されたが、小稿では割愛せざるを得なかった。この問題についてはさしあたり、C. M. Foust, “Russia’s Peking Caravan, 1689- 1762”, *South Atlantic Quarterly*, Vol. 67, 1968; idem, *Muscovite and Mandarin: Russia’s Trade with China and Its Setting, 1727- 1805*, Durham, 1969; 森永貴子「エカテリーナ 2 世期におけるキャプタ貿易中断とロシア毛皮貿易」『社会経済史学』第 71 巻 2005 年。
- (24) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 215- 218, 258- 262; J. Newman, “Russian Foreign Trade”, pp. 5- 9, 119- 122.
- (25) R. W. Ferrier, “The Armenians and the East India Company in Persia in the Seventeenth and Early Eighteenth Centuries”, *Economic History Review*, Vol. 26, 1973, pp. 59- 60; 深沢克己「レヴァント更紗とアルメニア商人」『土地制度史学』第 111 号 1986 年、29 - 30 頁、同「ヨーロッパ商業空間とディアスポラ」『商人と市場——ネットワークの中の国家——』(『岩波講座・世界歴史』第 15 巻) 岩波書店 1999 年、所収、198 - 200 頁、坂本勉「中東イスラーム世界の国際商人」同上書、所収、215 - 219 頁。
- (26) D. K. Reading, *op. cit.*, pp. 53- 56, 229- 231; J. Newman, “Russian Foreign Trade”, pp. 117- 118.
- (27) M. M. Alexandrescu-Dersca, “Contribution à l’étude de l’approvisionnement en blé de Constantinople au XVIIIe siècle”, *Studia et Acta Orientalia*, Vol. 1, 1957; L. Gücer, “Grain Supply of Istanbul in the 18th Century”, C. Issawi, *The Economic History of Turkey 1800- 1914*, Chicago, 1980, pp. 27- 30; B. McGowan, *Economic Life in Ottoman Europe: Taxation, Trade and the Struggle for Land, 1600- 1800*, Cambridge, 1981, pp. 10- 15, 32- 38; 拙稿「オスマ

ン帝国の黒海穀物貿易独占とモルダヴィア・ワラキア」(上)(下)『鳥取大学・教育地域科学部紀要』(地域研究)第4巻第2号・第5巻第1号2003年。

- (28) A. Attman, *The Bullion Fulow*, pp. 103- 106; A. Bennigsen/ C. Lemerrier- Quelquejay, “Les marchands de la Cour ottomane et le commerce des fourrures moscovites dans la seconde moitié du XVIe siècle”, *Cahiers du monde russe et soviétique*, Vol. 11, 1971; M. Berindei, “Contribution à l’étude du commerce ottoman des fourrures moscovites: La route moldavo- polonaise 1453- 1700”, *Cahiers du monde russe et soviétique*, Vol. 12, 1972; M. Berindei/ G. Veinstein, “La présence ottomane au sud de la Crimée et en mer d’Asov dans la première moitié du XVIe siècle”, *Cahiers du monde russe et soviétique*, Vol. 20, 1979; M. Dan/ S. Goldenberg, “Le commerce balkano- levantin de la Transilvanie au cours de la seconde moitié du XVIe siècle et au début du XVIIe siècle”, *Revue des études sud-est européennes*, Vol. 1, 1967.
- (29) T. Stoianovich, “The Conquering Balkan Orthodox Merchant”, *Journal of Economic History*, Vol. 20, 1960, pp. 239- 242, 259- 263.
- (30) I. S. Bak, “The Economy of Russia in the Second Half of the Eighteenth Century: Class Struggle”, J. M. Letiche (ed.), *A History of Russian Economic Thought: Ninth through Eighteenth Centuries*, Berkeley, 1964, pp. 401- 402. なお19世紀前半におけるロシアのペルシア向け繊維製品輸出に関しては、有馬達郎『ロシア工業史研究——農奴解放の歴史的前提の解明——』東大出版会1973年、128 - 130、168 - 169、254 - 256頁、塩谷昌史「19世紀前半におけるロシア綿工業の発展とアジア向け綿織物輸出」『大阪商大・経済学雑誌』第99巻第3/4号1998年、同「19世紀前半のアジア綿織物市場におけるロシア製品の位置」『ロシア史研究』第70号2002年。
- (31) J. Newman, “Russian Foreign Trade”, pp. 164- 165; A. Attman, *The Bullion Flow*, pp. 106- 111; 濱下武志「銀の流通から見た世界経済のネットワーク——16 - 19世紀——」『世界の構造化』[シリーズ・世界史への問い⑨]岩波書店1991年、所収、31 - 34頁。なお図4にてS・B・ソウルが点線で示したバルト海からアジア方面への矢印(支払超過)は、まさにロシアのペルシア貿易によって説明されるはずである。
- (32) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 61- 62; 飯田貫一『ロシア経済史——ロシアにおける資本主義の成立——』御茶ノ水書房1953年、187 - 188頁。
- (33) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 68- 70; A. Kahan, “The Costs of ‘Westernization’ in Russia: The Gentry and the Economy in the Eighteenth Century”, *Slavic Review*, Vol. 25, 1966.
- (34) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 73- 74, 78- 79.
- (35) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 15- 17. この事実は外交政策が西方志向から南方志向へと転換したことの経済的背景として注目されている。H. Bagger, “The Role of the Baltic in Russian Foreign Policy, 1721- 1773”, H. Ragsdale (ed.), *Imperial Russian Foreign Policy*, Cambridge, 1993, pp. 60- 61.
- (36) A. Kahan, “Continuity in Economic Activity and Policy during the Post- Petrine Period in Russia”, *Journal of Economic History*, Vol. 25, 1965; M・E・フォーカス(大河内暁男・岸智子訳)『ロシアの工業化 1700 - 1914——ピョートル大帝から第一次世界大戦まで——』日本経済評論社1985年、35 - 43頁。
- (37) 飯田、前掲書、171 - 172頁、B・H・ヤコツェフスキー(石川郁男訳)『封建農奴制ロシアにおける商人資本』未来社1956年、64 - 65頁。
- (38) 飯田、前掲書、152 - 153、156 - 162、有馬達郎「18世紀ロシアの農奴占有マニユファクチュアの性格」『土地制度史学』第20号1963年、24 - 25頁。
- (39) B・H・ヤコツェフスキー、前掲邦訳、94 - 95頁; W. L. Daniel, “Entrepreneurship and the Russian Textile Industry from the Peter the Great to Catherine the Great”, *Russian Review*, Vol. 54, 1995, pp. 13- 15; *MERSEH*, Vol. 45, p. 191.
- (40) A. Kahan, “Entrepreneurship in the Early Development of Iron Manufacturing in Russia”, *Economic Development and Cultural Change*, Vol. 10, 1962; H. D. Hudson, *The Rise of the Demidov Family and the Russian Iron Industry in the 18th Century*, Newtonville, Mass., 1986.
- (41) 和田春樹「農奴主国家体制とロシア綿工業」『土地制度史学』第30号1966年、22 - 24頁。

〔Ⅱ〕エリザヴェータ体制の成立と再編

本節では政策決定の主体たるエリザヴェータ女帝政府の内部構造を考察しよう。いまここで 18 世紀ロシア絶対主義国家の性格規定をめぐる論争に立ち入る余裕はないが、一般に旧ソ連学界はこれを新興貴族（ドヴォリヤンストヴォ Dvoryanstvo）＝地主・官僚の階級利害を代弁する農奴主国家として把握し、名門貴族（ボヤール Boyar）の割拠する中世モスクワ国家からブルジョワジーの成長を後援する近代ツァーリズム国家への転換過程に位置する過渡的性格を指摘するのに対して、欧米学界はむしろ地主利害から一定程度自立した官僚機構の創出と国家独自の運動法則の生成を重視する傾向にあると言える。かかる論争の存在を踏まえつつ、以下では後述する政策展開の理解に必要な範囲で、エリザヴェータ体制の構造・動態を確認することにしたい。^①

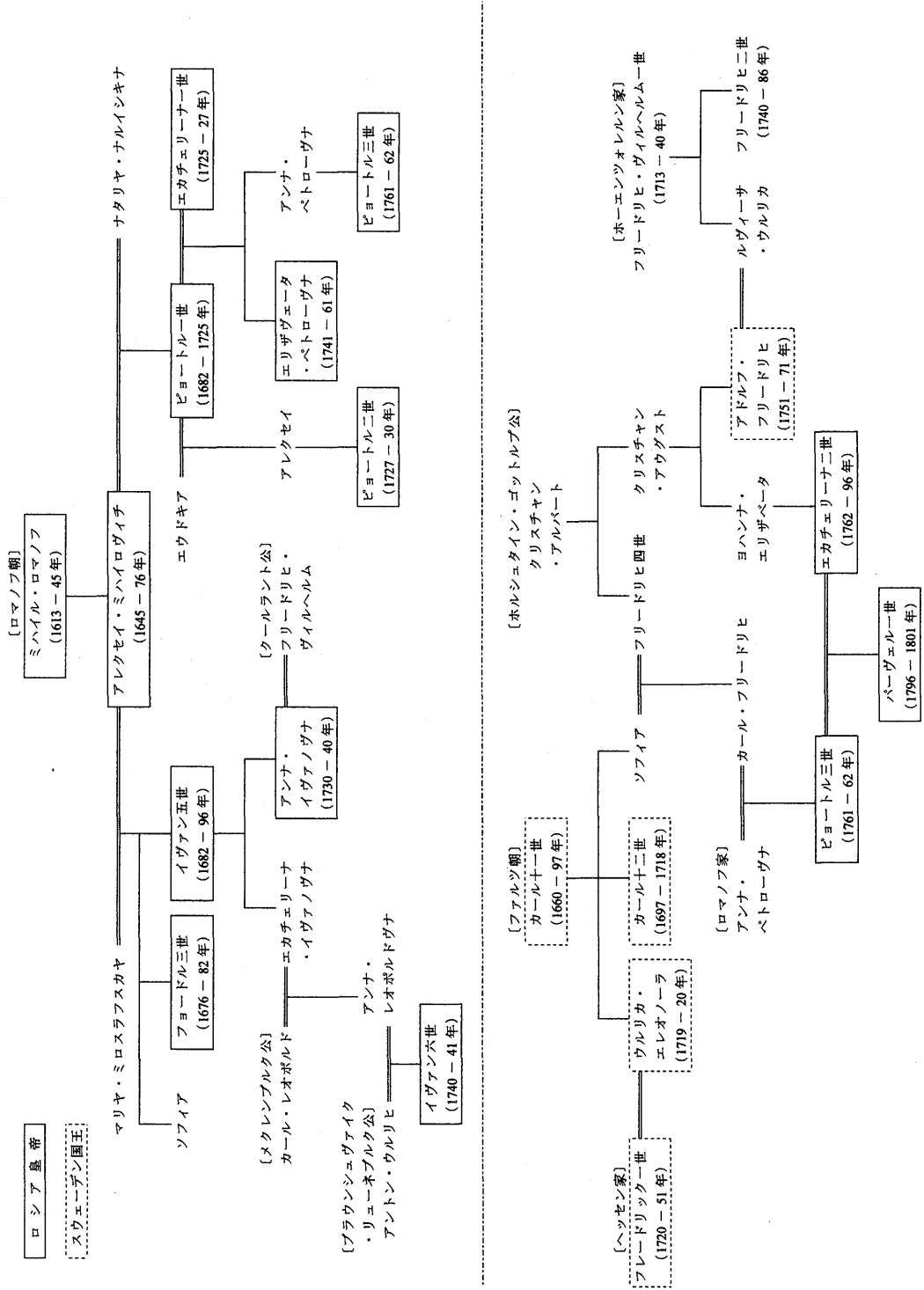
（１）エリザヴェータ体制の成立

① 1740年の政変とドイツ人支配体制の再編

まず先行する女帝アンナ・イヴァノヴナ（在位：1730 - 40 年）の統治体制を確認しておこう。1730 年の政変に際して、名門貴族はクールラント公妃アンナが女帝に即位する「条件」（コンディツィ Condition）としてツァーリ権力の抑制と貴族寡頭体制の樹立を要求したが、アンナ女帝はその受諾を拒否して支配機構の強化に努めている。まず即位直後の 1730 年には、名門貴族の牙城たる元老院（セナート Senate）の権限を縮小する一方、ピョートル大帝時代の 1722 年官等表に基づく貴族階級の軍隊・官庁勤務を抑制するべく、1714 年の一子相続制を廃止して貴族子弟の所領相続・地方滞留を容認し、また 1736 年の勅令では貴族階級の国家勤務を最長 25 年へと短縮している。^② 他方、政策決定の中核機関として女帝直轄の「官房」Cabinet of Ministers を新設するとともに、クールラント公妃時代の寵臣 E・J・ピロン Ernst Johan von Biron (1690 - 1772 年)、ヴェストファーレン出身の副宰相＝外務参議会長官 A・I・オステルマン Andrei Ivanovich Ostermann (1686 - 1747 年)、オルデンブルク出身の国防参議会長官 B・C・ミュニツヒ Burkhard Christoph von Münnich (1683 - 1767 年)、以上を筆頭とするドイツ人官僚を重用し、所謂「ドイツ人支配の時代」を現出している。^③

とはいえ続く露土戦争（1736 - 39 年）の勃発に伴い、アンナ女帝は依然として国内貴族の政務関与に依存せざるを得なかったのも事実である。なかでもピョートル大帝時代に登用された新興貴族の活動は目覚ましく、まず V・N・タティシチェフ Vasilii Nikitich Tatishchev (1686 - 1750 年) は、既に 1730 年の女帝即位に際して君主権力の擁護と立憲君主政体の採用を標榜したことで知られるが、その後はウラル鉱山監督局長（1734 - 37 年）・オレンブルク知事（1737 - 41 年）として南東方面の開発・統治に従事している。^④ また A・D・カンテミール Antioch Dmitrievich Kantemir (1709 - 44 年) は、ピョートル大帝の露土戦争（1710 - 13 年）に荷担してロシアに亡命したモルダヴィア君主 D・K・カンテミール Dimitrie Konstantinovich Cantemir (在位：1710 - 11 年) の子弟であるが、祖国モルダヴィア公国のオスマン支配脱却を実現する後盾としてツァーリ権力の強化に関心を示し、若年ながらタティシチェフとともに女帝の即位を支援している。以後その功績を評価されて駐英大使（在任：1731 - 39 年）・駐仏大使（1739 - 44 年）を歴任し、露土戦争に際しては英仏両国の中立維持・講和仲介の実現に貢献した。^⑤ 他方 A・P・ヴォルインスキー Artemii Petrovich Volynskii (1689 - 1740 年) は、ピョートル大帝時代よりペルシア使節（1715 - 17 年）・アストラハン知事（1719 - 25 年）・カザン知事（1725 - 30 年）を歴任して東方事情に精通したが、アンナ女帝時代にはミュニツヒのもとで軍部の要職を占め、最終的に官房官僚（在任：1738 - 40

図5：ロシア皇室関連系図



年)に就任した。その際作成した『内政要論』General Discourse on the Direction of Internal Affairsでは、外来寵臣政治の制限と土着貴族権力の維持、元老院の復権と二院制の導入(中小貴族・教会・市民・農民代表の参画)など、進歩的な改革を提起している。このためむしろこれを警戒する寵臣ピロンの策謀で1740年には罷免・処刑されることになった(所謂「ヴォルインスキー事件」)。⁶⁾さらにI・I・ネプレイエフ Ivan Ivanovich Nepluyev (1693 - 1773年)はピョートル大帝時代より長らく駐土大使(在任:1721 - 35年)を務め、1736 - 39年の露土戦争に伴い帰国した後は外務参議会の顧問としてウクライナ戦線の維持に尽力し、1739年のベオグラード講和会議にはヴォルインスキーとともにロシア政府代表として参席している。⁷⁾以上の如きロシア貴族による遠隔・長期の辺境勤務は、ドイツ人支配体制・官等制度に対する不満を醸成するとともに、後の南東方面への領土進出の意識を刺激したものとして、その意義が留意されよう。

1740年10月28日(露歴10月17日)、女帝アンナが逝去し、遺言によってその姪アンナ・レオポルドヴナ Anna Leopoldovna (1718 - 46年)の長子イヴァン・アントノヴィッチ Ivan Antonovich (1740 - 64年)が新帝イヴァン六世(在位:1740 - 41年)として即位した(図5)。イヴァン六世は生後二ヶ月の乳児であったため、当面は先帝の寵臣ピロンが摂政として全権を掌握することになった。しかしながら女帝アンナ亡き今もはやピロンに支持勢力はなく、続く同年11月のクーデターでミュニヒにより追放されている。この結果、イヴァン六世の摂政には母后アンナ・レオポルドヴナが、また参謀総長には父君ブラウンシュヴァイク・リューネブルク公アントン・ウルリヒ Anton Ulrich (1714 - 74年)が就任する一方、宰相には名門貴族A・M・チェルカッスキ Aleksei Mikhailovich Cherkassky (1680 - 1742年)、副宰相には同じくM・G・ゴローヴキン Mikhail Gavrilovich Golovkin (1705 - 75年)が就任したものの、外務参議会長官には依然としてオステルマンが留任し、ブラウンシュヴァイク一門を頂点とする新たなドイツ人支配体制が構築された。⁸⁾

② 1741年の政変とロシア人支配体制の確立

1741年12月5日(露歴11月25日)、ドイツ人支配に反発するロシア貴族のクーデターによりピョートル大帝の次女エリザヴェータ・ペトローヴナ(在位:1741 - 62年)が即位する。

まずエリザヴェータは、動揺する帝位の安定を図るため、傍系親族のイヴァン六世及びブラウンシュヴァイク一族を追放する一方、1742年2月にはピョートル直系親族の甥ホルシュタイン=ゴットルプ公国君主カール・ペーター・ウルリヒ Karl Peter Ulrich (1728 - 62年:露名ピョートル・フョードロヴィチ Petr Fedorovich =後の皇帝ピョートル三世)を次期皇位継承者=皇太子として指名・召喚した(図5)。続く1743年にはその妃としてプロイセン将校アンハルト=ツェルプスト公クリスチャン・アウグストの長女ゾフィー・フリードヒナ・アウグステ (1729 - 96年:露名エカチェリーナ・アレクセーヴナ Ekaterina Alekseevna =後の女帝エカチェリーナ二世)を招いている。ただし両者ともなお未成年であったことから、ピョートルにはホルシュタイン公国管財人O・ブリュンマー Otto Brümmerが、エカチェリーナには母後のホルシュタイン公女ヨハンナ・エリザベータがそれぞれ後見役として同伴し、両者が帰国する1745年までホルシュタイン公国利害はロシア宮廷官僚の派閥抗争・政策決定に一定の影響を与えることになる。⁹⁾

またエリザヴェータは、国内貴族の支持を確保するため、1741年の勅令によって元老院の権限を拡充し、宰相A・M・チェルカッスキの義子N・Y・トルベツコイ Nikita Yurevich Trubetskoi (1699 - 1767年)をその議長 Procurator General (在任:1741 - 60年)として任命した。¹⁰⁾元老院は女帝の任命する9 - 16名の国内貴族をもって編成され、地方行政に関して16県(グバールニャ Gubernia)を管轄する一方、中央行政に関しては次第に独立傾向を強めていた各参議会(コレギ

ヤ Colleges) の人事・予算を掌握して統制を回復した。かくして元老院は単なる司法機関としての枠組を越えて実質的な身分制議会としての権能を具備し、元老院史上その最盛期を迎える。⁽¹¹⁾

他方エリザヴェータは外交・国防・ウクライナ統治・宗教・警察・鉱山開発をツァーリ権力の直轄としたが、その遂行に際しては、宮廷抗争を助長する閉鎖的な行政機関（エカチェリーナー一世時代の最高枢密院・アンナ女帝時代の官房）の設置を留保するとともに、アンナ女帝時代に興隆したドイツ人寵臣を一掃してロシア貴族の積極的な登用を開始している。まず宰相にはA・M・チェルカッスキーが留任したが、副宰相＝外務参議会議長官についてはブラウンシュヴァイク門の傀儡M・G・ゴローヴキンが更迭され、新たに外遊経験の豊富なA・P・ベストウージェフ＝リューミン Aleksei Petrovich Bestuzhev- Riumin (1693 - 1766 年) が抜擢されるとともに、⁽¹²⁾ 同じく各国大使を歴任したその長兄M・P・ベストウージェフ＝リューミン Mikheil Petrovich Bestuzhev- Riumin (1688 - 1760 年) は国防参議会議長官に任命された。⁽¹³⁾ また女帝の愛人として知られるウクライナ貴族A・G・ラズモフスキー Aleksei Grigorevich Razmovsky (1709 - 71 年) は軍部の高級官職を付与され、⁽¹⁴⁾ その若弟K・G・ラズモフスキー Kirill Grigorevich Razumovsky (1728 - 1803 年) は1744 - 47 年に欧州留学に派遣された後、続く1750 年よりウクライナ総督（ヘトマン Hetman）に任命されている。⁽¹⁵⁾ 他方、宗務院（シノード Synod）総長にはY・P・シャホフスコイ Yakov Petrovich Shakhovskoi (1705 - 77 年) が、⁽¹⁶⁾ また商業参議会議長官にはB・G・ユスポフ Boris Grigorevich Yuspov (1695 - 1759 年) が、⁽¹⁷⁾ それぞれ就任した。さらにエリザヴェータはクーデターを支援した近衛連隊の副官R・I・ヴォロンツォフ Roman Illarionovich Vorontsov (1707 - 83 年) を重用し、またその弟のM・I・ヴォロンツォフ Mikheil Illarionovich Vorontsov (1714 - 67 年) は侍従に就任するとともに、女帝の従妹A・K・スカヴロンスカヤ Anna Karlovna Skavronskaya と婚姻している。⁽¹⁸⁾ 加えてエリザヴェータ時代に登場した新興勢力としてはシュヴァーロフ兄弟が重要であり、兄のA・I・シュヴァーロフ Alexander Ivanovich Shuvalov (1710 - 72 年) が警視総監に就任する一方、弟のP・I・シュヴァーロフ Petr Ivanovich Shuvalov (1711 - 62 年) は女帝の侍女M・E・シェペルヴァ Mavra Egorovna Shepeleva と婚姻し、1746 年には侍従に任命されている。⁽¹⁹⁾ またその従弟I・I・シュヴァーロフ Ivan Ivanovich Shuvalov (1727 - 97 年) は1740 年代後半より宮廷に進出するが、その若さ・容姿・教養から1749 年には女帝の寝室侍従に、続く1751 年には侍従に就任し、既に中年となったラズモフスキーに代わる新たな寵臣として台頭することになる。⁽²⁰⁾ 他にN・I・パーニン Nikita Ivanovich Panin (1718 - 83 年) の存在も注目される。パーニンはクーデターへの功績を評価されて1743 年より宮廷入りしているが、その容姿・才覚に嫉妬する寵臣A・G・ラズモフスキーの策謀から在外勤務を指示され、以後デンマーク大使 (1747 - 48 年) ・スウェーデン大使 (1748 - 60 年) として活動している。⁽²¹⁾ なお辺境統治については、V・N・タティシチェフが引き続きアストラハン知事（在任：1741 - 45 年）に、またI・I・ネブリエフはオレンブルク知事（在任：1742 - 58 年）に、それぞれ就任した。⁽²²⁾

なお1743 年8月1日（露歴7月21日）、イヴァン六世・ブラウンシュヴァイク門の復権を画策するI・S・ロプキン Ivan Stepanovich Lopukhin のクーデター未遂事件が発覚したが、以後ドイツ人支配の復活を図る動きは終息し、ロシア貴族の国家勤務に立脚する支配体制が確立した。その際、国防参議会議長官M・P・ベストウージェフはその妻子がクーデター事件に関与した嫌疑で左遷され、再び在外勤務（1743 年プロイセン大使・1744 年ポーランド大使）に着く一方、元老院議長は空席となった国防参議会議長官を兼任して権限を一層拡充している。また1744 年、副宰相A・P・ベストウージェフが宰相に昇進する一方、侍従M・I・ヴォロンツォフが副宰相に就任したが、

続く 1746 年には前者の子息がエリザヴェータ女帝と A・G・ラズモフスキーとの間の皇女と婚約しており、ここに宰相ベストゥージェフを頂点とする支配体制が確立した。⁽²²⁾

(2) エリザヴェータ体制の再編

① 宮廷会議と立法委員会

1750 年代においてエリザヴェータ女帝の支配体制は一定の変化を経験する。前述の如くエリザヴェータは即位当初において明確な行政機関を設置しなかったが、国際関係の緊迫に対処するべく 1753 年の勅令によって暫定的な「宮廷会議」Conference at the Imperial Court が設置された。続く七年戦争前夜の 1756 年 3 月の勅令によって宮廷会議は常設の最高意志決定機関へと再編され、軍事・外交方針のみならず、その財源創出に必要な通商・財政政策の全般を策定することになった。⁽²⁴⁾ 宮廷会議は毎週二回の例会を持ち、その成員はしばしば変動したが、基本的に宰相ベストゥージェフ・副宰相ヴォロンツォフのほか、元老院議長＝国防参議会議長官 N・Y・トルベツコイ、元老院議員 M・M・ゴリツィン Michail Mikhailovich Golitsyn (1681 - 1764 年)、⁽²⁵⁾ 同 P・I・シュヴァーロフ、警視総監 A・I・シュヴァーロフ、M・P・ベストゥージェフ＝リュエミン、幕僚 S・F・アブラクシン Stepan Fedorovich Apraksin (1702 - 58 年)、⁽²⁶⁾ 同 A・B・ブターリン Aleksandr Borisovich Buturlin (1694 - 1767 年)、⁽²⁷⁾ 皇太子ピョートル・フョードロビチ、以上の 10 名で組織された。なお宮廷会議の書記は宰相ベストゥージェフの庇護する平民出身の外務官僚 D・V・ヴォルコフ Dmitrii Vasilevich Volkov (1718 - 83 年) が務めている。⁽²⁸⁾ また寵臣 I・I・シュヴァーロフは、既に高齢となった女帝が政務を専ら私室にて行うようになるなか、宮廷官僚のなかでただ一人自由な謁見を認められ、女帝の命令を宮廷会議に対して伝達する一方、宮廷会議の見解を女帝に対して報告し、女帝・宮廷会議の相互連絡を全て媒介した。このため I・I・シュヴァーロフの意向は女帝の政策決定に少なからぬ影響を与えたものと推定され、後に「ロシアのポンパドール」the Russian Pompadour・「元ロシア皇帝」the ex-emperor of Russia (ヴォルテール) と称された。

他方、元老院は P・I・シュヴァーロフの建議から 1754 年に「立法委員会」Legislative Commission (「法典編纂委員会」Codification Commission) を組織し、アレクセイ・ミハイロヴィチ Aleksei Mikhailovich (在位：1645 - 76 年) 治世の 1649 年「會議法典」以来となる法典編纂に着手した。編纂作業は P・I・シュヴァーロフ及びその庇護する元老院書記 A・I・グレヴォフ Alexander Ivanovich Glebov (1717 - 90 年) の主導で進められ、⁽²⁹⁾ 早くも翌 1755 年には第一部の司法及び第二部の刑法に関する編纂を終えている。しかしながら続く第三部「臣民一般の地位」の編纂は貴族特権の規定をめぐる難航し、折しも平行する 1754 - 56 年の文官調査によって平民出身官僚の台頭という事実が明らかとなる一方、⁽³⁰⁾ 七年戦争前夜の国際緊張によって貴族階級の軍隊勤務が拡充されるなか、国家勤務の是非をめぐる激しい論争が展開された。すなわちまず P・I・シュヴァーロフ及び A・I・グレヴォフは国家官僚の人材不足を解消する手段として貴族勤務の存続を支持したのであるが、対して R・I・ヴォロンツォフ及び Y・P・シャホフスコイは、貴族階級の利害を代弁して国家勤務の拡大を懸念し、官等制度に立脚する勤務制度の廃止と貴族階級の自由を主張している。⁽³¹⁾ この論争は続く七年戦争の勃発によって中断されるが、ピョートル大帝時代以来伸張してきた国家独自の政策利害と、エリザヴェータ女帝時代に復権した国内貴族の階級利害との対抗関係を示すものとして注目されよう。

② 1757年の政変とヴォロンツォフ体制の成立

エリザヴェータはその怠惰な生活がたたって 1750 年代後半より急速に健康状態が悪化し、とり

わけ 1756 年末には一時危篤状態に陥って政務の遂行が困難となった。⁽³²⁾ かかる状況において政府幹部は次期帝位継承権を保持する皇太子夫妻（「若き宮廷」Young Court）の意向に強い関心を払ったが、しかし皇太子ピョートルは後見人ブリュンマーが帰国して以来十分な英才教育を受けることはなく、むしろプロイセン国王フリードリヒ二世を敬愛してプロイセン式軍事教練に心酔するなど、国家元首としての統治能力を周囲から疑問視されていた。⁽³³⁾ 他方、その妃エカチェリーナは、大量の読書を通じて啓蒙思想を摂取する一方、宮廷の若手官僚や近衛連隊の支持も厚く、女性ながら君主としての才覚を期待されることになった。⁽³⁴⁾ なかでも守旧派の宰相ベストゥージェフ・幕僚アブラクシンらは来るべき帝位交代にそなえてエカチェリーナに接近し、エカチェリーナの寵愛する S・A・ポニャトフスキー Stanislaw August Poniatowski（1732 - 98 年：後のポーランド国王）を駐露ポーランド大使として招聘する一方、女帝崩御の際における皇帝ピョートル＝女帝エカチェリーナの共同統治を約束するとともに、代償として自身の宰相留任を打診した。他方、この動きを察知した革新派のヴォロンツォフ・シュヴァーロフらは、帝位の継承順位を変更して皇太子夫妻の長子パーヴェル・ペトロヴィッチ Pavel Petrovich（1754 - 1801 年：後の皇帝パーヴェル）への帝位継承を画策するが、これは挫折している。以後むしろ皇太子ピョートルとの連携が追求され、なかでも R・I・ヴォロンツォフはその娘をピョートルの情婦として提供している。⁽³⁵⁾

しかし間もなくエリザヴェータは病状を回復し、この結果クーデター計画に関与したベストゥージェフ・アブラクシン両名が解任・粛正される一方、以後ヴォロンツォフ・シュヴァーロフ両派の間で激しい政権争いが展開されることになった。最終的に 1758 年、副宰相 M・I・ヴォロンツォフが宰相に昇進し、その主導で 1760 年には元老院・宮廷会議の拡充と人事異動が実施されている。まず元老院議長には Y・P・シャホフスコイが就任する一方、元老院書記には I・G・チェルヌイシェフ Ivan Grigorevich Chernyshev（1726 - 97 年）が登用され、⁽³⁶⁾ また新たな元老院議員として宰相の兄 R・I・ヴォロンツォフ、P・I・シュヴァーロフの子息 A・P・シュヴァーロフ Andrei Petrovich Shuvalov（1744 - 89 年）、議長の弟 M・P・シャホフスコイ、オレンブルク知事の任務を終えて帰還した I・I・ネプリエフ、その他数名が任命され、総員は 19 名まで拡大した。他方、宮廷会議には元老院議長 Y・P・シャホフスコイ、新任の元老院議員 I・I・ネプリエフ、K・G・ラズモフスキーの子息 A・K・ラズモフスキー、寵臣 I・I・シュヴァーロフ、以上 4 名が新たに参画している。かくしてエリザヴェータ治世末期の支配体制は、シュヴァーロフ勢力に一定の配慮がなされつつも、基本的にヴォロンツォフ陣営の優位で組織されることになった。⁽³⁷⁾

かかる支配体制の再編のもと立法委員会も新たな動きを示す。すなわち元老院は R・I・ヴォロンツォフを立法委員会議長に任命して法典編纂を再開し、1761 年に最終原案を完成した。先のシュヴァーロフ委員会が国家利害の観点から貴族勤務の維持を志向したのに対し、今やヴォロンツォフ委員会は貴族利害の尊重を優先し、法案の第 22 章・第 5 節「貴族及びその特権」では、1722 年官等表の廃止と貴族の国家勤務の縮小を確認している。この法案は直後の女帝崩御により施行されなかったものの、一般にはそれぞれ後のピョートル三世・エカチェリーナ二世治世の功績とされる貴族特権の拡大と法典編纂の遂行が既に当該段階より進行していた事実は留意されよう。⁽³⁸⁾

註

- (1) さしあたり、和田春樹「近代ロシア社会の構造——その成立と矛盾——」歴史学研究会編『世界史と近代日本』青木書店 1961 年所収、高田和夫「現代ソ連史学界と絶対主義——絶対主義論争（1968 - 1972 年）の検討——」『歴史学研究』第 450 号 1977 年、鳥山成人「18 世紀ロシアの貴族と官僚」吉岡昭彦・成瀬治編『近

- 代国家形成の諸問題』木鐸社 1979 年所収、同「18 世紀のツァーリズム」『ロシア史研究』第 41 号 1985 年、土肥恒之「東欧の絶対主義——鳥山報告に寄せて——」同上誌、同号。なお以下個々の人物の情報については、J. P. LeDonne, “Ruling Families in the Russian Political Order, 1689-1825”, *Cahiers du monde russe et soviétique*, Vol. 28, 1987; J. L. Wiczyński (ed.), *The Modern Encyclopedia of Russian, Soviet and Eurasian History*, 59vols., Gulf Breeze, 1976- 1994 (以下、MERSEH) に依った。なおその増補版として、G. N. Rhyne (ed.), *The Supplement to the Modern Encyclopedia of Russian, Soviet and Eurasian History*, Gulf Breeze, 1994-, が刊行中である。
- (2) M. Raëff, *Origins of the Russian Intelligentsia: The 18th-Century Nobility*, New York, 1966, pp. 10- 12, 62- 63; R. E. Jones, *The Emancipation of the Russian Nobility, 1762- 1785*, Princeton, 1973, pp. 24- 27; J. Hassel, “Implementation of Russian Table of the Ranks during the Eighteenth Century”, *Slavic Review*, Vol. 29, 1970; B. Meehan- Waters, “The Muscovite Noble Origins of the Russians in the Generalitet of 1730”, *Cahiers du monde russe et soviétique*, Vol. 12, 1971; idem, *Autocracy and Aristocracy: The Russian Service Elite of 1730*, New Brunswick, 1982.
- (3) D. M. Griffith, “Biron, Ernst Johann”, *MERSEH*, Vol. 4, pp. 178- 182; K. Bittner, “Beiträge zur Geschichte des Lebens und Wirkens Heinrich Johann Friedrich (Andrej Ivanovic) Osterman”, *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 5, 1957; H. Kluebing/ E. Kluebing, *Heinrich Graf Osterman: Von Bochum nach St. Petersburg 1687 bis 1747*, Bochum, 1976; G. E. Munro, “Münnich, Burchard Christopher”, *MERSEH*, Vol. 23, pp. 182- 188; F. Ley, *Le Maréchal de Münnich(1683- 1767) et la Russie au XVIIIe siècle*, Paris, 1959; R. Bartlett, “The Russian and the Baltic German Nobility in the 18th Century”, *Cahiers du monde russe et soviétique*, Vol. 34, 1993. なおアンナ女帝に関しては、M. Curtiss, *A Forgotten Empress: Anna Ivanovna and Her Era, 1730- 1740*, New York, 1974; E. V. Anisimov, “Anna Ivanovna”, *Russian Studies in History*, Vol. 32, 1994 (Reprint, “Empress Anna Ivanovna, 1730- 1740”, D. J. Raleigh (ed.), *op. cit.*).
- (4) S. C. Feinstein, “V. N. Tatishchev and the Development of the Concept of State Service in Petrine and Post- Petrine Russia”, Ph. D., dissertation, New York University, 1971; R. L. Daniels, “V. N. Tatishchev and the Succession Crisis of 1730”, *Slavonic Review*, Vol. 49, 1971; idem, *V. N. Tatishchev: Guardian of the Petrine Revolution*, Philadelphia, 1973; H. M. Leventer, “Tatishchev: Science and Service in Eighteenth Century Russia”, Ph. D., dissertation, Columbia University, 1972; 阿部重雄「1730 年政変と B・H・タチーシチェフ」『大正大学・研究紀要』第 73 輯 1988 年 (同『タチーシチェフ研究—— 18 世紀ロシア—官僚—知識人の生涯と業績——』刀水書房 1996 年、第二部・第三章として再録)。
- (5) F. I. Kaplan, “Tatiscev and Kantemir: Two Eighteenth Century Exponents of a Russian Bureaucratic Style of Thought”, *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 13, 1965, pp. 504- 505; H. Grasshoff, *A. D. Kantemir und Westeuropa*, Berlin, 1966. なお A・D・カンテミールはイギリス赴任に際して父親 D・K・カンテミールの執筆したオスマン帝国史に関する著書を持ち込み、これは 1735 年に『オスマン帝国の盛衰』*Growth and Decay of the Ottoman Empire* として英訳が出版され、続いて駐在したフランスでも 1744 年に仏訳が刊行されている。同書は E・ギボン『ローマ帝国衰亡史』(1788 年) のオスマン帝国に関する記述の典拠として引用されるなど、ヨーロッパ知識人のオスマン帝国認識に大きな影響を与えた。H. Trevor- Roper, “Dimitrie Cantemir’s Ottoman History and Its Reception in England”, *Revue roumaine d’histoire*, Vol. 24, 1985.
- (6) A・P・ヴォルインスキーの改革構想はロシア史上における立憲主義思想の起源として注目されており、とりわけ後のエカチェリーナ二世時代の外務官僚 N・I・パーニン Nikita Ivanovich Panin (1718 - 83 年) による「立法委員会」Legislative Commission の構想に影響を与えたと言われる。D. L. Ransel, *The Politics of Catherinian Russia: The Panin Party*, New Haven, 1975, pp. 12- 15.
- (7) M. Raëff (ed.), *I. I. Nepliev, Zapiski, 1693-1773*, Cambridge, 1974 (H. Leventer, “Introduction”); G. E. Munro, “Nepliev, Ivan Ivanovich”, *MERSEH*, Vol. 24, pp. 147- 151.
- (8) R. N. Bain, *op. cit.*, pp. 22- 31, 35- 37; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 1- 8; J. L. H. Keep, “The Secret Chancellery, the Guards and Dynastic Crisis of 1740- 1741”, *Forschungen zur osteuropäischen Geschichte*, Bd. 30, 1978. なおク

デターの立て役者であるミュニツヒは、当初は本人自ら第一大臣 prime minister なる地位に就任したものの、その直後の体調不良によって政権掌握の機会を逸し、間もなく失脚している。

- (9) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 28- 30; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 144- 149.
- (10) R. N. Bain, *op. cit.*, pp. 73- 74; J. T. Alexander, “Trubetskoi, Nikita Yur’evich”, *MERSEH*, Vol. 40, pp. 1- 5.
- (11) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 37- 42; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 47- 48; J. P. LeDonne, *op. cit.*, pp. 288- 299; *idem*, *Absolutism and Ruling Class: The Foundation of the Russian Political Order, 1700-1825*, New York, 1991, pp. 87- 93.
- (12) R. N. Bain, *op. cit.*, pp. 77- 80; G. E. Munro, “Bestuzhev-Riumin, Alexsei Petrovich”, *MERSEH*, Vol. 4, pp. 94- 96.
- (13) R. N. Bain, *op. cit.*, pp. 76- 77; *MERSEH*, Vol. 4, pp. 100- 101.
- (14) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 200- 204; *MERSEH*, Vol. 30, pp. 209, 214.
- (15) 黒海への回廊をなすロシア領ウクライナ（ドニエプル左岸地帯）では、既にアンナ女帝時代の 1734 年に総督の選挙制度が停止され、新設のヘトマン政府会議のもとで中央統制が強化された。しかしウクライナでは総督選挙の再開と自治制度の回復を求める声が強く、1750 年にエリザヴェータはヘトマン政府会議を廃止し、当地出身の K・G・ラズモフスキーを総督に任命している。H. R. Huttenbach, “The Ukraine and Muscovite Expansion”, T. Hunczak(ed.), *Russian Imperialism from Ivan the Great to the Revolution*, New Brunswick, 1974, pp. 191- 192; S. M. Horak, “Russian Expansion and Policy in Ukraine, 1648- 1791: An Outline and Analysis”, M. Rywkin(ed.), *Russian Colonial Expansion to 1917*, London, 1988; 伊東孝之・井内敏夫・中井和夫編『ポーランド・ウクライナ・バルト史』（新版・世界各国史 20）山川出版社 1998 年、172 - 174 頁、志田恭子「帝政ロシアにおけるノヴォロシア・ベッサラビアの成立——併合から総督府の設置まで——」『スラヴ研究』第 49 号 2002 年、248 - 249 頁。
- (16) Ya. P. Shakhovskoy, *Zapiski, 1705- 1777*, Cambridge, 1974 (R. E. Jones, “Introduction”, pp. i- iv); R. E. Jones, “Shakovskoi, Yakov Peterovich”, *MERSEH*, Vol. 34, pp. 142- 144.
- (17) T. S. Pearson, “Yusupov, Boris Grigor’evich”, *MERSEH*, Vol. 45, pp. 86- 88.
- (18) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 211- 212; J. T. Alexander, “Vorontsov, Roman Larionovich”, *MERSEH*, Vol. 43, pp. 55- 58; D. Ransel, “Vorontsov, Mikhail Illianovich”, *MERSEH*, Vol. 43, pp. 48- 50; L. J. Humphreys, “The Volontsov Family: Russian Nobility in a Century of Change, 1725- 1825”, Ph. D. dissertation, University of Pennsylvania, 1969.
- (19) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 204- 207; *MERSEH*, Vol. 53, pp. 43- 46.
- (20) J. T. Alexander, “Favourites, Favouritism and Female Rule in Russia, 1725- 1796”, R. Bartlett/ J. M. Hartley(eds.), *Russia in the Age of the Enlightenment: Essays for Isabel de Madariaga*, London, 1990, pp. 113- 117; *idem*, “Ivan Shuvalov and Russian Court Politics, 1749- 63”, A. G. Cross/ G. S. Smith(eds.), *Literature, Lives, and Legality in Catherine’s Russia*, Nottingham, 1994; *idem*, “Shuvalov, Ivan Ivanovich”, *MERSEH*, Vol. 53, pp. 34- 43.
- (21) エリザヴェータ時代におけるパーニンの北欧勤務は、後のエカチェリーナ二世時代における外交政策＝「北方体制」Northern System 策定を理解する上で注目される。D. L. Ransel, *op. cit.*, Chapter 2; W. Krummel, “Nikita Ivanovic Panin’s Aussenpolitik Tätigkeit, 1747- 1758”, *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 5, 1940.
- (22) なお I・I・ネプリエフは 1741 年に N・I・パーニンの妹と再婚し、ネプリエフとパーニンとは義理の兄弟に当たる。北欧勤務の経験がパーニンのバルト海外交に影響を与えたとすれば、駐土大使ネプリエフとの親交はパーニンの対トルコ外交に対して少なからぬ影響を及ぼしたものと推定される。
- (23) R. N. Bain, *op. cit.*, pp. 89- 96; E. V. Anisimov, *op. cit.*, 152- 155.
- (24) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 238- 239; J. P. LeDonne, “Ruling Families”, pp. 300- 301; *idem*, *op. cit.*, pp. 83- 84.
- (25) *MERSEH*, Vol. 13, p. 3.
- (26) V. Kamendrowski, “Apraksin, Stephan Fedrovich”, *MERSEH*, Vol. 2, p. 68- 69; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 117- 119.
- (27) *MERSEH*, Vol. 6, p. 63; E. V. Anisimov, *op. cit.*, p. 141.
- (28) ヴォルコフは平民出身ながらエリザヴェータ時代の最も優秀な国家官僚の一人とされ、1742 年に外務参議会に入省して以来ベストーージェフからその能力を評価され、また寵臣 I・I・シュヴァーロフとも親交を

- もった。続くエカチェリーナ二世治世にはオレンブルク知事、聖ペテルブルク警察長官、工業参議会長官、以上を歴任している。J. T. Alexander, “Volkov, Dmitrii Vasil’evich”, *MERSEH*, Vol. 43, pp. 9- 14; W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 34- 37.
- (29) R. E. Jones, “Glebov, Aleksandr Ivanovich”, *MERSEH*, Vol. 12, pp. 193- 194.
- (30) 鳥山「18世紀ロシアの貴族と官僚」、72 - 77 頁。
- (31) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 202- 213; E. V. Anisimov, “Russia in the Mid- Eighteenth Century: The Struggle for Peter’s Legacy”, *Soviet Studies in History*, Vol. 28, 1989 (Reprint, *idem, op. cit.*, pp. 67- 71).
- (32) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 231- 233.
- (33) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 233- 236.
- (34) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 240- 241.
- (35) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 242- 243. R. N. Bain, *op. cit.*, 193- 194. なおパーヴェルの実父をめぐっては、皇太子ピョートル本人のほか、エカチェリーナの愛人で元ハンブルク駐在大使 S・サルトウイコフ Sergei Saltykov をはじめ諸説が存在している。
- (36) R. E. Jones, “Chernyshev, Petr Grigor’evich”, *MERSEH*, Vol. 7, pp. 18- 20.
- (37) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 219- 220; L. J. Humphrey, *op. cit.*, p. 167- 168.
- (38) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 68- 69; K. R. Morrison, “Catherine II’s Legislative Commission: An Administrative Interpretation”, *Canadian Slavic Studies*, Vol. 4, 1970; 鳥山成人「エカテリナ二世の地方改革——その動機と背景に関する問題と諸見解——」同『ロシア・東欧の国家と社会』恒文社 1985 年所収、228 - 232 頁。

〔Ⅲ〕経済政策

続く諸節ではエリザヴェータ女帝時代の政策展開（経済・外交・通商条約）を順次検討したく思うが、うちまず本節では経済政策を分析しよう。18 世紀ロシア経済政策をめぐっては、旧ソ連学界の場合、農奴制の爛熟と農奴主国家の確立という経済的・政治的背景を踏まえつつ、経済政策の本質を勃興する新興商業資本の階級利害にではなく、むしろ支配階級たる土地貴族の利害関係に還元して理解する見方が有力であったが、対照的に土地利害から遊離した官僚国家の形成を認める欧米学界の場合、当時の経済政策にある程度ブルジョワ的な性格を認める傾向がある。^① 以下では政策展開の基盤たる経済思想の特質を確認した後、前述の海外貿易・一次産品輸出に対応する通商・産業政策、及び後述の外交政策・対外戦争に対処した財政・関税政策、以上を順次考察したい。

（1）文教政策と経済思想

まず当該期におけるロシア経済思想の展開・特質を確認しておこう。18 世紀のヨーロッパ諸国では各国の経済成長段階に照応した経済思想（重商主義・重農主義・官房主義）の興隆を見るが、エリザヴェータ女帝時代のロシアではこれらの西欧思想を摂取しつつ独自の国土調査・理論分析が進められており、その成果は後述する一連の経済政策にも一定の影響を与えたと思われる。

① 科学アカデミーの成長

既にピョートル大帝は国内経済の発展を促進するべく実学の振興に努め、その拠点として 1725 年に聖ペテルブルク「科学アカデミー」Imperial Academy of Sciences を創立するとともに、ドイツ官房学者 C・ヴォルフ Christian Wolf (1679 - 1754 年) の人脈で、化学・博物学者 J・G・グメリン Gmelin (1709 - 55 年)、言語・歴史学者 G・F・ミュラー Müller (1705 - 83 年)、数学者 L・ユーラー Euler (1707 - 83 年)、物理学者 J・ヴァイトブレヒト Weitbrecht (1702 - 47 年)、数学者 G・W・クラフト Krafft (1701 - 54 年)、以上のドイツ人若手研究者が招聘された。続くアンナ女帝時代には、宮廷政治・官僚機構におけるドイツ人支配体制の成立と相俟って、アルザス出身の

理事 J・D・シューマッハー Johan Daniel Schumacher (?- 1761 年) を頂点とするドイツ人研究者のアカデミー主導体制が確立した。かくして以後ロシアの学術活動、とりわけ草創期のロシア経済思想はドイツ官房学・国状学の強い影響を受けて発達することになった。⁽²⁾

またピョートル大帝は国土開発の前提条件として農業・鉱山資源の調査と通商ルートの開拓を試み、既に 1718 年には F・I・ソイモノフ Fedor Ivanovich Soimonov (1692 - 1780 年) にカスピ海探検を指示する一方、1725 年には V・J・ベーリング Vitus Jonassen Bering (1681 - 1741 年) を第一回カムチャッカ探検 (1725 - 30 年) に派遣するなど、一連の探検活動を展開した。続くアンナ女帝時代には元老院議長 I・K・キリロフ Ivan Kirillovich Kirilov (1689 - 1737 年) が自らオレンブルク探検 (1734 - 37 年) を実施する一方、科学アカデミーはベーリングの第二回シベリア・カムチャッカ探検 (1733 - 43 年) を主催し、アカデミー教官の J・G・グメリン及び G・F・ミューラーがこれに随行している。また科学アカデミーは 1739 年に国土地理部門 Geographic Department を新設し、エリザヴェータ時代の 1745 年には『ロシア全図』Russian Atlas を作製している。⁽³⁾

この間、科学アカデミーはロシア人研究者の育成にも努め、アンナ女帝時代の 1733 年にはノヴゴロド家門貴族の子弟 V・E・アドドゥロフ Vasilii Evdokimovich Adodurov (アダドゥロフ Adadurov : 1709 - 80 年) がアカデミー史上最初のロシア人教官 (数学) に就任し、後進の指導にあるとともに、続くエリザヴェータ時代には皇太子妃エカチェリーナの個人教師を務めている。⁽⁴⁾ また科学アカデミーは多数のロシア人学生を欧州留学に派遣し、帰国した彼らを順次アカデミー教官として採用しているが、なかでも官房主義の本場ドイツでの留学経験をもつ平民出身の若手研究者の登用が目される。まず G・N・テプロフ Grigorii Nikolaevich Teplov (1717 - 79 年) は、1733 年よりベルリンに留学して植物学・外国語を修め、1736 年に帰国してからは植物学部門の通訳として研究活動に従事したが、その際アカデミーの若き碩学として官房 A・P・ヴォルインスキーの政務をしばしば補助した。このためヴォルインスキー事件への関与を疑われて一時拘留されるものの、続くエリザヴェータ時代の 1742 年にはアカデミー自然史講座の準教授に就任している。同時にテプロフは K・G・ラズモフスキーの個人教師を務め、1743 - 46 年にはその欧州留学に随行して C・ヴォルフから官房主義思想を摂取する一方、1750 年以降はラズモフスキーのウクライナ勤務に同伴して現地の慣習・制度に習熟し、当時「最もウクライナ事情に精通した人物」として南部ロシアの経済能力に対する関心を強めた。⁽⁵⁾ また「ロシア文学におけるピョートル大帝」として名高い M・V・ロモノーソフ Mikhail Vasilevich Lomonosov (1711 - 65 年) は、アルハンゲリスク国有地農民の子弟ながら 1735 年に科学アカデミーに入学してアドドゥロフに師事し、翌年には欧州留学に派遣されてやはり C・ヴォルフから数学・物理・哲学を学んだ。帰国後エリザヴェータ治世の 1741 年にはアカデミー物理学講座の助教授に就任し、1745 年にはアカデミー史上第二のロシア人教官として化学講座教授に就任している。⁽⁶⁾

以上の如きロシア人研究者の台頭に伴い、科学アカデミー内部では高給取得に専心する外国人「似非研究者」pseudo-scientists の支配体制に対する反発が次第に強まり、折しもエリザヴェータ女帝の即位によってドイツ人官僚の更迭とロシア人官僚の登用が進むなか、科学アカデミーの組織改革が着手されることになった。まず 1746 年、エリザヴェータは海外留学から帰国した K・G・ラズモフスキーをアカデミー会長 (在任 : 1746 - 65 年) に、その個人教師 G・N・テプロフを会長補佐に任命する一方、続く 1747 年にはテプロフの建議で定款改正を実施し、アカデミーの自治を縮小して国家監督を強化するとともに、ロシア人教官の積極的な登用を確認した。⁽⁷⁾ この動きを警戒した J・G・グメリンはじめ多くのドイツ人研究者は科学アカデミーとの更新契約を破棄してドイツ

本国に帰国しているが、⁽⁹⁾ 対照的に G・F・ミュラーはロシア国籍を取得して生涯ロシアにとどまり、1747 年に新設の歴史部門主任に就任する一方、1754 - 65 年には理事を務めて科学アカデミーの運営に貢献している。この間ミュラーは自らが随行した第二回シベリア・カムチャッカ探検の調査結果を『シベリア地誌』Discription of the Siberial Kingdom (1750 年) として刊行し、「シベリア史の父」としての地位を確立することになる。⁽⁹⁾

続く 1750 年代には寵臣 I・I・シュヴァーロフによって一連の文教政策が展開される。I・I・シュヴァーロフは、かねてフランスの啓蒙思想家ヴォルテールや百科全書派の学者と親交をもち、ロシアにおける啓蒙思想の流入に貢献する一方、高等教育機関を設立して国民意識を発揚する必要を強く認識しており、1755 年にはロモノーソフと協力してモスクワ大学 Moscow University を創設し、後者の恩師 V・E・アドドゥロフを初代学長に任命した。⁽¹⁰⁾ また I・I・シュヴァーロフは既存の科学アカデミーに対しても多大な資金援助を与え、1755 年にはアカデミーの新機関誌として『月刊評論』*Monthly Composition* (1755 - 64 年) が刊行されている。同誌は各種経済理論・産業技術指南の翻訳を掲載して経済理論・実用技術の普及を図り、ロシアにおける経済思想の覚醒に多大な影響を与えた。⁽¹¹⁾ なかでもミュラーはシベリア探検の成果を「シベリア通商事情」*Information about Trade in Siberia* (1755 - 56 年) として連載し、シベリア経由中国通商の可能性を示唆する一方、⁽¹²⁾ G・N・テプロフは、後に F・ケネーの重農主義思想や A・スミスの自由貿易思想に多大な影響を与えたことで知られる J・タッカー Josiah Tucker (1713 - 90 年) の代表著作『英仏貿易小論』*A Brief Essay on the Advantages which respectively attend France and Great Britain with respect to Trade* (1749 年) の抄訳を 1755 年に発表している。⁽¹³⁾ 以上の結果、旧来のドイツ官房主義思想に代わって新たにフランス啓蒙思想・重農主義がロシア知識人の間で広く受容されることになった。

② 経済思想の覚醒

以上の如き科学アカデミーを拠点とする学術活動を背景に、アンナ女帝時代からエリザヴェータ女帝治世にかけて、アカデミー内外のロシア官僚・学者の間で独自の経済思想の展開が見られる。

まず A・P・ヴォルインスキーは、ピョートル大帝時代の長期辺境勤務によって自己所領を不在にした際、『領地管理令』(1724 年) を作成して領地管理人に市場向け農業経営を指南し、各種一次産品の生産・輸出に強い関心を示したことで知られる。⁽¹⁴⁾ これに対して続くアンナ女帝時代に官房官僚として作成した前述の『内政要論』では、昨今の内政不安の背景として、農民逃亡の多発、食糧供給の不足、国内生産力の低迷、以上の農業危機の存在を指摘する一方、その打開手段として、国家経費の重点を軍事部門から貿易・産業振興へと転換すること、ヴォルガ流域への入植事業・穀物備蓄倉庫の整備・食糧政策担当部局の新設を進めること、国土の防衛には軍隊の増員よりもむしろ国境要塞の建設や兵器の技術改良によって対処すること、貿易・産業の奨励によって国家財政の強化のみならず社会的富の増大を達成すること、以上の必要を提起している。⁽¹⁵⁾ 概してヴォルインスキーの重視する産業部門が、農業・土地から貿易・工業へと移行していることを確認できよう。

また V・N・タティシチェフは、辺境勤務の経験に基づいてロシア史上最初の本格的な通史『ロシア史』を著したことで知られているが、平行してタティシチェフは多数の経済評論も執筆している。まずウラル鉱山監督局長を務めたアンナ女帝時代には、1734 年にシベリア・カザンの地方官吏に対して現地経済事情のアンケート調査 *ankety* を実施する一方、1737 年には「ロシア史書・地誌編纂計画」を作成して科学アカデミーに送付し、国内経済の客観的・統計的調査の必要を主張している。続くエリザヴェータ女帝治世にはアストラハン知事として商業参議会に「アストラハン輸入・輸出貿易概要」*Discourse on Goods Imported and Exported through Astrakhan* (1744 年) を提出し、

国産製品の輸出には低率関税を、原料・食糧の輸出には高率関税を、また国内自給が困難な必需品の輸入には低率関税を、国内生産が可能な製品の輸入には高率関税を、それぞれ賦課して、輸出拡大・輸入抑制を梃子とした収支黒字を維持するべき必要を示唆した。タティシチェフの経済思想は引退後の『商人・職人論』*On Merchant and Crafts* (1748年)において集成され、スペインは南米植民地において豊富な金銀を採掘したにもかかわらず、産業・貿易が貧困な故に富の流出を招いたこと、他方イギリス・オランダ両国は自ら金銀を産出しないにもかかわらず、その工業・貿易によって巨大な富を獲得したこと、ロシアの場合もアレクセイ時代のオランダ・イギリス貿易が続くピョートル大帝時代の国力発展を準備したこと、以上の如き内外の歴史分析を根拠としつつ、「国富の源泉・基礎」*the root and basis of all wealth*としての商業活動、とりわけ外国貿易の意義を重視し、輸出向け工業製品・一次製品の生産による貿易黒字の拡大を主張した。その際タティシチェフは、外交貿易の方向として単にヨーロッパ諸国との取引のみならず、中国・ペルシア・オスマン帝国との貿易を推奨し、かつロシア領内を経由する東西通過貿易の振興を主張した。また、国内定期市場の開設、貴族・教会の余剰資本を基礎にした信用機関の設立と商人・職人に対する信用の供与、商品輸送・情報伝達を促進する運河体系・郵便制度の整備、以上の早期実現を提起している。その他面においてタティシチェフは、経済発展の条件として強力な国家権力の介入を支持するとともに、国家行政を担う貴族階層、国内生産を担う農民、商工活動に従事する商人、これらの職能的身分編成の存在を肯定する一種の社会契約説を唱え、かかる観点から「農村経済短評」*Short Economic Notes Relating to the Village* (1742年)では農奴制に立脚する専制体制を支持している。⁽¹⁶⁾

他方M・V・ロモノーソフは、人文・社会・自然科学の各分野に精通した百科全書派的学者として有名であるが、同時に経済問題にも強い関心を示しており、1747年にはドイツ農書を翻訳して三圃制度・有機農法など西欧農耕技術の導入を奨励する一方、1752年にはピョートル大帝時代の思想家I・T・ポソシコフIvan Tikhonovich Pososhkov (1652 - 1726年)の『貧富論』*Book on Poverty and Wealth* (1724年)を公刊し、自らは外国貿易に関して以下の経済評論を発表している。まず「商業・外国貿易論」*On Merchantry, especially with Foreign Peoples*では、輸出産業・輸入代替産業の育成と輸入抑制・輸出拡大を主張し、海路と接続する西欧諸国は商船隊と海上貿易を基礎とした外国貿易を展開しているのに対して、ロシアはかかる港湾都市を欠如したピョートル大帝以前においてこそ国内河川に依存した内陸貿易にとどまらざるをえなかったものの、多数の港湾都市を獲得して航海・造船技術を改善した同帝治世以後においてはかかる困難は解消され、いまやロシアはヨーロッパ諸国との貿易のみならず、日本・中国・インド・北米西岸との貿易をも遂行しうる地位にあること、さらに「シベリア=インド航路論」*Letter on a Northern Passage to the East Indies via the Siberian Ocean* (1755年)及び「北極海=インド航路論」*A Brief Description of Various Voyages on the Northern Seas and the Evidence of a Possible Passage from the Arctic Ocean to the East Indies* (1763年)では、西欧諸国が依存する旧来の喜望峰經由東インド航路に対抗しつつ、新たな北極海經由アルハンゲリスク=アジア貿易の開拓によってロシアは内陸国家 *continental nation* から海洋国家 *maritime nation* へと発展しうることを、等々を指摘している。以上の経済思想はロモノーソフがその庇護者I・I・シュヴァーロフに宛てた私信「ロシア人口の維持・増大に関する覚書」*On the Preservation and Increase of the Russian People* (1761年)で集成された。またロモノーソフは国内資源の開発のために大規模な国土調査の必要を訴え、アカデミー国土地理部門の局長(在任: 1758 - 65年)として『ロシア帝国全図』(1759年)を刊行する一方、1759年には国内経済事情の情報交換を目的とした『ロシア全国通信』*Domestic Russian News*の定期刊行を提案し、さらに1761年にはかつてタティ

シチェフが試みて挫折したアンケート調査を実施している。⁽¹⁷⁾

なおロモノーソフと交流する知識人として P・I・リシコフ Petr Ivanovich Rychkov (1712 - 77 年) の存在も留意される。リシコフは亜麻織物の輸出貿易に従事する商人家系の出自として幼少より複式簿記の理論・技術に習熟し、アンナ女帝時代には歴代オレンブルク司令・知事(キリロフ・タティシチェフ)の会計担当を務めたが、そのかたわら商人・実務家としての立場から現地の経済・地事情に強い関心を示しており、ロモノーソフの推薦のもと科学アカデミーの初代地方通信員 *corresponding member* として現地情報を定期的に送付した。またリシコフはアカデミーの機関誌『月刊評論』誌上に多数の論考を発表し、「ロシアに関する外国人研究者の誤謬を正す方法」(1755 年) では、正確な地理調査と地誌編纂の必要を説く一方、同年の「商業通信」*Correspondence between Two Friends on Commerce* では、物々交換から商人取引への商業発達過程を概観し、ロシアはその豊富な天然資源と東西世界を媒介する立地条件から世界で最も通商活動に適した国であること、ロシアはイギリス・オランダの如き活発な外国貿易によって大量の金銀を獲得できること、加えてロシアはイギリス・オランダと異なり国内鉱山での金銀自給さえ可能であること、以上の見解を披露している。さらにリシコフはロモノーソフの援助で『オレンブルク地誌』(1762 年) を出版し、オレンブルクが鉱山・農業・畜産・狩猟・漁業・林業において高い生産能力を保持すること、オレンブルクが中央アジア・インド・中国との外国貿易における重要な拠点となすこと、ロシア内陸地帯とオレンブルク辺境地帯を連結する通商経路を強化する必要があること、以上を提起するとともに、旧来ドイツ人学者ミュラーによって牽引されてきた地誌研究におけるロシア人学者の能力を誇示した。なお商人出身のリシコフは、職能的身分制度に立脚する商業活動を主張した前述の官僚貴族ヴォルインスキー・タティシチェフらとは対照的に、「農村社会論」*A Letter on the Practice of Village Life* (1757 年)・「カザン・オレンブルク農業論」*A Letter on Agriculture in the Kazan and Orenburg Gubernias* (1758 年) にて、富裕商人の貴族身分取得や開明貴族の商業活動参入を支持する一方、国内経済の基礎として農業生産を奨励しつつ、その梃子として賦役制度の緩和を訴えている。⁽¹⁸⁾

以上の如くエリザヴェータ時代には、これまで科学アカデミーが推進してきた実践的な国土調査の展開と理論的な西欧思想の摂取とが相互に融合して独自の経済思想が生成したが、生産力の基盤としての農奴制に批判的な見解が登場する一方、海外貿易の発展方向として西欧諸国とのバルト海貿易とともに南東方面のアジア貿易に強い期待の示されていることが注目されよう。

(2) 通商・産業政策

次にエリザヴェータ女帝時代の通商・産業政策に関して、先に見たヨーロッパ貿易の発展とペルシア・黒海貿易の生成という市場構造、及び封建的農奴制の再編・強化と商人マニファクチュアの生成という経済条件に留意しつつ、海外貿易の主要環節ごとに考察しよう。

① ヨーロッパ貿易と農奴制

まずバルト海貿易の拠点ペテルブルク及び白海貿易の窓口アルハンゲリスクでは、国内商人の未熟を背景として、既にピョートル大帝時代より、輸出向け産品生産・輸出に関する種々の特権が貴族階級・外国商人に付与されてきたが、⁽¹⁹⁾ 続くアンナ女帝時代には、宮廷政治におけるドイツ人官僚の台頭を反映して、ウラル鉱山資源がザクセンの技術・資本で開発される一方、主要産品の輸出特権は最大の輸出市場イギリスの商業資本に付与されている。⁽²⁰⁾ なかでも 1730 年、副宰相 A・I・オステルマンはイギリス領事 T・ワード Thomas Ward (在任：1728 - 30 年) に対して各種専売品目(炭酸カリ・大黃・にかわ・タラ・大麻)のイギリス向け輸出特権を付与したが、この権利

はさらにM・シッフナー Matthew Shiffner (?- 1756年) = J・ウォルフ Jacob Wolff (1698 - 1759年) の合本企業シッフナー・ウォルフ商会に委託され、同会は巨額の独占利潤を確保した。また同年ワードが死去すると、オステルマンは当該商会と直に独占契約を結び、特許料の納入を条件として各種製品の輸出特権を付与している。他方、1732年には逆に軍隊向けイギリス羊毛製品の独占輸入が3年期限で同会に認可された。なおエリザヴェータ女帝時代の1745年、J・ウォルフは1730年以来空席であったイギリス領事(在任：1745 - 59年)に就任しており、その人脈を梃子に再び1748年にはロシア向け羊毛製品供給に関する15年期限の独占権を獲得している。⁽²¹⁾

しかしながらエリザヴェータ女帝時代には、徐々に外国商人の貿易独占に対する国内不満が高まるなか、1755年に外国商人の海外送金が規制される一方、宮廷政治におけるドイツ人官僚の追放とロシア貴族の台頭を背景として、宮廷貴族に対して各種の通商・鉱山特権が付与されている。⁽²²⁾ なかでもP・I・シュヴァーロフは、1752年にアルハンゲリスクにおける漁業・製塩事業の特権、及び木材輸出の独占権を確保し、続く1753年にはウラル鉱山の採掘権を獲得した。⁽²³⁾ しかしながらシュヴァーロフは必ずしも自ら事業を経営せず、むしろこれらの特権をさらに賃貸・転売することで多額の差益を確保している。その際依然としてイギリス商人が重要な役割を占め、アルハンゲリスクにおける木材輸出の特権は、ロシア会社に加盟するブリストル出身のイギリス商人W・ゴム William Gomm (1728 - 92年) に対して20年期限・総額120,000ルーブリで委託され、さらに1760年には30年期限・総額300,000ルーブリで売却された。⁽²⁴⁾ またR・I・ヴォロンツォフは、クーデターを援助した代償として総計119村落を包摂する広大な所領を付与され、ロシア最大の地主家門に成長しているが、農奴労働に立脚する大規模なリンネル工場を経営する一方、その販路として1752年には聖ペテルブルクにて亜麻種・麻織物の輸出特権を、続く1757年にはアルハンゲリスクでの同様な輸出特権を獲得し、さらに1758年にはウラル鉱山・銅山の採掘特権を獲得して鉱山経営にも着手するなど、多角的な所領経営を展開している。⁽²⁵⁾ 1757年にはその兄弟の宰相M・I・ヴォロンツォフが穀物輸出の特権獲得を指向し、この計画は七年戦争のさなか敵国プロイセンへの兵糧供給を防止する観点から間もなく撤回されたものの、最終的に聖ペテルブルク・アルハンゲリスク両港合計で255,000チェズベルティを上限に穀物輸出を展開することが承認された。⁽²⁶⁾ なお穀物生産と直結する火酒蒸留に関しては、1754年の勅令によって貴族階級一般の蒸留特権が承認され、貴族階級は自己所領での火酒生産によって独占利潤を確保した。⁽²⁷⁾ 以上の動きは、国際的には外国商人の商業利害から脱却した一種の国民経済の生成を示しているが、国内的には貴族階級の農奴主としての経済利害がその国家官僚としての政策展開に体现されたものと言えよう。

また勃興する商業資本の生産活動に関しては、前述の如くピョートル大帝が1721年勅令のもとで商人資本による農奴・農村の買収・保有を承認し、商人による農奴占有マニユファクチュアの編成を奨励したのに対し、続くアンナ女帝はこれまで農奴保有を独占してきた貴族階級の反発を考慮して1736年勅令を發布し、商人身分による農奴・農村の購入を禁止している。かかる農奴保有特権をめぐる商人・貴族の対抗関係は、ともに農奴労働に立脚する市場向け農業生産・マニユファクチュア経営が高度に発達するエリザヴェータ女帝時代において頂点に達した。すなわち同帝は、当初は1744年の勅令によって1721年の原則を再認し、商人マニユファクチュアの活動を支援したのであるが、続く1746年の勅令では一転してこの原則を撤回し、貴族以外の身分による農奴・農村購入を禁止している。のみならず、1752年には商人の農奴保有を工場一件につき最大42人までに制限し、さらに1758年には商人に対して保有農奴の売却を義務付け、かくして商人マニユファクチュアを抑圧するとともに、貴族階級の農奴保有特権を再び強化したのである。⁽²⁸⁾

なお農奴労働をめぐる商人・貴族の対抗関係は、貴族特権の規定を策定する立法委員会の議論にも多大な影響を与えた。すなわち、各種特権を専ら内外の商人資本に対して賃貸・転売していたP・I・シュヴァーロフの場合、商人資本の貴族昇格・農奴保有を商業発展の前提条件として支持したのであるが、自己所領における多角的な経済活動に従事するR・I・ヴォロンツォフの場合、平民身分の貴族昇格・農奴占有を貴族階級の脅威として強く警戒し、貴族特権の維持と新興階級の抑圧を主張している。この結果 1761 年にR・I・ヴォロンツォフが提出した最終原案は、既述のように第 22 条・第 5 節「貴族の特権」にて貴族の国家勤務を廃止し、貴族の事業活動を後援したのであるが、加えて同条・第 7 節「商人の権利」では火酒蒸留・硝子製造・冶金・鉱山事業を貴族階級の専権事項として商人資本の関与を禁止しており、また商人による農奴労働力の賃金雇用を許可する反面、商人による農奴・村落の売買・所有を禁止している。この原案は直後の女帝崩御によって実現しなかったものの、貴族階級の所領経営を法的に保証する試みとして注目されよう。⁽²⁹⁾

② ペルシア貿易とヴォルガ植民

対照的にアストラハン拠点のペルシア貿易に関しては、現地事情に精通するアルメニア商人に対して種々の優遇措置が付与されている。既にピョートル大帝時代には前述の如くペルシア使節A・P・ヴォルインスキーによって 1720 年のロシア＝ペルシア通商条約が締結され、アルメニア商人に対してロシア領内通商が承認されたが、この原則はエカチェリーナー一世・ピョートル二世時代の 1725・27 年にも再認されている。⁽³⁰⁾ 続くアンナ女帝時代には、1734 年英露通商条約・第 8 条のもと、アストラハンでのターレル通貨による 3% 通過関税納入を条件として、イギリス商人にもペルシア通商への参入が認可された。しかしながらイギリス商人のペルシア貿易参入に対しては、古来アストラハンの中継貿易を媒介してきたアルメニア商人はもとより、ロシア商業利害からも強い警戒が示されている。とりわけエリザヴェータ女帝時代の 1742 - 43 年にはアストラハン知事タティシチェフ、ペルシア領事アラポフ Arapov・バクーニン Bakunin 両名が元老院に対してイギリス商人の密輸行為に対する懸念を表明した。かかる国内不満を受け、最終的にエリザヴェータ女帝は 1746 年の勅令によってイギリス商人のペルシア通商を禁止している。⁽³¹⁾

続く 1750 年代に入ると、従来の外国商人への依存体制から脱却したロシア商人独自のペルシア貿易の追求されていることが注目される。まず 1757 年にはロシア商人マトヴェフ Matveev が 100,000 ループリの資本金でペルシア貿易に従事する特権会社の設立を申請しているが、この計画は資金調達手段として国庫の財政支援を要求したため、元老院に却下されている。しかし続く 1758 年には聖ペテルブルク在留のアルメニア商人イサハノフ Issakhanov が株式会社「ペルシア貿易会社」 Persian Trading Company の設立を申請し、これは認可されている。同社は総額 600,000 ループリ (150 ループリ× 4,000 株) の株式発行によって必要資金を調達したが、株式の取得はロシア商人にも認められ、以後同社に加盟する商人によってアストラハンを拠点にカスピ海・ペルシア通商が展開された。⁽³²⁾ なお続く 1760 年にはR・I・ヴォロンツォフが関税徴収を代行する代償としてペルシア貿易の独占得権を獲得しており、当該貿易も究極的には貴族階級によって統括されたと言える。⁽³³⁾

以上の如きカスピ海貿易の振興はアルメニア商人の国内招致をも促進している。既にピョートル大帝時代より種々の特権付与を梃子としてアルメニア商人・生糸職人のアストラハン入植が奨励されてきたが、エリザヴェータ女帝時代の 1744 年には商業目的で移住を希望するアルメニア商人に対してあらためて各種の優遇措置が保証された。同時にオレンブルク知事I・I・ネプリエフの尽力によってアストラハンの後背地をなすヴォルガ下流域からオレンブルクに至る広大な地域において内外より募集された屯田兵 Land Miritia の植民が進められ、辺境防衛・反乱防止によって東方

貿易の安全を確保するとともに、平時における農業・鉱業生産への従事によって一次製品の生産を拡大することになった。また 1750 年代には七年戦争の勃発に伴うプロイセンの国内混乱に乗じて、同国に逃亡していた亡命ユグノー、とりわけフランス絹織物業の技術に精通した手工業者の誘致工作が進められ、後のヴォルガ流域におけるドイツ人入植地の基礎が築かれた。⁽³⁴⁾

③ 黒海貿易とウクライナ開発

黒海貿易に関しては、既にピョートル大帝時代より駐土大使 I・I・ネプリエフがオスマン政府に黒海貿易の開放を度々求め、アンナ女帝時代には 1739 年ベオグラード講和会議にて黒海での自由貿易をあらためて要求したが、これらの試みは全て挫折した。このためエリザヴェータ女帝時代には、むしろオスマン帝国の黒海支配を前提とした上で黒海貿易に参入することが試みられている。なかでも商業参議会長官 B・G・ユスポフは南部辺境地帯を基盤とした経済発展に多大な関心を示し、1744 年には当時シベリア探検より帰還したミュラーに対してシベリア通商に関する調査報告を求める一方、1745 年には自ら黒海貿易に関する覚書を作成し、今や 1739 年のベオグラード条約によって露土関係が安定している以上、オスマン帝国による黒海自由航行の制限は必ずしもロシア黒海貿易の障害とはならないこと、イギリス・オランダへの依存を脱却してオスマン帝国・地中海経由でヨーロッパ貿易に直接参入することは重大な利益となること、以上を指摘した。⁽³⁵⁾

これを受けて歴代のオスマン駐在大使は黒海貿易の実現に向けて一連の活動を展開している。まずヴェシニャコフ Veshniakov はオスマン帝国の市場能力・相手市場編成・関税制度・通商条約体系について情報収集を進める一方、引き続きオスマン政府に対して黒海貿易の早急な開放を要請した。またその後任 A・I・ネプリエフ Adrian Ivanovich Nepluyev (在任：1746 - 51 年) は、幼少より父親 I・I・ネプリエフに随行した経験から南方進出の意義を強く認識しており、その手段としてコンスタンチノーブル商館の設置を主張するとともに、1749 年には現地で活動するヴェネツィア商人 F・サラセン Francisk Saracen と接触して黒海経由ロシア＝ヴェネツィア貿易の交渉を進めた。これに対して商業参議会長官ユスポフはヴェネツィア商人に対して、他の外国商人と対等な貿易特権を認可するとともに、ドン河河口チェルカスク Tsherkassk における商館の設置とロシア国内における黒海経由輸入商品の販売を許可している。しかしながらこの措置に対してヴェネツィア商人が一層排他的な黒海経由ロシア向け輸出貿易の獲得を要求する一方、ロシア商人はヴェネツィア商人の国内通商参入に強い警戒を示したため、交渉は決裂した。⁽³⁶⁾

続く 1752 年、新任大使オブリエシコフ Obrieshkov は、オスマン市場においてロシア毛皮に対する高い需要が存在することに注目し、これまでバルト海経由にてオスマン向けロシア毛皮輸出に従事してきたオランダ商社に対して黒海貿易への参入を打診している。これに対してその幹部 A・マグリニウス Andreus Magrinus、J・バルトロメウス Johann Bartolomeus、ポーマン Borman の三名は、ロシア一次産品（各種毛皮・魚介類・乳製品・油脂・蜂蜜）のオスマン向け輸出、オスマン一次産品（レーズン・葡萄・柑橘類・木の実・オリーブ油・ナツメヤシ・砂糖・芳香剤）のロシア向け輸出、以上に関する貿易特権の認可を要求するとともに、オランダ・ロシア両国商人が共同で出資する合資会社の設立を計画した。元老院・商業参議会はこの要請を受諾したが、この計画に参加するロシア商人の選定に難航し、ようやく 1761 年にモスクワ商人アントノフ Antonov をコンスタンチノーブルに派遣したものの、この時既にオランダ商社は上記幹部の引退や経営状態の悪化から黒海貿易への関心を喪失しており、交渉は頓挫している。⁽³⁷⁾

かくして外国商人との提携計画がいずれも挫折するなか、むしろ国内資本に立脚する貿易会社の設立が計画される。エリザヴェータは 1753 年の勅令において黒海貿易に従事する貿易会社の設立

を計画し、続く 1756 年にはモスクワ商人ハスタトフ Hastatov、ヤロスラヴリ商人ヤロスラヴチェフ Jaroslavcev、カルーガ商人シェミャーキン Shemiakin、以上三名を中心として「コンスタンチノープル貿易会社」Russian Commercial Company for Trading in Constantinople が設立された。同社はロシア史上最初の株式会社とされ、会社資本 100,000 ループリは全て株式 (500 ループリ × 200 株) によって調達される一方、株主は会社経営に対して有限責任を負った。同時に同社は初期独占を体現する特許会社であり、株主以外の商人がオスマン貿易に従事することは禁止された。加えて同社はドン管区駐留軍隊より軍事保護を受け、またコンスタンチノープルでは駐土大使オプレスコフから商業活動を保護されるなど、種々の特権を保持した。同社は本店をモスクワに置いたが、活動の拠点はアゾフ海沿岸・ドン河河口の港湾都市テメルニコフ Temernikov (現ロストフ Rostov)、後に上流の港湾都市チェルカスクに置き、同港よりオスマン帝国・ヴェネツィアその他地中海諸国に向けて各種ロシア産品 (毛皮・亜麻製品・銑鉄・鋳鉄・魚介類・乳製品・油脂) を輸出した。税関記録によれば同社の取引総額は着実に上昇し、1758 年には 87,000 ループリ、1762 年には 170,000 ループリに達している。⁽³⁸⁾ ただしオスマン政府が黒海貿易を独占してロシア商船の自由航行を禁止している以上、ロシア黒海貿易の発展には自ずと限界が存在したと言える。

他方、黒海貿易の試みと平行しながら後背地ウクライナの経済開発に対する関心も高まり、1757 年には P・I・シュヴァーロフがウクライナにおけるタバコ生産・輸出事業の独占特権を 20 年期限・70,000 ループリで獲得している。⁽³⁹⁾ 前述のイギリス商人 W・ゴムはシュヴァーロフに特権の下請を打診したが、他方でフランス商人ミッシェル・ラインパールも英領ヴァージニア・タバコのヨーロッパ市場独占に対抗する手段としてウクライナ・タバコの取引に注目しており、激しい利権獲得競争が展開された。最終的に 1758 年、宰相 M・I・ヴォロンツォフの媒介でミッシェルらフランス商人グループが受託契約を結び、総計 300,000 プード (10,000,000 ポンド) のタバコ輸出が承認された。⁽⁴⁰⁾ なお当該事業にはウクライナ総督 K・G・ラズモフスキーに随行した経済学者 G・N・テプロフも参与しているが、この事実はテプロフが後にエカチェリーナ二世時代の通商官僚として南部ロシアの経済開発と黒海経由のフランス通商を提唱してゆくことを想起する場合、極めて重要な意味を持つと思われる。⁽⁴¹⁾ このように多大な期待を背景に着手されたタバコ生産・輸出事業ではあったが、フランス本国の総括徴税請負人 M・ローラン商会 Rollin は、王国財政の基盤をなすタバコ関税収入を維持する手段として、品質と供給総量でまさる敵国イギリス領北米植民地とのタバコ取引をむしろ選好しており、この結果ウクライナ・タバコの輸入総量は年間 30,000 プード (1,000,000 ポンド) まで削減されることになった。⁽⁴²⁾ かくしてウクライナ・タバコ事業は当初の計画よりも大幅に縮小されるものの、旧来のズンド海峡経由バルト海航路に代わる新たな両海峡経由黒海・地中海航路の開拓を志向させたものとして注目できよう。

なおウクライナでも外国人の入植が奨励されたが、ここでは黒海北岸を経由する東西貿易を媒介するアルメニア商人に加え、沿海貿易に従事するギリシア商人への特権付与と領内移住が推進され、その活動拠点であった内陸都市ネジン Nezhin はウクライナ最大の商業都市に成長している。同時にイスラム系オスマン帝国及びゲルマン系オーストリアの支配するバルカンからロシア政府の保護を求めて大量のスラヴ民族＝ギリシア正教徒が流入し、東欧諸国の駐在大使を歴任した M・P・ベストーージェフ＝リューミンの斡旋で積極的な帰化・定住政策が展開された。1752・54 年にはウクライナ南部の露土国境に植民都市「ニュー・セルビア」New Serbia (ドニエプル以西)・「スラヴ・セルビア」Slavyanoserbia (ドニエプル以東) が建設され、流入したスラヴ民族は露土国境の軍事防衛に努める一方、肥沃な黒土地帯での農業活動を通じて穀物生産の拡大に貢献している。⁽⁴³⁾

(3) 財政・関税政策

エリザヴェータ女帝時代の財政・関税政策は宮廷官僚P・I・シュヴァーロフによって推進されたが、一方では前項で見た通商・産業政策の展開を支援する反面、他方では後述する七年戦争の展開に伴う軍事経費の膨張を充足する必要に迫られ、相互に矛盾した性格を内包している。以下、かかる二重の側面に留意しながら、財政・関税政策の特質と七年戦争に伴うその変質を確認したい。

① 1750年の税制改革

ロシアではエカチェリーナ二世時代の1760年代まで予算が作成されないため、それ以前における正確な財政状況の確認は困難である。しかしながら先行研究の示す断片的な情報によれば、18世紀前半を通じて歳出の根幹は相次ぐ対外戦争の遂行に伴う軍事費にあり、なかでもオーストリア継承戦争への参戦が準備されたエリザヴェータ女帝時代の1744年において軍事費は歳出全体の8割に達している。続く1740年代後半にはバルト海状勢の緊迫及びオーストリア継承戦争への介入によって軍事費の比重はさらに上昇したものと推定される(表15)。他方、歳入の基軸はピョートル大帝時代に導入された人頭税にあり、恒常的に歳入の5割前後を占めたと思われる。しかしながらその過酷な負担は滞納を蔓延させて計画的な財政運営に支障をきたしたのみならず、人頭税への過度な財源依存は、短期的・政治的には軍事費の膨張を充足してロシア領土の拡張・防衛を促進した反面、長期的・経済的には農民の生産活動を抑制してロシアの輸出産業を阻害することになった。⁽⁴⁴⁾ このため既に女帝即位の1741年には滞納局 *Arrears Chancery* が廃止されるとともに、正確な担税人口を把握するべく1744年には前述の如く四半世紀ぶりに第二回人口調査が実施された。⁽⁴⁵⁾ それによれば担税人口は1割以上上昇しているが、しかしながら続く1747年の財政調査によれば農民の人頭税負担はほぼ限界に達しており、さらなる人頭税の増徴は困難と判断された。⁽⁴⁶⁾

表15：ロシア国家財政

(1,000,000ルーブリ)

| | 歳 出 | | | | | 歳 入 | | | | | | | | |
|-----|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 1701 | 1725 | 1734 | 1744 | 1762 | | 1724 | 1742 | 1747 | 1749 | 1751 | 1756 | 1758 | 1762 |
| 軍事費 | 1.8 | 6.9 | 6.5 | 7.8 | 11.8 | 人頭税 | 4.7 | | | 5.4 | 5.2 | | 5.4 | 5.2 |
| | | | | | | 火酒 | 1.0 | | | 3.3 | 2.3 | | 7.6 | 3.7 |
| | | | | | | 塩税 | 0.7 | | | | 1.2 | | | |
| 行政費 | — | 1.6 | 0.6 | 0.9 | 1.7 | 関税 | 1.1 | | | | 1.2 | | | 2.0 |
| その他 | 1.7 | 1.3 | 0.4 | 1.0 | 2.5 | その他 | 1.0 | | | 1.2 | 1.6 | | 2.0 | 4.1 |
| 計 | 3.5 | 9.8 | 7.8 | 9.7 | 16.0 | 計 | 8.5 | 3.5 | 5.0 | 9.9 | 11.5 | 11.6 | 15.0 | 15.0 |

【典拠】

- ① 1701・25・44・62年度：J. P. LeDonne, *Absolutism and Ruling Class: The Foundation of the Russian Political Order, 1700-1825*, New York, 1991, pp. 277-278.
- ② 1734年度：A. Lipski, "A Re-examination of the 'Dark Era' of Anna Ivanovna", *American Slavic and East European Review*, Vol. 15, 1956, pp. 478-481.
- ③ 1724・49・58・62年度：C. S. Leonard, *Reform and Regicide: The Reign of Peter III of Russia*, Bloomington, 1993, pp. 91, 96.

以上の財政状況においてP・I・シュヴァーロフは、軍事経費の源泉としてロシア臣民の二大必需品たる火酒・塩への課税を重視する一方、国内生産を推進するべく農民への人頭税賦課を緩和してゆくべきことを度々提案している。ただしオーストリア継承戦争への参戦は短期にとどまり、また元老院も農民の租税負担を緩和する必要を認めなかったため、この改革計画は一時却下された。

しかしながら続く 1749 年、プロイセンとの関係が悪化して再び軍事財政の基盤を創出する必要が生じる一方、同年には国内で深刻な凶作・飢饉が発生して農民課税は困難な状況にあり、折しも従兄弟の I・I・シュヴァーロフが女帝の寵臣として政治的発言権を強めるなか、その支持を受けた P・I・シュヴァーロフの主導により 1750 年の税制改革が断行されることになった。まず火酒に関しては国家による専売制度が導入され、政府から小売商人への卸売価格は 1740 年代の平均価格 1.30 ルーブリ／ヴェドロから 1.88 ルーブリ／ヴェドロ (= 0.15 コペイカ／リットル) へと引き上げられた。当初は価格引上に伴う火酒消費の下落と専売収入の減少が危惧されたが、現実には 1750 年を画期に専売収入はむしろ倍増して国家財源の四分の一を占め (表 16)、以後ロシア革命までロシア国家財政の主要税目として機能した。なお 1754 年には前述の如く火酒蒸留が貴族階級の特権とされ、貴族階級の蒸留独占は市場向け所領経営を促すと同時に国家の火酒専売を支えることになった。⁽⁴⁷⁾

また塩税に関しては税率が 2.2 コペイカ／キロ (= 0.35 コペイカ／ブード) に強化され、以後塩税からの収入は倍増している (表 16)。ただし塩税の場合、価格上昇が消費動向に作用して税収の減少をもたらし、しかも新たな塩田地帯として期待されたエルトン湖の塩は不純物を多く含んだため塩漬け肉の加工には不適であり、塩税への不満が高まることになった。⁽⁴⁸⁾ 他方、火酒・塩税の増収を受けて人頭税は段階的に緩和され、1751 - 58 年において平均税額が 70 コペイカから 47.75 コペイカまで減額される一方、1752 年には 1746 年以降の滞納総額 2,500,000 ルーブリの徴収放棄が決定された。⁽⁴⁹⁾

この結果、先行研究の推計によれば、財政収入は 1742 - 47 年における 3,500,000 - 5,000,000 ルーブリから、1749 年には 9,880,000 ルーブリ、1756 年には 11,600,000 ルーブリへと上昇している。⁽⁵⁰⁾ 全体として 1750 年の税制改革は、一方では逼迫する国家財政を再建するとともに、他方では困窮する農民の地位を改善して国内生産の基盤を整備し、国庫利害と商業利害との調和を図るものであったと言えよう。

表 16 : ロシア主要間接税収入 1736-62年
(1,000 ルーブリ)

| | 火酒 | 塩税 | 関税 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 1736 | 715.236 | 711.7 | |
| 1737 | 887.103 | 764.6 | |
| 1738 | 910.103 | 783.6 | |
| 1739 | | 837.8 | |
| 1740 | | 821.346 | |
| 1741 | | 840.720 | |
| 1742 | | 804.409 | 955.302 |
| 1743 | | 816.438 | 1,060.763 |
| 1744 | 992.150 | 706.102 | 1,001.717 |
| 1745 | | 777.747 | 1,031.895 |
| 1746 | | 813.344 | 1,055.796 |
| 1747 | 1,141.376 | 792.654 | 950.616 |
| 1748 | 1,062.024 | 753.484 | 886.637 |
| 1749 | 1,263.529 | 801.255 | 1,052.527 |
| 1750 | 1,634.798 | 1,223.011 | 1,227.667 |
| 1751 | 2,273.466 | 1,216.156 | 1,230.071 |
| 1752 | 2,362.140 | 1,296.970 | 1,427.640 |
| 1753 | 2,305.185 | 1,392.200 | 1,460.405 |
| 1754 | 2,249.491 | 1,318.347 | 2,134.405 |
| 1755 | 2,662.909 | 1,370.517 | 2,134.511 |
| 1756 | 2,574.329 | 1,404.994 | 2,320.941 |
| 1757 | 2,551.890 | 1,887.064 | 2,516.851 |
| 1758 | 2,731.675 | 2,177.184 | 2,559.736 |
| 1759 | 3,132.676 | 2,012.924 | 2,654.550 |
| 1760 | 3,298.379 | 2,065.177 | 2,625.036 |
| 1761 | 3,329.000 | 2,182.428 | 2,669.139 |
| 1762 | 3,450.043 | 1,795.800 | 2,881.231 |

〔典拠〕 A. Kahan, *op. cit.*, pp. 324, 329; J. F. Brennan, *Enlightened Despotism in Russia: The Reign of Elisabeth, 1741- 1762*, New York, 1987, pp. 149- 151, 156- 157.

② 1755年の通貨改革

ピョートル大帝よりアンナ女帝に至る歴代君主は、度重なる対外戦争に由来する軍事経費の膨張に対処するべく通貨の悪铸＝貶造・純分削減を繰り返し、この結果 17 世紀末から 1730 年代にかけてルーブリ銀貨の純分は 11.37 ルーブリ／フントから 18.75 ルーブリ／フントへと、またコペイカ銅貨の純分は 20 ルーブリ／プード (= 40 フント) から 40 ルーブリ／プードへとほぼ半減した (表 17)。これらの通貨改革は国庫に巨額の鑄造収益を確保して当面の財政需要を充足したものの、長期的には国内物価の上昇と為替相場下落をもたらして外国貿易の成長を阻害することになった。

⁽⁴¹⁾ 事態を改善するべくイヴァン六世時代の 1741 年 6 月にはルーブリ銀貨の純分割合が 18.25 ルーブリ／フントへと増強されたが、国内で大量に流通するコペイカ銅貨への対策は遅れ、続くエリザヴェータ女帝時代の 1744 - 46 年には 5 コペイカ銅貨の実質価値が 4 - 2 コペイカまで急落する一方、国際市場におけるルーブリ相場も下落を続けた (図 6)。このため P・I・シュヴァーロフは税制改革による財源確保に続いて本格的な通貨改革に着手し、まず 1752 年にはコペイカ銅貨の鑄造を停止して減価貨幣の回収を進めた。続く 1755 年の通貨改革では、銀貨については国際通貨ターレルと同一の純銀割合を採用し、以後年間 1,000,000 ルーブリの発行を規定する一方、銅貨については純分 100 % (8 ルーブリ／プード = 49 コペイカ／キロ) での鑄造を開始し、以後エリザヴェータ治世を通じて総額 6,846,866 ルーブリの新制銅貨が発行された。なお銀貨には 1 ルーブリ貨、1/2 ルーブリ貨、1/4 ルーブリ貨の 3 種を用意するとともに、1 ルーブリ = 100 コペイカの換算割合を導入し、当時のヨーロッパではまだ珍しい十進法的通貨制度が採用されている。この結果、ルーブリ銀貨・コペイカ銅貨に対する信用は漸次回復し、貨幣減価・為替下落も一時終息した。⁽⁴²⁾

なお通貨制度の改革と連動して信用制度の改革も進められている。一般にロシア国内の前期的な高利貸資本は年間 20 % の高率利子を課す一方、港湾都市に居留するイギリス・オランダ商人は信用供与の代償として不利な取引条件を強制したため、自律的な外国貿易・国内商業を展開する手段として安定的な商業信用の確保が希求されたが、国内経済の後進状態から自生的な民間信用機関の成立が困難である以上、官営金融機関の整備が早急な課題とされた。既にアンナ女帝時代の 1733 年には国庫が年利 8 % にて商業信用を供与する計画を策定したが十分機能せず、続くエリザヴェータ女帝治世の 1744 年には商人 F・ヤコレフ Fedor Iakolev が元老院に商業銀行の設立を申請する一方、同年にはアストラハン知事タティシチェフも官営銀行の設立計画を作成・送付している。

かかる動きを受けて P・I・シュヴァーロフは信用機関の整備に着手し、1754 年にロシア史上最初の信用機関とされる「貴族銀行」The Nobles Bank/The Bank of the Nobility 及び「聖ペテルブルク貿易振興銀行」The Bank for the Improvement of the Trade of St. Peterburg (通称「商人銀行」The Commercial Bank) の二行を設立した。うちまず貴族銀行は 750,000 ルーブリの資本金で国内貴族の基盤たるモスクワ・聖ペテルブルクの両市に設立され、年利 6 % の融資活動を実施した。当初は 500 - 50,000 ルーブリの貸付については元老院が、これを超過する金額の貸付については女帝自身が認可権をもち、かつ返済期間は 1 年とされたが、貴族階級の不満から後に融資限度は 500 ルーブリ、かつ返済期間は無期限と改定された。貴族は返済保証として抵当を提供する義務を負い、動産を抵当とする場合はその価値の 75 %、不動産を抵当とする場合はそこに居住する成人男性一人につき 10 ルーブリを基準として融資総額を設定された。また商人銀行は 500,000 ルーブリの資本金でヨーロッパ貿易の拠点聖ペテルブルクに設立され、年利 6 % で半年期限の融資活動を展開した。当初は融資条件として取引商品を担保に提供することが要求されたが、この規定は商人の取引を阻害したことから後に撤廃され、商人の資金借入はより容易になった。また同行は前述のコンスタンチノープ

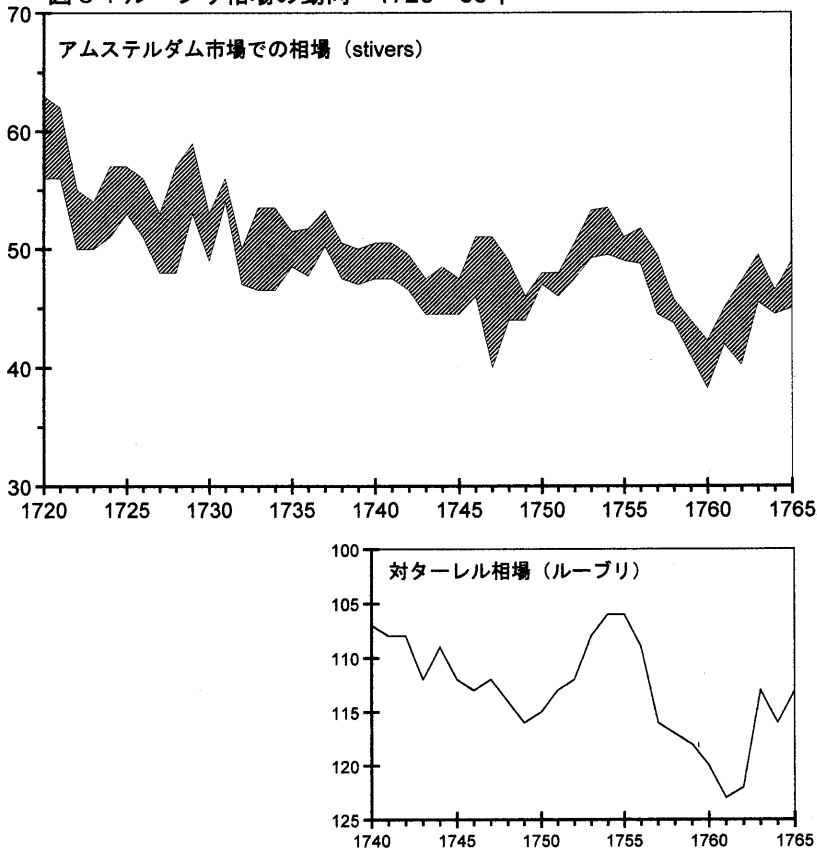
ル貿易会社に対して必要資金を供給することを義務付けられ、黒海貿易の推進にも貢献している。この実績を踏まえて後の 1764 年には東方貿易の拠点アストラハンにも商業銀行が設立された。以上の信用機関はいずれも商業手形を借入の担保として認めなかった点で重大な欠陥をもつとされるが、それでも P・I・シュヴァーロフ自身をその典型とする新興貴族の市場向け所領経営を支援する一方、商人資本の商業活動を促進し、外国貿易の成長において大きな役割を果たした。⁽⁵³⁾

表17：貨幣製造の動向 1699-1761年

| 銀 貨 | | | 銅 貨 | | | | |
|----------|----------------|---------------|-----------------|----------|----------------|---------------|-----------------|
| 年 | 発行総額 (ループリ) | 含有銀量 (ブード) | 平均純分 (ブード/R) | 年 | 発行総額 (ループリ) | 含有銅量 (ブード) | 平均純分 (ブード/R) |
| 99- 1710 | 19,161,155 | 29,107.6 | 0.00152 | 1700- 04 | 1,354,142 | 96,038 | 0.07092 |
| 1711- 17 | 4,240,491 | 6,441.7 | 0.00152 | 1705- 24 | 3,000,000 | 150,000 | 0.05000 |
| 1718- 24 | 4,921,172 | 6,229.3 | 0.00127 | | | | |
| 1725- 29 | 5,157,670 | 6,529.6 | 0.00127 | 1725- 29 | 3,988,330 | 99,708 | 0.02500 |
| 1730- 40 | 20,094,975 | 25,433.3 | 0.00127 | 1730- 40 | 2,936,482 | 293,648 | 0.10000 |
| 1740- 41 | 1,111,387 | 1,406.9 | 0.00127 | | | | |
| 1742- 60 | 32,317,799 | 40,911.6 | 0.00127 | 1742- 57 | 4,144,364 | 441,253 | 0.10647 |
| 1761 | 643,000 | 814.0 | 0.00127 | 1757- 61 | 10,977,349 | 686,084 | 0.06250 |

〔典拠〕 A. Kahan, *op. cit.*, pp. 81, 109, 340.

図 6：ループリ相場の動向 1720-65年



〔典拠〕 A. Kahan, *op. cit.*, p 242; J. Newman, *op. cit.*, pp. 361- 362.

③ 1754年の関税改革

ピョートル大帝は 1724 年の関税改革によって高率関税を設定し、経済的な産業保護と財政的な関税増収との二重利害を充足したが、高度な保護関税は円滑な海外貿易を攪乱してむしろ関税収入の減少に帰結したため、アンナ女帝は 1731 年の関税改革によって輸入依存産品・輸出向け産品に対する関税税率を緩和し、経済的な産業保護と財政的な関税増収との両立に努めた。⁽⁵⁴⁾ 他方、旧来ロシア国内では主要都市の城門や幹線道路の橋梁に大小様々の税関が存在し、その多くはピョートル大帝以降の歴代皇帝によって漸次廃止されたが、5%の入市税は依然として存続し、また元老院は道路・橋梁の建設・維持経費として各所領内における通行税の徴収を承認していた。これらの内国関税は、財政的には安易な税収確保・経費削減の手段として重宝されたが、経済的には円滑な商品移動を攪乱して国内商業の発展を著しく阻害することになった。⁽⁵⁵⁾

かかる状況を打開するため P・I・シュヴァーロフは関税改革に関する特別委員会を設置し、対外関税の引上による税収確保を梃子とした内国関税の撤廃を提起した。これに対して Y・P・シャホフスコイをはじめとする貴族階級は、自己所領で生産する換金作物のヨーロッパ向け輸出が減退することを危惧し、対外関税の引上に強く反対した。しかしながらシュヴァーロフは、ロシア一次産品に対する西欧諸国の高い需要が多少の税率引上によって影響を受ける可能性は低いと判断し、かくして 1754 年の関税改革が断行された。これによって旧来の内国関税・通行料金が全て廃止される一方、これに伴う税収減少の補填手段として対外関税は従来の 5 - 10% から平均 13% へと増強された。ただし、国内繊維産業が必要とする繊維原料の輸入には低率関税が維持され、国内産業の育成が考慮されるとともに、黒海・アゾフ海経由のオスマン向け産品として需要が高い棒鉄・なめし皮の輸出にも低率関税が採用され、バルト海経由輸出に比して運送経費の点で不利な状況にある黒海方面向け輸出の振興が試みられている。以上の結果、対外関税の収入は 1754 年を画期に上昇を続け（前掲表 16）、関税収入の基軸は内国関税から対外関税へと移行することになった。⁽⁵⁶⁾

なお広大なロシア領土のうち、ポーランド内陸地帯を後背地とするバルト海沿岸の港湾都市リガの場合、頻繁な宗主国家の交代にもかかわらずハンザ同盟の加盟都市として独自の通商特権を維持してきた経緯を尊重し、既にピョートル大帝は 1721 年のニスタット条約で同市を併合した際、独自の市政・関税・度量衡・通貨制度及びプロテスタント信仰の自由を保証しており、続くアンナ女帝も同市を 1734 年英露通商条約の適用から免除していた。かかる原則を継承してエリザヴェータ女帝もリガを 1754 年関税の対象から除外し、のみならず 1756 年にはリガ知事の発布した通商規制 Trading Ordinance を公認している。以上の結果、イギリス商人をはじめとするヨーロッパ商人はリガでの自由通商を制限される一方、リガ商人はポーランド・リヴォフ農民の市場向け産品生産とリガ居留外国商人の西欧向け輸出貿易との媒介を独占し、ポーランド産品の海外輸出をめぐるプロイセン領ケーニヒスベルクとロシア領リガとの対抗関係が醸成されることになった。⁽⁵⁷⁾

他方、黒海・東方貿易への回廊をなすウクライナに関しては、1750 年にウクライナ自治が回復された事実を考慮し、P・I・シュヴァーロフは当地における 1754 年関税の適用を免除する意向を示した。しかしウクライナ総督 K・G・ラズモフスキーは、おそらくは G・N・テプロフの建議を入れつつ、ウクライナが近隣諸国と独自に自由貿易を展開する危険を警告したため、最終的にウクライナは 1754 年関税の対象に編入されている。かくして西はウクライナ及びドン・コサックから東はアラスカへと至る領域が 1754 年関税規定の対象に包摂され、単一の関税制度に立脚する広大な国内市場が創出されたのである。⁽⁵⁸⁾

④ 七年戦争の勃発と経済政策の転換

1750 年代前半における P・I・シュヴァーロフの財政・関税政策は、意識的な税源・経費配分の操作あるいは資本・商品移動の誘導によって生産・流通の両面から商業・貿易活動を支援し、この意味で前項にて考察した貿易振興政策の延長線上に位置すると言える。しかしながら後述する 1756 年における七年戦争の勃発と軍事経費の膨張は早急な財政基盤の創出を急務としたため、この結果 1750 年代後半においてシュヴァーロフの政策路線は大幅に転換することになる。

まず 1756 年の税制改革では、シュヴァーロフは火酒の卸売価格を 2.235 ルーブリ／ヴェドロ (= 0.18 コペイカ／リットル) へと強化する一方、塩税の税率も、既に多くの不満が表明されていたにもかかわらず、3 コペイカ／キロ (= 0.5 コペイカ／プード) へと増強している。この結果、火酒収入で 2 割、塩税収入で 3 割程度の税収拡大が実現し (前掲表 16)、七年戦争の遂行に必要な戦費を確保する反面、経済発展に必要な農民の生産活動を極度に攪乱することになった。⁽⁵⁹⁾

また 1756 年には通貨改革も実施され、シュヴァーロフはコペイカ銅貨の純分割合を 8 ルーブリ／プードから 16 ルーブリ／プード (= 92 コペイカ／キロ) へと削減する一方、以後戦争終結まで総額 11,000,000 ルーブリ近い空前の規模での銅貨発行を強行している (前掲表 17)。この結果、国内物価が急騰するとともに、ルーブリ相場も過去に例のない下落を見る結果となった (前掲図 6)。さらに戦争末期の 1760 - 61 年には、コペイカ銅貨の純分をさらに 32 ルーブリ／プード (= 1.95 ルーブリ／キロ) まで半減するとともに、ルーブリ銀貨の純分を 77 % から 72 % まで削減することが提案されている。この計画によって向こう 16 年間における 20,000,000 ルーブリの財源創出が期待されたが、しかし国内物価の上昇に対する懸念から最終的にこの計画は撤回された。むしろその代替手段として紙幣発行が実施され、1760 年に国庫は一年満期・6 % 利付内債 printed ukazes の形態で総額 1,000,000 ルーブリの政府紙幣を発行し、これに強制通用力を付与して巨額の発行収益を確保している。⁽⁶⁰⁾

さらにシュヴァーロフは信用機関の拡充に努め、1758 年に「銅貨流通銀行」The Bank Comptoir for Circulation of Copper Money within Russia (通称「銅貨銀行」The Copper Bank) を、続く 1760 年に「砲兵・土木部隊銀行」The Bank of the Artillery and Engineering Corps を相次いで設立している。ただし両行の目的は何よりも上記の通貨改革を遂行して国庫に鑄造収益を供給することにあり、両行は 1758 - 61 年を通じて総額 11,000,000 ルーブリの新造銅貨を発行する一方、発行総額のほぼ半額に相当する 6,000,000 ルーブリを国庫に納入した。なお両行は同時に年利 4 % での信用供与も業務としたが、その貸付対象としては、P・I・シュヴァーロフ自身を含め宮廷生活の浪費で多額の債務を抱える宮廷官僚が大半を占めており、商人・事業家に対する融資はむしろ低迷している。⁽⁶¹⁾

最後に 1757 年の関税改革では、まず亜麻・大麻・棒鉄といった西欧向け船舶必需品については従来通り低率の輸出関税を維持し、輸出貿易の促進を図った。しかしながら鉄・銅・麻織物その他の国内における生産が可能な製品の輸入に対しては、ピョートル大帝時代の 1724 年関税を上回る 18 世紀史上最大の高率関税を導入している。⁽⁶²⁾ この結果 1750 年代末において関税収入はさらに一割程度の上昇を示したが (前掲表 16)、他面においてヨーロッパ貿易は攪乱されることになった。

かくして P・I・シュヴァーロフの経済政策は、当初は商業活動の振興を基本方針としたにもかかわらず、七年戦争の勃発を契機として軌道修正を迫られ、以後は戦争遂行に必要な財政収入の確保を優先課題とし、このためむしろ商業活動を大幅に阻害する結果になったと言えよう。

(4) 商業委員会と関税改革論争

エリザヴェータ女帝時代の経済政策において商業利害と財政利害との矛盾が深まるなか、P・I・シュヴァーロフは、1754年の関税改革に際して設置され、1757年の関税改革をもって任務を完了していた関税委員会を新規の「商業委員会」Commerce Commission/ Commission on Commerceへと改組し、相互に関連する今後の貿易・関税・財政政策を包括的に策定することを提案した。元老院はこの計画を受け入れ、1760年にその設置を認可したが、商業委員会は元老院の直轄組織とされ、また宰相M・I・ヴォロンツォフはその議長・副議長としてともに彼が庇護するY・P・シャホフスコイ及びI・G・チェルヌイシェフをそれぞれ任命したため、P・I・シュヴァーロフの影響は抑制されている。⁽⁶³⁾とはいえこの商業委員会では財政利害に傾斜した関税政策の是非をめぐって、なかでも改革派の新興勢力によって活発な議論が展開されている。

まずピエモンテ出身の委員会顧問M・オダー Mikhail Odar (Michel Odart) は、匿名の試論「ロシア商業に関する覚書」Memorial on Russian Commerceにおいて、次のように主張している。すなわち、ロシアは各種の日用必需品・工業原料とともに不必要な高級奢侈品を大量に輸入しているが、政府は両者を明確に区別した上で後者の輸入を制限するべきである。ロシアは急速な経済発展を遂行した国家の先例としてフランスを模範とするべきであるが、その際模範とされるべきはその貴族文化ではなく、むしろ17世紀のフランス経済発展、すなわち国家の強力な経済政策〔＝コルベール主義〕である。両国を比較して判明するのはロシアが独力で西欧諸国と貿易を遂行するのに十分な商業階級を欠如していること、なかでも商船・商人・海運業者の量的不足、及び経済原理・会計技術の質的遅れであり、その解消にはピョートル大帝時代の軍事留学に代わる新たな経済留学が必要である。同時に海外貿易の発展にはロシアの国富の中心たる農業の振興が不可欠であり、貿易発展は最終的に農業発展の如何に依存している。その際、広大な無主の肥沃地が広がる南部ロシアの開発が有効である。今日まで政府はその開発に関心を払わなかったが、南部ロシアでは桑木・綿花・葡萄の生産が可能であり、さしあたり屯田兵の入植による開発が必要である。⁽⁶⁴⁾

次に商業委員会に参加した聖ペテルブルク商人の一人によると推定される匿名の陳情「ロシアにおける商業利益と商業階級に関する愛国的意見」Patriotic Opinion about the Benefit of Commerce and to Whom Commerce Belongs in Russiaは、高級官僚の見解ではなく、現に商業活動に従事する商人の認識を提示したものと注目し値する。その著者によれば、国力は三つの要素、すなわち、産業階級の人口総数、それらの合理的な階級分化、臣民を指導してその幸福に貢献する組織の創出、以上に依存する。とりわけ階級分化に関して、ヨーロッパ諸国の多くでは、軍事・民事・宮廷事務に従事する貴族、内外貿易・工業生産に従事する商人 meshchanstvo、農業・畜産に従事する農民、以上の三大階級が存在しているのに対して、ロシアではかかる階級構成が未熟である。なかでも商人階級に関しては、商人階級の業務とされている仕事と実際にこの業務を遂行している階級との乖離が甚だしく、膨大な無産市民が商業階級に登録されている一方で多数の貴族階級が商業活動に従事し、商人の適正な商業活動が攪乱されている。かかる現状を打開するには、無産市民を徒弟商人として訓練するとともに貴族の商業活動を規制することが必要である、以上が主張された。⁽⁶⁵⁾

またD・V・ヴォルコフは、宮廷会議を統括して以来その行政手腕を評価され、商業委員会に参加することになったが、まず1760年12月の覚書ではロシア経済の現状と課題について以下の議論を展開している。すなわち、①七年戦争に伴う戦時財政の継続がロシア経済に深刻な影響を与えていること、②国家の経済政策は短期的な税収確保の観点からではなく長期的な経済効果の視点から策定されるべきこと、とりわけ高率輸入関税の設定は当面の戦時財政には有益であっても、貿易相

手国の支払能力を遞減させてロシア輸出貿易の低下を招来するため国民全体の経済利害にはむしろ打撃であり、その早急な撤廃が必要であること、③国富・国力の強化にはロシア最大の資源である農業の振興が必要であること、その手段として穀物輸出の解禁により余剰蓄積の機会を拡大し、農民の生産意欲を触発するべきこと、④国家はアストラハンを拠点とする東方諸国との貿易を振興するべきこと、その際既存のペルシア貿易会社は廃止してアストラハンを自由港湾とし、かつアルメニア人・ペルシア人の入植を奨励してその後背地に製糸産業地帯を創出するべきこと、⑤農業生産を支援するべく穀物輸出を担う商人階級が育成されるべきこと、その手段として貴族階級は自己所領の生産穀物を外国商人に対してではなく国内商人に対して売却するべきこと、⑥一般に国富の水準は海外貿易・貿易収支によって測定されるべきであり、収支黒字の維持・拡大には何よりも国内経済の振興が前提条件となること、以上である。また続く 1761 年 1 月の覚書では、元老院の経済政策を批判しつつ、まず奢侈品輸入の制限、これによる貿易収支の回復という試みは、むしろ相手国による代替市場の模索、ロシア産品輸入の停止、貿易収支のさらなる悪化、に帰結すること、また工業原料（銑鉄・木材）輸出の規制・独占、これによる国内産業・商業の振興という試みは、むしろ外国商人を駆逐して特権商人の台頭を招くだけであり、長期的にはかえって海外貿易の収縮をもたらすこと、さらに穀物輸出の制限による国内備蓄の維持はむしろ生産意欲の減退と国内供給の減少を促進するのみであり、穀物輸出の解禁こそが国内生産の増大と国内備蓄の上昇をもたらすこと、以上を指摘した。⁽⁶⁶⁾

当該組織はエリザヴェータ女帝及び P・I・シュヴァーロフ自身の相次ぐ死去によってわずか一年余り存在したにすぎないが、しかしながら当該委員会を舞台として活発な政策論争が展開された事実は、後述するヨーロッパ諸国との通商条約交渉が停滞した背景を理解する上で不可欠であるのみならず、続くエカチェリーナ二世時代に新設される商業委員会（1763 - 96 年）の活動の前身をなしたものとして、一定の史的意義を持つと言えよう。⁽⁶⁷⁾

註

- (1) さしあたり、倉持俊一「鳥山報告へのコメント」吉岡・成瀬編、前掲書、121 - 124 頁、和田「農奴主国家体制とロシア綿工業」、21 - 24 頁。なお経済政策の展開に対する商業資本の影響を重視するポクロフスキー学派の見解については、ポクロフスキー（石堂清倫・高田爾郎共訳）『ロシア史』（全三巻）勁草書房 1975 - 76 年、菊地昌典「スターリン時代の『学問の自由』と歴史家——M・H・ポクロフスキイの名誉回復を中心として——」『歴史学研究』第 270 号 1962 年、国本哲男「ポクロフスキーの再評価について」『大阪外国語大学・学報』第 12 号 1963 年、岩村登志夫「ポクロフスキー史学と講座派——半絶対主義的君主制の範疇にかかわって——」『思想』第 689 号 1981 年、土肥恒之『岐路に立つ歴史家たち——20 世紀ロシアの歴史学とその周辺——』山川出版社 2000 年。これを批判してむしろ農奴主利害の役割を重視したドルジーニンの見解については、エヌ・エム・ドルジーニン（林基訳）「ロシアにおける資本主義的関係の歴史の時代区分」（上）（下）『歴史評論』第 73・74 号 1956 年、同（山内正樹・中村義知共訳）「1861 年の改革前夜の生産力と封建的生産関係の衝突」（上）（下）『歴史評論』第 79・80 号 1956 年。
- (2) A. Lipski, "The Foundation of the Russian Academy of Sciences", *Isis: Revue consacrée à l'histoire de de la science*, Vol. 44, 1953.
- (3) P. H. Clendenning, "The Economic Awakening of Russia in the 18th Century", *Journal of European Economic History*, Vol. 14, 1985, pp. 444- 445; J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 94- 95.
- (4) *MERSEH*, Vol. 1, p. 26.
- (5) W. L. Daniel, *Grigorii Teplov: A Statesman at the Court of Catherine the Great*, Newtonville, Ma., 1991, Chapter 1; *idem*, "Teplov, Grigorii Nikolaevich", *MERSEH*, Vol. 38, pp. 240- 244.

- (6) 田中 実「ミハイル・ワシリエヴィッチ・ロモノソフ——その生涯と思想——」『思想』第296号1949年、今井義夫「M・B・ロモノソフと創立期のペテルブルク科学アカデミー——ロモノソフの死後200年記念によせて——」『工学院大学・研究論叢』第4号1965年、同「日本語文献にあらわれたエム・ヴェー・ロモノソフ」同上誌、第5号1966年、佐々木弘明「科学アカデミーとM・B・ロモノソフ——ロシアの科学・文化の自立——」『横浜国立大学・教育紀要』第26号1986年。
- (7) L. Schulze, "The Russification of the St. Petersburg Academy of Science and Arts in the Eighteenth Century", *British Journal of the History of Science*, No. 66, 1985, pp. 316-317.
- (8) L. A. Maier, "Die Krise der St. Petersburger Akademie der Wissenschaften nach der Thronbesteigung Elizabeth Petrovna und die 'Affäre Gmelin'", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 27, 1979; J. L. Black, "J. G. Gmelin and G. F. Müller in Siberia: A Comparison of Their Reports", A. Wood/ R. A. French(eds.), *The Development of Siberia: People and Resources*, London, 1989.
- (9) L. Maier, "Gerhard F. Müller's Memoranda on Russian Relations with China and the Reconquest of the Amur", *Slavonic and East European Review*, Vol. 59, 1981; J. L. Black, "G.- F. Müller and the Russian Academy of Science's Contingent in the Second Kamchaka Expedition, 1733- 1743", *Canadian Slavonic Papers*, Vol. 25, 1983; idem, *G.- F. Müller and the Imperial Russian Academy*, Kringston, 1986; J. L. Black/ D. K. Buse, *G. F. Müller in Siberia, 1733- 1743*, Fairbanks, 1989.
- (10) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 221- 230; J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 103- 106; 大畑勝「ロモノソフの歴史学とモスクワ大学設立構想——モスクワ大学設立前史——」『福井大学教育学部紀要』〔社会科学〕第41号1991年。
- (11) P. H. Clendenning, "18th Century Russian Translations of Western Economic Works", *Journal of European Economic History*, Vol. 1, 1972; J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 96- 101.
- (12) J. L. Black, "Rediscovering Siberia in the Eighteenth Century: G. F. Müller and 'the Monthly Compositions', 1755- 1764", *Siberica*, Vol. 1, 1990, pp. 116- 118.
- (13) W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 79- 82. J・タッカーの経済思想については、小林昇「重商主義の解体——ジョサイア・タッカーと産業革命——」『小林昇経済学史著作集〔IV〕イギリス重商主義研究(2)』未来社1977年。
- (14) A. Pashkov, "The 'Instructions' of A. P. Volynskii as an Image of the Ideology of the Period", J. M. Letiche(ed.), *A History of Russian Economic Thought: Ninth through Eighteenth Centuries*, Berkeley, 1964, pp. 348- 355; 土肥恒之『領地管理令』研究への一視角』『人文研究』第55巻1978年、飯田、前掲書、181頁。
- (15) ヴォルインスキーの政治思想がエカチェリーナ二世時代の外務官僚N・I・パーニンを感化したとすれば、その経済思想は後の通商官僚G・N・テブロフに影響を与えた。W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 4- 7, 141- 142.
- (16) I. S. Bak, "The Economic Views of V. N. Tatishchev", J. M. Letiche(ed.), *op. cit.*, pp. 355- 369; C. Grau, *Der Wirtschaftsorganisator, Staatsman und Wissenschaftler Vasilij N. Tatischev*, Berlin, 1963; S. Blanc, "Tatischev et la pratique du mercantilisme", *La Russie et l'Europe*, 1970, pp. 169- 184; 阿部重雄「晩年のB・H・タチーシチェフ」『大正大学・研究紀要』第76輯1991年(同、前掲書、第二部・第四章として再録)。
- (17) I. S. Bak, "M. V. Lomonosov and the Struggle to Develop the Productive Forces of Russia", J. M. Letiche(ed.), *op. cit.*, pp. 370- 396.
- (18) I. S. Bak, "P. I. Rychkov, Inquirer into the Economy of Russia: His Economic- Geographic Works", J. M. Letiche(ed.), *op. cit.*, pp. 442- 450; *MERSEH*, Vol. 32, pp. 238- 239.
- (19) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 187- 188; 飯田、前掲書、146- 147頁。
- (20) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 134, 137, 159.
- (21) A. Cross, *By the Banks of the Neva: Chapters from the Lives and Careers of the British in 18th- Century Russia*, Cambridge, 1997, pp. 55-58; D. K. Reading, *op. cit.*, pp. 43-47, 拙稿「バルト海貿易とロシア南下政策」54、62頁。
- (22) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 188- 189, 202- 203; B・H・ヤコフツェフスキー、前掲邦訳、237- 238、246- 250頁。
- (23) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 129- 136; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 59- 60, 208- 209.
- (24) A. Cross, *op. cit.*, pp. 74- 79; P. H. Clendenning, "William Gomm: A Case Study of the Foreign Entrepreneur in

- 18th Century Russia”, *Journal of European Economic History*, Vol. 6, 1977, pp. 535- 537.
- (25) L. J. Humphrey, *op. cit.*, pp. 126- 127, 135- 139, 143- 151.
- (26) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 178, 181; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 62- 63.
- (27) A. Kahan, “The Costs of Westernization”, pp. 58- 59.
- (28) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 61- 62; J. M. Hartley, *A Social History of the Russian Empire 1650- 1825*, London, 1999, pp. 59- 60; 飯田、前掲書、162 - 164、174 - 176 頁。
- (29) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 207- 210; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 69- 70.
- (30) L. Lockhart, *The Fall of the Safavy Dynasty and the Afgan Occupation of Persia*, Cambridge, 1958, pp. 103- 108; F. Kazemzadeh, “Russian Penetration of the Caucasus”, T. Hunczak(ed.), *Russian Imperialism from Ivan the Great to the Revolution*, New Brunswick, 1974, pp. 245- 246; M. Atkin, “Russian Expansion in the Caucasus to 1813”, M. Rywkin(ed.), *Russian Colonial Expansion to 1917*, London, 1988, pp. 151- 153.
- (31) D. K. Reading, *op. cit.*, pp. 250- 257; J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 177- 178.
- (32) J. Newman, “Russian Foreign Trade”, pp. 119-120; J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 171-172; 飯田、前掲書、199-200 頁。
- (33) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 64- 65; L. J. Humphrey, *op. cit.*, pp. 151- 152.
- (34) R. P. Bartlett, *Human Capital: The Settlement of Foreigners in Russia 1762- 1804*, Cambridge, 1979, pp. 7- 13, 17- 18; 鈴木健夫「近代ロシアへのドイツ人入植の開始——ドイツ諸地域からヴォルガ流域へ——」同編『「ヨーロッパ」の歴史的再検討』早大出版部 2000 年、ブレーヴェ (半谷史郎訳)「18 世紀 60 年代の外国人のヴォルガ移住」『ロシア史研究』第 67 号 2000 年。
- (35) N. G. Kireev, “On the History of Russian- Turkish Trade Relation via Istanbul in the Middle of the 18th Century”, Association internationale d’études du sud- est européen, *Bulletin*, Vol. 12, 1974, pp. 126- 127; M. L. Harvey, “The Development of Russian Commerce on the Black Sea and its Significance”, Ph. D. dissertation, University of California, 1938, pp. 10- 11, 45- 46.
- (36) N. G. Kireev, *op. cit.*, pp. 127- 128.
- (37) N. G. Kireev, *op. cit.*, pp. 128- 129; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 11- 12.
- (38) N. G. Kireev, *op. cit.*, pp. 129- 131; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 46- 47; J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 170- 171. なお七年戦争の勃発に伴い、オスマン向け銑鉄・棒鉄輸出は 100,000 プード・50,000 プードを上限とされた。
- (39) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 208- 209; B・H・ヤコツェフスキー、前掲邦訳、246 - 248 頁。
- (40) W. Kirchner, “Ukrainian Tobacco for France”, *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 10, 1962 (Rep., *idem*, *op. cit.*, Chapter 8), pp. 497- 500; F. Fox, *op. cit.*, pp. 75- 77.
- (41) W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 108- 109. なおウクライナ拠点の輸出向けタバコ生産に関する構想は、当時ロモノーソフによって公刊されたピョートル大帝時代の経済学者ポソシコフの著書に既に確認できる。I. Pososhkov [A. P. Vlasto/ L. R. Lewitter (eds.)], *The Book of Poverty and Wealth*, Stanford, 1987, pp. 267- 268, 347- 348.
- (42) W. Kirchner, “Ukrainian Tobacco”, pp. 499- 504; F. Fox, *op. cit.*, pp. 77- 78. なおフランス絶対王政の徴税請負制及びタバコ輸入関税に関しては、中木康夫『フランス絶対王制の構造』未来社 1963 年、151 - 160 頁、森恒夫『フランス資本主義と租税』東大出版会 1967 年、25 - 26 頁。
- (43) R. P. Bartlett, *op. cit.*, pp. 18- 23; J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 215- 217; 鈴木、前掲論文、133 - 134 頁。
- (44) ピョートル大帝時代の人头税に関しては、土肥恒之『ロシア近世農村社会史』創文社 1987 年、第三章、E. V. Anisimov, “Remarks on the Fiscal Policy of Russian Absolutism during the First Quarter of the Eighteenth Century: The Hearth Tax and the Introduction of the Soul (Poll) Tax”, *Soviet Studies in History*, Vol. 28, 1989.
- (45) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 22- 25; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 55- 56.
- (46) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 147- 148.
- (47) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 149- 150; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 322- 324; J. P. LeDonne, *op. cit.*, pp. 265- 267. なお貴族階級の多くは火酒専売特権を国内商人に転売している。なかでも聖ペテルブルク商人 S・ヤコヴレフ Savva Iakovlev は、イギリス向け船舶用品輸出に従事するとともに、火酒専売の請負業者として活動し、7,000,000

- ルーブリの資産を築くとともに、1758年には貴族身分を取得している。J. M. Hartley, *op. cit.*, pp. 28- 30; B・H・ヤコフツェフスキー、前掲邦訳、242 - 243 頁。
- (48) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 150- 152; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 324- 327; J. P. LeDonne, *op. cit.*, pp. 264- 265.
- (49) J. F. Brennan, *op. cit.*, p. 152; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 55- 56.
- (50) J. F. Brennan, *op. cit.*, p. 158.
- (51) I. Blanchard, *Russia's "Age of Silver": Precious-Metal Production and Economic Growth in the Eighteenth Century*, London, 1989, pp. 338- 342, 395- 396; 拙稿「バルト海貿易とロシア南下政策」27 - 28、53 - 54 頁。
- (52) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 142- 146; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 108, 339.
- (53) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 158- 161; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 312- 318.
- (54) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 237- 238, 245- 246; idem, "Observations on Petrine Foreign Trade", *Canadian-American Slavic Studies*, Vol. 8, 1974, pp. 233- 235; 拙稿「バルト海貿易とロシア南下政策」28 - 29、54 - 55 頁。なお 18 世紀ロシア関税制度については、L. Bowman, "Tariffs in Pre- Revolutionary Russia", *MERSEH*, Vol. 54, pp. 1- 11.
- (55) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 152- 153; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 242- 243.
- (56) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 153- 154; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 238, 246. なおフランスにおける内国関税の廃止が革命時代の 1792 年、ドイツ諸邦における廃止が 1734 年の関税同盟形成まで待たねばならなかったことを想起する場合、ロシアにおける 1754 年の内国関税撤廃は当時のヨーロッパにおいて画期的意義をもつと言える。
- (57) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 250- 254; J. Newman, "Russian Foreign Trade", pp. 12- 21; O.- H. Ellias, "Zur Lage der un deutschen Bevölkerung im Riga des 18. Jahrhundert", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, NF. Bd. 14, 1966.
- (58) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 154- 156.
- (59) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 246- 247; A. Kahan, *op. cit.*, p. 323.
- (60) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 247- 249; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 109, 340.
- (61) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 247- 248; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 313, 317.
- (62) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 156- 158; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 245- 246; idem, "Continuity", pp. 78- 79.
- (63) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 161- 163.
- (64) W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 30- 32.
- (65) W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 32- 34.
- (66) W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 34- 37.
- (67) エカチェリーナ二世時代の商業委員会については、A. Lappo- Danilevsky, "Die russische Handelskommission von 1763- 1796", O. Hozsche(Hg.), *Beiträge zur russischen Geschichte*, Berlin, 1907; W. L. Daniel, "The Merchantry and Problem of Social Order in the Russian State: The Catherine's Commission on Commerce", *Slavonic and East European Review*, Vol. 55, 1977; idem, "Grigorii Teplov and Conception of Order: The Commission on Commerce and the Role of the Merchantry in Russia", *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 16, 1982.

〔IV〕 外交政策

次に外交政策の動向を考察しよう。周知の如くエリザヴェータ女帝治世には、旧来の伝統的・家産制的支配原理に立脚したブルボン・ハプスブルク対立に加えて、新たな資本主義的経済原理の生成を反映したシュレジエンでの普墺対立、及び海外植民地での英仏対立、以上の各国利害が複雑に交錯してオーストリア継承戦争（1740 - 48年）・七年戦争（1756 - 63年）の二大戦争が勃発している。エリザヴェータ女帝時代の外交政策もまた、一方では世襲国家の性格を反映してロマノフ朝の皇室利害を重視する反面、他方では前節にて確認した如き経済政策の展開と連動して経済拠点の獲得・防衛を追求しており、18世紀に特徴的なヨーロッパ外交の過渡的・複合的性格が認められる。以下ではまずアンナ女帝時代の国際環境を確認した後、1740年代のオーストリア継承戦争期・1750年代の七年戦争期の順にエリザヴェータ女帝の外交政策を検討しよう。^①

(1) 1730年代のヨーロッパ国際政治とロシア

最初にエリザヴェータ女帝時代に先行する外交関係を概観しておこう。18世紀初頭のスペイン継承戦争(1701-14年)以来、英仏両国の直接対立は回避されてきたが、1730年代のポーランド継承戦争(1733-35年)・露土戦争(1736-39年)を通じて国際緊張は徐々に高まっている。

まずルイ十五世(在位:1715-74年)治下のフランスは、宰相フルリー枢機卿 *Herucule- André de Fleury* (在任:1726-43年)の主導によってイギリス包囲体制の形成に努めた。まずポーランド継承戦争では、ポーランド新王としてルイ十五世の岳父 S・レンチンスキ *Stanislas Leszczynski* を擁立するとともに、1733年のエスコリアル条約によってスペインと同盟し、最終的に1735年のウィーン条約では普墺両国の推すザクセン選帝侯フリードリヒ・アウグストをポーランド国王アウグスト三世(在位:1733-63年)として公認する一方、プラグマティック・ザンクツィオンを承認して仇敵オーストリアとも和解した。^② 続く露土戦争では、駐瑞大使セヴラン *Séverin* が1738年に仏瑞同盟を締結し、当該戦争に便乗した失地回復を狙うスウェーデン王国との紐帯を強化する一方、^③ 駐土大使ヴィルヌーヴ *Marquis Louis Sauveur de Villeneuve* は1739年のベオグラード講和条約を仲介してマフムート一世(在位:1730-54年)治下オスマン帝国との友好関係を維持し、かくしてユーラシア大陸を南北に縦断する「東方障壁」*Eastern Barrier/ barrière d'est* を構築した。^④

対してジョージ二世(在位:1727-60年)治下イギリスでは、ウォルポール内閣(在任:1721-42年)外相ハリントン *Harrington* がフランス外交を牽制するべく墺露両国との連携を指向し、1730年に英露国交を回復して駐露大使 C・ロンドー *Craudius Rondau* (在任:1731-39年)を派遣する一方、1731年のウィーン条約では英墺同盟を樹立した。しかしながらイギリス政府は必要経費の調達を議会に統制される故に軍事同盟の規定する出兵義務を遂行せず、ポーランド継承戦争に際しては1734年の英露通商条約を梃子とした英露関係の強化によってロシアの参戦に期待する一方、続く露土戦争においては好意的中立を保つにとどまった。しかし1730年代末にフランスのイギリス包囲体制が完成するに及び、イギリスにとって英露関係の強化は必至となっていた。^⑤

以上の国際状況においてピョートル大帝没後のロシアは、まずバルト海方面においてはリヴォニアをめぐるスウェーデンと、不凍港の北限クールラントをめぐるポーランドと、それぞれ対抗する一方、黒海・バルカン方面においてはオスマン帝国と対立し、概してフランスの友好諸国と敵対関係にあった。しかし同時に黒海・バルカン方面への領土野心は既にハンガリー・トランシルヴァニアを支配するオーストリアとの軋轢を生む一方、血縁関係を基礎とするホルシュタイン公国との紐帯はその隣国ハノーヴァー選帝侯国の防衛を至上課題とするイギリスの警戒を招いていた。このため外務参議会長官 A・I・オステルマンはフランスに対抗する手段として英墺両国との関係改善に腐心し、まずエカチェリーナー一世時代の1726年に墺露同盟を形成する一方、アンナ女帝時代の1730年には英露国交を回復して駐英大使 A・D・カンテミールを派遣し、かつ1732年のコペンハーゲン条約ではデンマーク王国のシュレスヴィヒ併合を追認してホルシュタイン公国の失地回復・領土拡張を放棄し、イギリス=ハノーヴァー同君連合の警戒を解消している。続くポーランド継承戦争に際しては盟邦オーストリアを支援して参戦するとともに、イギリスの外交利害を代弁してフランスの野心を挫き、この結果1735年のウィーン条約では寵臣 E・J・ピロンのクールラント公国君主(在位:1737-69年)即位が了承され、ピョートル大帝時代以来のバルト海支配を補強している。しかしながら露土戦争では、英墺両国との友好・同盟関係を後盾に善戦したものの、フランスの仲介する1739年のベオグラード講和会議によって黒海進出を阻害され、のみならず同年にはロシアを包囲するフランス=スウェーデン=オスマン三国の軍事同盟が成立しており、その打

開には単なる友好関係を越えたイギリスとの軍事同盟が不可欠となった。⁽⁶⁾

かくしてともにフランスに対抗する英露両国は急速に接近し、既に露土戦争末期の1739年より同盟交渉が開始されている。しかしオステルマンは難航するベオグラード講和会議に対処するべく駐英大使A・D・カンテミールをイギリスから召喚して駐仏大使に任命したのみならず、その激務から駐露大使C・ロンドーも病死したため、交渉は中断した。続く1739年10月、英仏戦争の前哨戦として英西戦争（「ジェンキンズの耳の戦争」）が勃発するに及び、イギリス政府は英露同盟の実現を急ぎ、新任大使E・フィンチ Edward Finch（在任：1739 - 42年）を派遣して交渉を再開するが、しかしオステルマンはロシアにとって何ら利害のない英西戦争への軍事支援を拒否したため、交渉は難航した。⁽⁷⁾ かくしてアンナ女帝時代のロシアは、海外貿易の前提条件としてバルト海・黒海を両極とする領土進出を指向するなか、その実現に必要なとされる英露両国との関係構築に尽力する一方、その過程を通じてフランスとの対立を深めていたこと、以上を確認しておきたい。

（2）オーストリア継承戦争と英露同盟

① オーストリア継承戦争の勃発と1741年英露同盟の成立

1740年には東欧諸国で君主交代が相次ぎ、まず同年5月にはプロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム一世が死没して英主フリードリヒ二世（在位：1740 - 86年）が即位する一方、続く10月にはロシア女帝アンナが死去して幼帝イヴァン六世が即位するとともに、神聖ローマ皇帝カール六世が崩御してマリア・テレジア（在位：1740 - 80年）が家督を相続した。フリードリヒ二世は、英露両国における女帝・幼帝の即位を好機と見てシュレジェン侵攻を計画するが、その際相互に対立する英仏両国に干渉の余裕はないと判断する一方、オーストリアと同盟するロシアの介入を強く警戒し、駐露大使A・v・マルデフェルト Axel von Mardefelt は両国の友好維持に腐心している。⁽⁸⁾ これに対してイヴァン六世の摂政アンナ・レオポルドヴナは、政変直後の国内不安から対外関係の安定を志向し、副宰相ゴローヴキンの主張する孤立外交の方針に従って、緊迫する国際状況への中立を志向した。かくして1740年12月、普露両国は防衛同盟を締結して相互の領土不可侵を確認し、以後対外不安から解放されたイヴァン六世政府は国内支配の確立に専念する一方、東部国境の安全を確保したフリードリヒ二世はシュレジェン侵攻作戦を開始し、ここに第一次シュレジェン戦争（1740 - 42年）が勃発する。続く1741年、フランスはバイエルン・スペイン・ザクセン＝ポーランド・プロイセンと軍事同盟（「ブルボン連合」）を形成して対英戦争を後援し、ここに局地的なシュレジェン戦争は全欧的なオーストリア継承戦争へと発展することになった。⁽⁹⁾

当該戦争の勃発により、まずイギリス＝ハノーヴァー同君連合は盟邦オーストリアへの資金援助を開始する一方、王室の祖国ハノーヴァーを防衛するにはロシアによるプロイセン東部国境の威嚇が不可欠と判断し、停滞する英露同盟交渉の促進を急務とした。⁽¹⁰⁾ 対してロシアは、1740年の普露同盟にしたがって当面は中立を維持したものの、政変直後の国内政情が次第に安定するにつれ、オステルマンは自らの確立した英露友好関係とクールラント支配を維持してゆく観点からプロイセンの領土拡大を警戒する一方、摂政アンナ・レオポルドヴナはブラウンシュヴァイク・リューネブルク公妃としての立場からブラウンシュヴァイク・ヴォルフエンヴェッテル出身のマリア・テレジアに強く同情した。以後オステルマンは密かに東プロイセン・ポンメルンへの侵攻を計画する一方、その実現にはイギリス海軍の支援が必要と判断し、中断していたイギリス大使フィンチとの同盟交渉を再開している。かくして1741年4月に英露同盟が署名され、同年11月に批准された。⁽¹¹⁾

他方、フランスは英露同盟の形成とロシアの参戦を強く警戒し、その危険を未然に回避するべく

東方障壁の強化に努めた。まず駐瑞大使セヴランは、幼帝イヴァン六世の即位を対露開戦・失地回復の好機と捉えるスウェーデン・ハット党政権のフィンランド侵攻を後援し、1741年7月にスウェーデン＝ロシア戦争(1741－43年)が勃発している。⁽¹²⁾ また駐土大使カステラーヌ Michael Ange Castellane は、オスマン政府に対してロシア南下政策の危険を示唆しつつ、露土戦争の開始を打診した。ただし当時オスマン帝国は第三次ペルシア戦争(1742－46年)に従事してバルカン方面に侵攻する余裕は無く、この策略は挫折している。⁽¹³⁾ さらに駐露大使シェタルディ Joachim Jean Trotti, Marquis de la Chétardie (在任：1739－42年)はイヴァン六世政権の転覆と新たな親仏政権の樹立を目指し、ピョートル大帝直系の皇女エリザヴェータ・ペトローヴナに接近する一方、ドイツ人支配体制に反発するロシア在地貴族と接触し、将来における仏露関係の強化を条件としてクーデター計画への支援を約束した。この計画は成功し、1741年末におけるイヴァン六世の廃位とオステルマンの更迭によって1741年の英露同盟は失効している。⁽¹⁴⁾

② スウェーデン＝ロシア戦争の展開と1742年英露同盟の成立

新帝エリザヴェータは、父君ピョートル大帝の構築したニスタット条約体制の維持とバルト海におけるロシア覇権の防衛を外交政策の基本理念とし、スウェーデン王国によるバルト海沿岸地帯の奪回を強く警戒する一方、急速に成長するバルト海貿易を振興する手段として、不凍港の北限たるリバウ Libau・ウィンダウ Windau 両港を保有するクールラント公国の併合を指向する一方、ズンド海峡の迂回経路たるユトランド半島の基部に位置する皇太子ピョートルの祖国ホルシュタイン＝ゴットルプ公国との紐帯を追求した。このためエリザヴェータは、自身の即位を駐露フランス大使シェタルディの支援に負っていたにもかかわらず、スウェーデンの失地回復戦争を後援するフランスへの不信を強めた。⁽¹⁵⁾ またエリザヴェータ時代の外交政策を主導した副宰相A・P・ベストーージェフ＝リュミンは、スウェーデン＝ポーランド＝オスマン三国を連結するフランス東方障壁に対抗するべく、以下三つの同盟関係を追求している。第一は海洋諸国(イギリス・オランダ)であり、なかでもイギリスはホルシュタイン公国に隣接するハノーヴァー選帝侯国と同君連合を形成する故、バルト海世界の現状維持を志向する点で外交利害を共有したのみならず、ロシア最大の輸出市場として貿易黒字の源泉、ひいてはロシア国家財政の基盤をなしていた。第二はザクセン選帝侯国との同盟であり、同国はポーランドと同君連合を形成する故、ポーランドのクールラント支配を牽制する手段として重要であった。第三はオーストリアとの同盟であり、これは中欧の現状を維持するとともに、オスマン帝国に対抗してゆく手段として必須であった。⁽¹⁶⁾

以上の外交方針からエリザヴェータは当面スウェーデン・ハット党政権の領土野心を阻止することに専心し、1742年8月のヘルシンキ入城を契機としてオーボ講和会議を開催した。その際エリザヴェータ女帝は、スウェーデン政府の要求するいかなるバルト海沿岸領土の返還も拒否し、あくまでニスタット条約の遵守を主張したのみならず、同時にスウェーデン王室の遠戚ホルシュタイン公家による次期王位継承を要求している(前掲図5)。⁽¹⁷⁾ 最終的に1743年6月にオーボ条約が締結され、ロシアはフィンランド南東地域の占領地帯より撤兵する一方、キュミ河 Kymmene 以東のフィンランド湾北岸を併合して首都ペテルブルクの防備を強化し、またホルシュタイン公国管財人アドルフ・フリードリヒ(後の国王アドルフ・フレドリック)がスウェーデン次期王位継承権を獲得した。続いてエリザヴェータはホルシュタイン公国のシュレスヴィヒ奪回を志向し、先にアンナ女帝が公認していたデンマーク王国のシュレスヴィヒ領有を無効としつつ、スウェーデン＝ロシア＝ホルシュタイン三国によるデンマーク包囲体制の構築に努めた。⁽¹⁸⁾

この間、フランスは1742年2月にバイエルン選帝侯カール・アルブレヒトを神聖ローマ皇帝カ

ール七世（在位：1742 - 45年）として擁立し、ハプスブルク支配の解体を図ったが、対するイギリスのカートレット Carteret 内閣（在任：1742年2月 - 43年8月）は駐墺大使ヒンドフォード John Carmichael, Earl of Hyndford の外交工作によって普墺対立を解消したのみならず、1742年11月のウェストミンスター協定によって英普同盟を結成し、ブルボン連合の弛緩に成功した。かくして膠着する戦況を打開するべく、英仏両国はロシアの動きに対して多大な注意を払うことになった。

まずフランスは、旧来の政策を転換してフランス・スウェーデン・ロシア三国の団結を志向し、スウェーデン＝ロシア戦争の早期終結を斡旋するべく、駐露大使シェタルディ・駐瑞大使ランマリー Lanmary を通じてオーボ講和会議に介入している。しかしフランス政府は講和条件として、ロシアによるバルト海沿岸地帯の放棄とスウェーデンによるその回復、及びホルシュタイン公国によるスウェーデン王位継承権の放棄とファルツ選帝侯国によるその獲得、以上を主張したため、エリザヴェータはフランスへの警戒を強め、1742年9月に駐露大使シェタルディを強制送還した。⁽¹⁹⁾

他方イギリスは1742年4月、バルト海状勢に詳しいハンブルク駐在大使C・ウィッチ Cyril Wich（在任：1742 - 44年）を駐露大使として派遣し、先のイヴァン六世時代に署名・批准された1741年英露同盟の即時履行を要求した。対して副宰相ベストウージェフは、今や新たな帝権が発足した以上、先帝が締結した条約は無効であるとして、状況の変化に応じた条文の修正を主張した。この結果、①スウェーデンの脅威が縮小した以上、もはやイギリス海軍の派遣は必要にあらず、今後の軍事援助は資金援助によって代替されうること、②現行の英西戦争・瑞露戦争は同盟対象より除外し、第三国との戦争の場合にのみ両国の相互援助義務が発生すること、等々を確認した上で、1742年12月に英露同盟が署名されている。⁽²⁰⁾

さらに、今やイギリス陣営に帰属したプロイセンは、駐露大使マルデフェルトを通じて侍従M・I・ヴォロンツォフに接近し、この結果1743年3月の聖ペテルブルグ条約によって普露同盟が成立している。この同盟関係はホルシュタイン公国を媒介とする二重の政略結婚を通じて補強され、まず1743年には前述の如くロシア皇太子ピョートルが、プロイセン高級将校とホルシュタイン公女との間の長女エカチェリーナ・アレクセーヴナと婚約する一方、続く1744年にはスウェーデン王位継承権を保持するホルシュタイン公国管財人アドルフ・フリードリヒがフリードリヒ二世の妹ルヴィーサ・ウルリカ Lovisa Ulrica と婚姻している（前掲図5）。⁽²¹⁾ なおオーストリアでは、エリザヴェータ女帝がブラウンシュヴァイク公家の摂政アンナ・レオポルドヴナを追放して即位したが故に、同じブラウンシュヴァイク家系に属するマリア・テレジアがロシアに強い不快感を示したのみならず、1743年には駐露大使A・O・ボッタ＝アドルノ Anton Otto Botta-Adorno がブラウンシュヴァイク家の復権を意図した前述I・S・ロプキンのクーデター計画を支援したため、エリザヴェータもまたオーストリアへの疑念を深めており、一般に墺露関係は冷却している。⁽²²⁾

③ オーストリア継承戦争の拡大と英露関係

1744年に戦争は新たな局面を迎え、海外植民地を舞台とした英仏戦争（ジョージ王戦争）が勃発する一方、プロイセンは再びフランスと軍事同盟＝「フランクフルト連合」League of Frankfort を形成して第二次シュレジェン戦争（1744 - 45年）に着手し、対するイギリスのH・ペラム Henry Pelham 内閣（在任：1743 - 54年）はイギリス・オランダ・オーストリア・ザクセン＝ポーランドの四国からなる「ワルシャワ連合」League of Warsaw を組織し、1745年にはマリア・テレジアの夫君フランツ・シュテファンを新帝フランツ一世（在位：1745 - 65年）として擁立した。ただしイギリスは植民地での対仏戦争と国内でのジャコバイト反乱に対処するべく大陸戦線より撤退し、1745年8月のハノーヴァー条約ではプロイセンと講和してシュレジェン支配を黙認している。

この間ロシアでは 1744 年に宰相ベストゥージェフ・副宰相ヴォロンツォフの二頭体制が確立し、混乱するヨーロッパ情勢への対応が協議された。まず宰相ベストゥージェフは、イギリス・オーストリア両国との同盟関係とフランス東方障壁への対抗を志向し、1742 年の英露同盟に準拠した対仏参戦を主張している。他方、副宰相ヴォロンツォフはフランス・プロイセンとの同盟形成を主張し、仏普両国に好意を示す宮廷侍医 A・レストック Armand Lestocq、及びともにホルシュタイン公国の外交利害を代弁する、皇太子ピョートルの後見人 O・ブリュンマー、皇太子妃エカチェリーナの母親ヨハンナ・エリザベータ、以上の宮廷幹部と接近してフランス派閥を形成している。⁽²³⁾

このようなロシア政府内部の路線対立に対して、まずイギリス・オーストリア両国は親英派の宰相ベストゥージェフへの接近を試み、なかでもイギリス政府は 1744 年に新任の駐露大使ティローリ Tyrawly (在任：1744 - 45 年) 及び全権大使ヒンドフォード卿 (在任：1744 - 49 年) を順次派遣して、①英墺両国によるベストゥージェフ政権の支持、②仏露同盟・瑞普露三国同盟の阻止、③ 1742 年英露同盟の発動及びロシアのワルシャワ連合加盟、以上を条件とした即時参戦を打診した。対してベストゥージェフは、女帝の反墺感情を払拭するべくオーストリア政府にポッタへの厳刑を要請する一方、対仏参戦の条件として、①既存の同盟関係の遵守、②同盟諸国による兵糧・宿営の提供、③対仏戦争の遂行における年間 1,250,000 ターレルの財政援助、④露土戦争の勃発した際における同様の財政援助、⑤ホルシュタイン公国の領土保全及びシュレスヴィヒ奪回、以上を要求した。オーストリアはポッタ事件の責任を認めてロシアに謝罪したが、イギリス政府は議会の反対を憂慮して巨額の財政援助を拒否し、同盟交渉は頓挫している。⁽²⁴⁾

他方フランス・プロイセン両国は副宰相ヴォロンツォフを筆頭とするフランス派閥との接近を志向した。まずフランス外務卿アメロー Jean Jacques Amelot de Chaillou は、1743 年 12 月にシェタルディを外交使節として再度派遣し、仏露同盟の形成を打診している。しかしながらシェタルディは専ら親英的なベストゥージェフ政権の失脚工作に専念するばかりで肝心の同盟交渉に着手せず、1744 年 6 月にベストゥージェフから陰謀を察知されて再び強制送還されている。以後、駐露大使ダリオン Jean Louis d'Usson, Marquis de Bonac-d'Alion (在任：1743 - 47 年) が同盟交渉を続行し、イギリスがロシア最大の敵国たるオスマン帝国との戦争に対して十分な軍事・財政援助を保障しない以上、ロシアはイギリス最大の旧敵フランスとの戦争に介入するべきではないことを示唆したが、ベストゥージェフはこの提案を拒否している。⁽²⁵⁾ またフリードリヒ二世は、皇帝カール七世を説得して M・I・ヴォロンツォフに帝国爵位を付与する一方、⁽²⁶⁾ 親英派ベストゥージェフの失脚による英露同盟の阻止、ザクセン選帝侯への帝位継承権付与によるワルシャワ連合の瓦解、さらにはオスマン帝国のハンガリー侵攻さえ検討した。その指示を受けてマルデフェルトは、エリザヴェータに普露同盟の発動を求める一方、皇太子妃エカチェリーナに接近して支持基盤の形成に努め、また皇太子ピョートルにはその祖国ホルシュタイン公国のフランクフルト連合加盟を要請した。しかしエリザヴェータは、クールラント公国をめぐる利害関係から同国を支配するザクセン＝ポーランド同君連合の帝位獲得に反発する一方、黒海・バルカン進出を遂行する上でオスマン帝国のオーストリア継承戦争介入を強く警戒し、これらを画策するプロイセンへの不信を強めた。⁽²⁷⁾

④ アーヘン講和会議の開始と 1747 年英露同盟の締結

宰相ベストゥージェフの親英・参戦志向と副宰相ヴォロンツォフの親仏・中立志向とが対立するなか、1745 年 8 月に皇太子ピョートル・同妃エカチェリーナが正式に婚姻し、以後それぞれの後見人ブリュンマー・エリザベータ両名が帰国する一方、ヴォロンツォフは長期の湯治休暇を取得してドイツ諸邦を歴訪したため、政府内部のフランス＝プロイセン派閥は一時空白となった。⁽²⁸⁾ こ

の機を捉えてベストウージェフは一連の同盟交渉を本格化している。まず 1745 年 6 月には瑞露同盟が成立し、ロシアはスウェーデンに対してデンマーク戦争への財政支援を約束する一方、スウェーデンはホルシュタイン公国に対してシュレスヴィヒ奪回の援助を保証しており、ここにデンマーク包囲体制が成立した。⁽²⁹⁾ 続く 1746 年 6 月には奥露同盟が締結され、ロシアがオーストリアのシュレジェン奪還を支援する一方、オーストリアはホルシュタイン公国のシュレスヴィヒ回復を援助し、かつ両国のプロイセン・オスマン両国に対する共同戦線の形成を確認している。かかる瑞奥両国との同盟関係によって、ロシアはシュレスヴィヒ問題の後盾を確保するとともに、フランス東方障壁の北の一角を解体することに成功した。⁽³⁰⁾ なおオーストリアは、折しも 1746 年のコンスタンチノーブル条約によって第三次トルコ＝ペルシア戦争が終結するなか、今後オスマン帝国がオーストリア継承戦争に介入する危険を警戒し、1747 年に駐土オーストリア大使 H・C・ペンクラー Heinrich Cristoph Penkler を通じて 1739 年のベオグラード条約を更新する一方、オスマン帝国より皇帝ヨーゼフ一世の即位に対する公認を確保しており、この結果フランス東方障壁の南の支柱たるオスマン両国の脅威も解消されることになった。⁽³¹⁾

瑞露・奥露同盟の成立に伴い、プロイセンは対露関係を最終的に断絶し、駐露大使マルデフェルトは 20 年に及ぶ任務を終えて帰国する。対照的にフランス外務卿ダルジャンソン René de Voyer de Paulmy, Marquis d'Argenson は執拗な外交工作を続け、スウェーデン・オスマン両国によるロシアの挟撃を再び画策している。まず 1746 年にはオスマン帝国に駐土大使デザロー Pierre des Alleurs を派遣してバルカン侵攻を依頼したが、これは上記 1747 年のベオグラード条約更新によって挫折している。しかし北方では、1747 年のフランス＝プロイセン＝デンマーク＝スウェーデン四国による「北方同盟」Northern League の形成に成功し、これによりフランスはスウェーデンに対して露領バルト海沿岸地帯の奪回を支援する一方、スウェーデンはプロイセンに対して瑞領ポンメルンの割譲を約束した。また北方同盟は、ホルシュタイン公国君主としてロシア皇太子ピョートルを廃位し、次期君主として同国管財人アドルフ・フリードリヒを擁立する一方、その代償としてアドルフ・フリードリヒ治下ホルシュタイン公国はデンマークのシュレスヴィヒ領有を公式に了承した。かくして仏露関係もまた決裂し、1747 年 12 月にダリオンはフランスに帰国している。⁽³²⁾

他方、イギリス・ペラム内閣は北米・インドで劣勢に立つなか、膠着する戦局を打開する手段としてロシアの軍事介入を依然として強く期待し、1746 年 12 月、ヒンドフォードはライン地方に 30,000 の兵力を派遣するよう再度要請した。対してベストウージェフは、その派兵経費として 1,500,000 ライヒスターレル、及びこれに伴い手薄となるロシア国境の防衛経費として 500,000 ライヒスターレル、以上の提供を要求したのみならず、この間に非キリスト教国（オスマン・ペルシア）がロシア本土を攻撃した場合、ロシア軍隊は直ちにヨーロッパ戦線から撤退してかまわないこと、かつイギリス政府はロシアの東方戦争に対して年間 500,000 ターレルの資金援助を行うこと、またキリスト教国（北欧諸国）がロシアを攻撃した場合には、イギリス政府は 1742 年の英露同盟にしたがって艦隊派遣又は資金援助を実施すること、以上の承認を要求した。これに対してイギリス政府は難色を示し、交渉は難航している。⁽³³⁾ しかしながら続く 1747 年、北方同盟の成立とホルシュタイン公国の離脱を契機としてベストウージェフは英露同盟の必要を痛感し、交渉の障害となっていたイギリスの財政援助に関して、金額を 1,500,000 ライヒスターレルから 3,000 ポンド・スターリングへと大幅に減額するとともに、適用対象からオスマン帝国との戦争を削除し、以上の修正を条件として 1747 年 12 月に英露同盟が成立した。⁽³⁴⁾

この結果 1748 年、ロシアは 1746 年の奥露同盟・1747 年の英露同盟を根拠にフランスへの参戦

を表明し、ライン方面への軍事侵攻を開始した。これに脅威を感じたフランスはオランダ侵攻を放棄して講和交渉を急ぎ、最終的に 1748 年 10 月のアーヘン講和条約によって当該戦争は終結する。かくしてイギリスはその不利な戦局にもかかわらず、ロシアの側圧を梃子として、対等な講和条件の確保と戦前状態の国境回復に成功した。他方フランスは、ロシア勢力の拡大を牽制するべく、アーヘン講和会議におけるロシア全権代表の参画を認めず、仏露国交は断絶することになった。

以上の如く、18 世紀の主要な国際紛争の一つであるオーストリア継承戦争において、ロシアの参戦は戦争末期の短期にとどまり、この結果アーヘン講和会議への正式参加もなかったのであるが、戦中を通じて聖ペテルブルクは列強の利害関係が凝縮した「ヨーロッパ外交の中枢」A Center of Diplomatic Intrigue (R・ロッジ)の様相を示した。かくしてロシアは当該戦争の勃発・展開・終息において無視し得ぬ意味をもち、ヨーロッパ国際政治の重要な一角を占めるに至ったのである。⁽³⁵⁾

(3) 七年戦争と仏露同盟

① 1755年英露同盟の成立と外交革命

アーヘン講和条約に続く 1750 年代においても、二大植民地をめぐるイギリス・フランスの対立関係、及びシュレジェンをめぐるオーストリア・プロイセンの敵対関係は解消されなかったため、依然として英墺両国はロシアとの友好関係を追求した。他方、仏普両国は北方同盟によるロシア包囲体制の形成に努め、その一環として 1751 年には傀儡のホルシュタイン公国君主アドルフ・フリードリヒをスウェーデン新王フレドリック一世(在位：1751 - 71 年)として擁立するとともに、スウェーデン議会の権限を縮小して君主権力を強化し、ロシアのバルト海支配に対抗した。⁽³⁶⁾

かかる状況においてエリザヴェータ女帝は、1750 年に駐普大使 G・I・グロス Gross を召喚してプロイセンとの国交を断絶するとともに、①対普戦争の遂行によるプロイセンからロシアへの東部プロイセンの割譲、②ロシアからポーランドへの東部プロイセンの譲渡、③その代償としてのポーランドからロシアへのクールラント公国及びその後背地セミガリア Semigalia の割譲、以上の如き国境調整を構想するに至った。⁽³⁷⁾ この戦争計画を具体化するべく 1753 年に新設された宮廷会議では、プロイセンとの戦争に備えた同盟政策をめぐって以下の議論が展開された。まず宰相 A・P・ベストウージェフ＝リュミンは、プロイセンに対抗する手段として英墺両国との友好関係という既定路線を維持し、シュレジェンをプロイセンから奪回してオーストリアに返還することによって、①バルト海におけるスウェーデン・プロイセンの脅威の解消、②ハノーヴァーを含むヨーロッパ大陸の平和の実現、③オスマン帝国に対抗するオーストリアとの紐帯の強化、以上が実現できるものと主張した。⁽³⁸⁾ これに対して副宰相 M・I・ヴォロンツォフは、ベストウージェフの独断主義を批判しつつ、①対普戦争に対するオスマン帝国の中立を確保しておくには、オスマン帝国の伝統的友好国であるフランスとの関係を回復する必要があること、②対普戦争に際してバルト海経由・ポーランド経由の両面から軍隊を派遣するには、同じくポーランドと友好関係をもつフランスの援助が不可欠であること、以上の点からむしろフランスとの接近を主張した。⁽³⁹⁾ 同時にヴォロンツォフは、自身の仏露同盟構想を実現するべく宮廷内部における支持基盤の形成に努め、啓蒙主義者ヴォルテールと親交する寵臣 I・I・シュヴァーロフや、宰相と対立するその兄 M・P・ベストウージェフ＝リュミンらと親仏派閥を組織している。⁽⁴⁰⁾

対して英仏両国は、それぞれロシア政府内部における親英・親仏派閥との接近を図っている。まずイギリス・ニューカスル内閣 Thomas Pelham-Holles, 1st Duke of Newcastle (在任：1754 - 56 年) は、北米植民地における英仏両国の緊張関係が高まるなか、仏普両国の侵攻に対するハノーヴァー

選帝侯国の防衛を強化する必要に迫られ、駐墺大使 R・ケイツ Robert Keith を通じて英墺関係の維持に努める一方、1755 年には駐露大使 C・ハンバリー＝ウィリアムズ Charles Hanbury-Williams (在任：1755 - 58 年) を派遣して 1742 年英露同盟の更新交渉を開始した。⁽⁴¹⁾ この結果早くも 1755 年 7 月には同盟条約の草案が作成され、ロシア政府は兵力 55,000・艦船 50 隻を維持する一方、イギリス政府はその維持経費として年間 100,000 ポンドの補助金を供与すること、有事の際にはロシア政府は上記兵力を領外に派遣する一方、イギリス政府はその経費として年間 400,000 ポンドの補助金を供与すること、当該同盟の批准の際には宰相ベストゥージェフに対して 10,000 ポンドの報償が供与されること、以上が提案された。これらの条件は続く 9 月の聖ペテルブルク協定によって承認され、ここに新たな英露同盟が成立することになった。⁽⁴²⁾

他方、英露同盟の成立を警戒するフランス外務卿 A・L・ルイエ Antoine Louis Rouillé 及びコンティ親王 Louis François de Bourbon, Prince de Conti は、旧来の東方諸国 (スウェーデン・ポーランド・オスマン帝国) との同盟を維持・強化する一方、ロシアとの国交回復に努め、1755 年 5 月にはスコットランド出身の亡命ジャコバイト A・P・M・ダグラス Alexander Peter Mackenzie Douglas を密使として派遣した。ダグラスは現地のフランス商人ミッシェルを通じて親派ヴォロンツォフ・シュヴァーロフと秘密裏に接触し、さらにエリザヴェータ女帝の謁見も受け、仏露関係の回復と大使の相互派遣を打診した。⁽⁴³⁾ にもかかわらずこの間の聖ペテルブルク協定によって英露同盟が成立すると、ダグラスは I・I・シュヴァーロフと結んで一連の妨害活動を展開し、当該同盟の仮想敵国をプロイセンのみに限定してフランスを英露同盟の対象から除外するよう画策した。エリザヴェータ女帝はこの建議を受け入れ、英露同盟を批准する条件として当該同盟が対普戦争の場合にのみ発効することをイギリス政府に要求している。イギリス政府はこの条件の受入に難色を示し、批准は 1756 年 2 月まで延滞する。⁽⁴⁴⁾

以上の如き聖ペテルブルク協定の締結とその批准の難航は、七年戦争前夜の国際関係を劇的に再編する。まずプロイセンは英露両国の挟撃を強く警戒し、駐英大使 A・ミッチェル Andrew Mitchell はイギリス政府に対してハノーヴァー侵攻の意図が全く無いことを表明した。⁽⁴⁵⁾ 他方イギリスは、英露同盟の留保条件によって対仏戦争の遂行に不安を感じ、より強力な対仏同盟を追求することになった。かくして急速に接近した英普両国は、1756 年 1 月のウェストミンスター協定によって英普同盟を形成し、対仏戦時におけるプロイセンのハノーヴァー不可侵及びイギリスの対普資金援助を相互に確認している。⁽⁴⁶⁾ かかる英普同盟の形成を受けて、フランスは仏普同盟に代わる新たな対英同盟を、他方オーストリア宰相 W・A・カウニッツは英墺同盟に代わる対普同盟の形成を、それぞれ模索し、最終的に 1756 年 5 月のヴェルサイユ条約によって仏墺同盟が成立した。⁽⁴⁷⁾ この新たな二大陣営配置のもと、1756 年 5 月に英仏両国がフレンチ・インディアン戦争を開始する一方、同年 8 月にフリードリヒ二世はザクセン侵攻に着手し、ここに七年戦争が勃発する。かくしてエリザヴェータ女帝の戦争計画とベストゥージェフ＝ヴォロンツォフの政策論争こそは、七年戦争前夜の「外交革命」とフリードリヒ二世の予防戦争を誘発して、当該戦争の重要な一因をなすのである。

② 1756年仏露同盟の成立と七年戦争の勃発

ウェストミンスター・ヴェルサイユ二大協定の成立によって、ロシアの友好国家たる英墺両国が相互に敵対するなか、1756 年 3 月の宮廷会議において今後の対応が協議された。まずエリザヴェータは、ウェストミンスター協定の締結によって今や英普両国のロシア包囲体制が成立した以上、もはや聖ペテルブルク協定は効力を失い、ロシアがプロイセンを攻撃する正当な理由が発生したことを指摘しつつ、今後ロシアは開戦の機会を如何にとらえるべきか、また仏墺両国のヴェルサイユ

条約体制に対してロシアは如何なる対応を示すべきか、以上を提起した。これに対して宰相ベストーージェフは、ウェストミンスター協定はあくまで英普両国の対仏戦争を想定したものであって対露戦争を含意するものではなく、英露両国の対普戦争を想定した聖ペテルブルク協定と矛盾しないこと、したがって聖ペテルブルク協定に立脚する英露同盟とプロイセン包囲体制は依然有効であること、以上を指摘し、従来通り対英友好路線の維持に固執した。他方、副宰相ヴォロンツォフは、女帝の懸念に同調しつつ、今や英普同盟が成立した以上、先の英露同盟は無効であること、むしろ1746年の墺露同盟を尊重しつつ、仏墺両国との提携を模索すべきこと、以上を指摘し、親英路線の放棄と親仏路線の実現を主張した。かかる論争に対して、宰相ベストーージェフの親英路線は皇太子ピョートル、シュヴァーロフ兄弟、アブラクシン、ゴリツィン以上5名の支持を得る一方、副宰相ヴォロンツォフの親仏方針にはM・P・ベストーージェフ、トルベツコイ、ブターリン以上3名が賛同するにとどまり、以後聖ペテルブルク協定を維持しながら対普戦争を準備することが確認された。続く1756年4月、宮廷会議は、プロイセンとの戦争を遂行することによって「バルト海と黒海とを連結し、レヴァント貿易を手中にすることが可能となる」との信念を掲げつつ、その手段として、①オーストリアとの同盟、②フランスとの同盟、③ポーランドとの国境調停、④オスマン帝国・スウェーデンの中立確保、以上を早期に実現すべきことを確認した。⁽⁴⁸⁾

まず墺露関係に関して、ロシア政府幹部は駐露オーストリア大使N・エステルハージー Nicholas Esterhazy と接触し、1746年の墺露同盟を旧来の専守防衛を目的としたものからプロイセンへの共同攻撃を目的としたものへと再編するよう提案し、その条件として、①対普戦争において両国はそれぞれ80,000の兵力を提供すること、②対普戦争において両国政府・軍隊は連携を維持すること、③講和条約においてオーストリアはシュレジェン・グラーツを回復し、ロシアは東プロイセンを獲得すること、④ロシアはポーランドに対して東プロイセンを返還し、代償としてポーランドはロシアに対してクールラント・セミガリアを割譲すること、⑤スウェーデン・ザクセンの中立を確保し、代償としてボンメルン・マグデブルクをそれぞれ割譲すること、以上を示唆した。この交渉は最終的に1757年2月(露歴1757年1月)の墺露同盟へと帰結する。⁽⁴⁹⁾

次に仏露関係に関して、既に1756年4月、フランス国王ルイ十五世は再度ダグラスを派遣して両国大使・現地領事の相互派遣と仏露同盟の形成を打診してきたのを受け、ヴォロンツォフは直ちに在露フランス商人ミッシェル及び外務官僚F・D・ベクテーエフ Feodor Dmitrievich Bekhteev をパリに派遣して同盟交渉を進め、かくして1756年7月には両国大使の相互派遣が合意された。以後フランス政府はナポリ駐在大使ロピタル Paul François de Galucci, Marquis de L'Hôpital を駐露大使(在任:1756-60年)として派遣する一方、ヴォロンツォフは駐仏大使として親仏派のM・P・ベストーージェフ＝リュウミンを任命した。⁽⁵⁰⁾ 続く同盟交渉においてヴォロンツォフは、ロシアがフランスの対英戦争を軍事的に支援する代償として、フランスがオスマン帝国の対露開戦を阻止すべきこと、それが困難な場合はロシアの対土戦争に対して兵力24,000又はその調達に必要な資金を提供すべきこと、以上を要求した。ダグラスはこの提案を拒否して交渉は難航するが、同年8月にプロイセンがシュレジェン侵攻を開始するに至り、フランスにとって仏露同盟の実現はもはや戦争の抑止手段としてではなく、むしろ戦争の遂行手段として不可欠となった。かくして1757年1月(露歴1756年12月)、ロシアのヴェルサイユ条約加盟が署名され、ダグラスはその秘密条項によってロシアの対土戦争に対するフランスの財政支援を約束する一方、ロシア政府はプロイセンに宣戦を布告して七年戦争に介入する。もっともフランス本国政府は露土戦争への関与を拒否し、続く1757年4月の批准に際して当該条項は削除された。⁽⁵¹⁾

以上の同盟関係を基軸に、対普戦争の遂行に不可欠な周辺諸国との友好関係が整備された。まず普露両国の間に位置するポーランドとの関係を見れば、ロシア政府は特使ヴァイマルン Weimarn を派遣してロシア軍隊の領内通過を交渉する一方、同国駐在大使として宰相ベストウージェフと親密なG・I・グロスを解任して副宰相ヴォロンツォフに近いルツィチェフスキ Rzhichevski を任命し、友好関係の構築に努めた。他方ザクセン選帝侯＝ポーランド国王アウグスト三世は、プロイセンのザクセン侵攻を契機としてロシアとの紐帯を指向し、ポーランド領内におけるロシア軍隊の移動・駐留を承認している。⁽⁵²⁾ また奥露両国の背後に控えるオスマン帝国については、フリードリヒ二世が駐土大使K・A・レクシン Karl Adolf von Rexin を派遣して新帝オスマン三世(在位：1754－57年)と接触し、ヴェルサイユ条約諸国を挾撃するべくオスマン帝国の七年戦争介入とハンガリー・ウクライナの回復を示唆したが、これを警戒する駐土オーストリア大使J・P・シュヴァヒハイム Josef Peter von Schwachheim 及び駐土フランス大使C・G・ヴェルジェンヌ Charles Gravier de Vergennes が妨害工作を展開する一方、エリザヴェータ女帝も露土国境で進めてきた要塞建設を中止して友好関係に努め、かくしてオスマン帝国の参戦は回避された。⁽⁵³⁾ さらに、プロイセンの背後に控える北欧諸国との関係を見れば、1757年3月にボンメルン奪回を志向するスウェーデンが仏露両国と同盟してプロイセンに宣戦する一方、逆にホルシュタイン・スウェーデン両国と隣接するデンマークはイギリスから参戦を要請されたものの、これを拒否して1756年に中立を宣言し、かくしてプロイセン包囲体制が完成している。⁽⁵⁴⁾

③ 1757年の政変と七年戦争の膠着

1757年5月、ロシアはプロイセンに宣戦し、幕僚S・F・アブラクシンの指揮する第一次遠征軍は早くも同年8月のグロス・イエーグルスドルフ会戦 Gross-Jägersdorf にてプロイセン軍を破り、東プロイセンの拠点ケーニヒスベルクに進出する準備が整った。⁽⁵⁵⁾ しかしながら前述した如き1756年末におけるエリザヴェータ女帝の病状悪化は、ロシア優位の戦局を大きく左右することになる。なぜなら次期帝位継承者の皇太子ピョートルは敵国プロイセンのフリードリヒ二世を強く敬愛し、また皇太子妃エカチェリーナも母后ヨハンナ・エリザベータの影響からやはりプロイセンに好意を示しており、したがって帝位交代の際にはロシア外交政策の方針が旧来の反プロイセン・親フランス路線から新たに親プロイセン・反フランス路線へと転換することが予想されたからである。このため、守旧派・イギリス派閥の宰相ベストウージェフは、皇太子夫妻、とりわけエカチェリーナに接近することによって英普両国との友好回復を志向したのに対し、革新派・フランス派閥の副宰相ヴォロンツォフ・寵臣I・I・シュヴァーロフらはフランスとの同盟関係を維持するべくエリザヴェータ体制の維持とクーデター計画の阻止に腐心した。かかる本国の政情を察知した前線のアブラクシンは、ベストウージェフを支持する立場から皇太子妃エカチェリーナの即位と対普戦争の終結を期待し、急遽遠征を中断してティルジットに撤退している。この機を捉えてプロイセンは攻勢に転じ、撤退するロシア軍を追撃して緒戦の危機を脱することができた。⁽⁵⁶⁾

このような次期帝位・外交方針をめぐるロシア政府内部の派閥抗争は、英仏両国のロシア外交にも影響を与えている。まず駐露イギリス大使ハンバリー＝ウィリアムズは、親英派の宰相ベストウージェフとの関係を維持する傍ら、親普派の皇太子妃エカチェリーナと接近し、個人資金を融通するとともに頻繁な文通を行い、帝位交代の際にはエカチェリーナの即位を援助することを約束する一方、その代価として聖ペテルブルク協定の発効と英露同盟の発動を期待した。⁽⁵⁷⁾ 他方、フランス外務卿ベルニ Abbé François Joachim Pierre de Bernis は、駐露大使ロピタルに対して親仏派閥シュヴァーロフ・ヴォロンツォフとの連携を指示する一方、今や仏露同盟の存続がひとえにエリザヴェ

ータの存命にかかっていることを理解し、婦人科の専門医 F・ポワソニエ François Poissonnier を派遣して女帝の延命を図った。⁽⁵⁸⁾

④ ヴォロンツォフ体制の確立と七年戦争の展開

最終的にエリザヴェータは病状を回復したことからベストウージェフのクーデター計画は失敗し、アブラクシンも作戦放棄の責任を問われ、前述の如く両名ともヴォロンツォフによって更迭された。以後、新任宰相ヴォロンツォフは本格的な親仏外交＝対普戦争の遂行に着手し、以後合計四回にわたり遠征部隊を派遣している。まず 1758 年 1 月、豊富な実戦経験をもつイギリス出身の V・V・フェルモア Villim Villimovich Fermor (1702 - 71 年) 率いる第二次遠征軍は東プロイセンに侵入してケーニヒスベルクを占領し、ブランデンブルク本土への行軍を開始する一方、フリードリヒ二世は同年 4 月の第二次ウェストミンスター協定によってイギリス政府から資金援助 (年間 670,000 ポンド) を受けつつ、シュレジェンに駐留する主力部隊をブランデンブルク本国に帰還させ、両軍は同年 8 月フランクフルト (オーデル河畔) 近郊のツォルンドルフ Zorndorf にて対峙した。当該会戦ではプロイセンが得意とする斜線陣が有効に作用せず、フリードリヒ二世は戦闘に勝利しながらも多大な損害を受けて撤退した。ただしフェルモアも残存部隊によるポンメルン侵攻の好機を逸して本国に帰還している。⁽⁵⁹⁾ 続く 1759 年、ウクライナ方面部隊の P・S・サルトウイコフ Peter Semenovich Saltykov を司令とする第三次遠征軍が普領シュレジェンに侵攻してオーストリア軍と合流し、同年 6 月のパルツィヒ会戦 Palzig 及び 8 月の陸戦史上名高いクーネルスドルフ会戦 Kunersdorf にてプロイセン軍に多大な損害を与えた。サルトウイコフは直ちにフリードリヒ二世を追走して首都ベルリンに進軍する準備を進めたが、オーストリア軍はむしろシュレジェン侵攻を志向したため、ロシア軍のベルリン入城は断念された。⁽⁶⁰⁾ さらに 1760 年 7 月、サルトウイコフ率いる第四次遠征軍は再びオーストリア軍と合流するべくシュレジェンに侵攻し、同年 9 - 10 月に両軍はついに首都ベルリンを占領している。しかしフリードリヒ二世は一時ザクセンに逃れた後、直ちに攻勢に出てオーストリア軍を駆逐する一方、ポンメルンではロシア海軍のコルベルク Colberg 上陸作戦を阻止し、戦況の大勢に変化は無かった。⁽⁶¹⁾ 最後に 1761 年、幕僚 A・B・プターリン率いる第五次遠征軍が三度シュレジェンに侵攻してオーストリア軍と合流し、同年 8 月のブンツェルピッツ会戦 Bunzelwitz にてプロイセン軍に甚大な損害を与える一方、同年 12 月には P・A・ルミアンツェフ Peter Aleksandrovich Rumiantsev (1725 - 96 年) の部隊がコルベルクを攻略してブランデンブルクへの侵入経路を確保し、ベルリン入城は目前に迫った。⁽⁶²⁾

最後に以上の如き七年戦争の戦況と平行する英仏両国のロシア外交を確認しておこう。まずイギリスではデヴォンシャー内閣 William Cavendish, Duke of Devonshire (在任: 1756 - 57 年)・第二次ニューカスル内閣 (在任: 1757 - 62 年) を通じて國務大臣 W・ピット William Pitt (チャタム伯 1st Earl of Chatham) が外交政策を主導した。ピットは、新興の通商利害が要請する植民地防衛を優先して旧来の王朝的なハノーヴァー外交を放棄し、植民地戦線に軍隊の主力を投入する必要から大陸戦線ではプロイセンに軍事資金を供与して対仏戦争を代行させたが、ロシアに対しては武装中立の立場を示し、1758 年には駐墺大使 R・ケイツを駐露大使として派遣して英露関係の維持に腐心した。この結果ロシアはプロイセンとは実質的交戦状態にあったものの、イギリスとは公式の交戦関係には入ることはなかった。⁽⁶³⁾ この結果イギリスは植民地戦線に戦力を集中することが可能となり、1757 - 58 年にかけてインド・北米いずれの植民地戦線においても優位に立ち、続く「奇跡の年」1759 年においてイギリスの優勢は明らかとなった。さらに 1760 年、イギリス生まれの新王ジョージ三世 (在位: 1760 - 1820 年) が即位してハノーヴァーへの関心が一層後退する一方、戦争

の長期化に伴う国民の厭戦気分が高まるなか、1761年3月には融和派の寵臣J・スチュアート John Stuart (ビュート伯 3rd Earl of Bute) が国務大臣に就任し、以後講和交渉が模索される。

他方フランスでは1758年12月、駐墺大使シヨワズール Étienne François de Stainville, Duke de Choiseul が外務卿に就任したが、対英戦線の膠着を打開するべくロシアの対英参戦を期待し、駐露大使ロピタルを通じて、瑞露両国による武装中立同盟の編成、或いは仏露両軍のイギリス本土上陸作戦を打診したが、いずれも拒否された。⁽⁶⁴⁾ シヨワズールは次にロシアの講和仲介による大陸戦線の終息を試み、ロシア政府に対して、①対普戦争を中止して和平交渉を進めること、②オーストリアを説得してプロイセンにシュレジェンを割譲すること、③東プロイセンに対する自身の領土要求を放棄すること、以上を提案している。しかし当時1759年のクーンルスドルフ会戦に勝利したロシア政府に休戦の意志は無く、むしろフランス政府に対して、①ロシアの東プロイセン併合、②ロシア軍隊のポーランド領内駐留、③オスマン帝国の中立維持、以上の保障を要求している。⁽⁶⁵⁾ 続く1760年、シヨワズールは新任駐露大使として若干29歳の美男ブルタイユ Louis Charles Auguste le Tonnelier, Baron de Breteuil (在任：1760 - 62年) を派遣し、来るべき帝位交代に備えて皇太子妃エカチェリーナとの紐帯を追求する一方、シュヴァーロフ・ヴォロンツォフに対して英仏講和の仲介を依頼した。しかしヴォロンツォフはその条件として東プロイセンの割譲に固執し、依然として講和交渉は停滞した。⁽⁶⁶⁾ かくして仏露同盟はシヨワズールの思惑に反して七年戦争の遂行手段としても講和手段としても十分に機能せず、かくして当該同盟はまさしく「誤った同盟」 Missalliance (L・J・オリヴァー) であることが判明したのである。

註

- (1) これまで本邦のロシア史研究ではエリザヴェータ女帝の外交政策が十分に検討されてきたとは言い難い。例えば、内政分析を中心としたB・O・クリュチェフスキー、前掲邦訳、及び田中他編、前掲書はもとより、対外政策を焦点にした鈴木健夫「ロシア帝国の膨張と『大改革』」歴史学研究会編『民族と国家』(『講座・世界史』第3巻) 東大出版会1995年、所収、にも二大戦争に関する目立った記述はない。他方、ヨーロッパ国際政治史研究においても、二大戦争の意義としてイギリス植民地帝国の確立とプロイセン絶対主義の興隆が強調されるのみで、ロシアの占める位置は等閑視されている。例えば、18世紀国際政治史に関する標準的著作、M. S. Anderson, *Europe in the Eighteenth Century 1713-1783*, 2nd ed., London, 1976, では、ヨーロッパ勢力均衡体系の再編要因として、プロイセン・ロシア新興両国の領土拡張が指摘されているが、うちロシアが台頭した背景としてはピョートル大帝の北方戦争とエカチェリーナ二世の露土戦争が強調される一方で、エリザヴェータ女帝時代におけるオーストリア継承戦争・七年戦争参戦の意義は無視されている。なお、成瀬治「18世紀の国際政治」『岩波講座・世界歴史』第17巻(近代4) 岩波書店1970年、所収、129頁では、「外交革命」の背景として、エリザヴェータ女帝時代のロシアが積極的なヨーロッパ進出政策を開始した事実が示唆されているが、具体的な分析はない。
- (2) フルリー枢機卿の外交政策については、A. M. Wilson, *French Foreign Policy during the Administration of Cardinal Fleury 1726-1743: A Study in Diplomacy and Commercial Development*, Cambridge, Mass., 1936, Chapter 11; J. Black, "French Foreign Policy in the Age of Fleury Reassessed", *English Historical Review*, Vol. 103, 1988.
- (3) スウェーデンでは1739年、緊縮財政・平和外交を志向する穏健なA・ホーン Arvid Horn (メッサ党 Caps) から強硬外交を主張するK・ギレンボルグ Karl Gyllenborg (ハット党 Hats) へと政権が移行し、露土戦争の勃発は失地回復の好機とみなされた。D. Kirby, *Northern Europe in the Early Modern Period: The Baltic World, 1492-1772*, London, 1990, pp. 347-348; S. P. Oakley, *War and Peace in the Baltic, 1560-1790*, London, 1992, pp. 137-138; 百瀬・熊野・村井編『北欧史』(新版・世界各国史21) 山川出版社1998年、159 - 160頁。
- (4) L. Cassels, *The Struggle for the Ottoman Empire 1717-1740*, London, 1966, pp. 115-126, 156-170.

- (5) ウォルポールの外交政策については、J. Black, "Foreign Policy in the Age of Walpole", idem (ed), *Britain in the Age of Walpole*, New York, 1984; idem, *British Foreign Policy in the Age of Walpole*, Edinburgh, 1985.
- (6) オステルマンの外交政策については、M. G. Müller, "Das 'Petrinische Erbe': Russische Großmacht Politik bis 1762", K. Zernack(Hg.), *Vom Randstaat zur Hegemonialmacht*, Stuttgart, 1985 (M. Hellmann(Hg.), *Handbuch der Geschichte Rußlands*, Bd. 2); E. V. Anisimov, "The Imperial Heritage of Peter the Great in the Foreign Policy of His Early Successors", H. Ragsdale (ed.), *Imperial Russian Foreign Policy*, Cambridge, 1993, pp. 28- 33; H. Bagger, "The Role of the Baltic in Russian Foreign Policy, 1721- 1773", H. Ragsdale (ed.), *op. cit.*, pp. 39- 42, 49- 52; 拙稿「バルト海貿易とロシア南下政策」、45 - 50 頁。
- (7) R. Lodge, "The First Anglo- Russian Treaty, 1739- 42", *English Historical Review*, Vol. 43, 1928, pp. 358- 364; K.- H. Ruffmann, "Die diplomatische Vertretung Grossbritanniens am Zarenhof im 18. Jahrhundert", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, N. F., Bd. 1, 1954; ders., "England und der russische Zaren- und Kaisertitel", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, N. F., Bd. 2, 1955.
- (8) W. Mediger, "Friedrich der Große und Rußland", O. Hauser (Hg.), *Friedrich der Große in seiner Zeit*, Böhlau, 1987.
- (9) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 93- 96. オーストリア継承戦争に関しては、R. Browning, *The War of the Austrian Succession*, New York, 1993; M. S. Anderson, *The War of the Austrian Succession, 1740- 1748*, London, 1995.
- (10) D. B. Horn, *Great Britain and Europe in the Eighteenth Century*, Oxford, 1967, pp. 210- 211; J. Black, "British Foreign Policy and the War of the Austrian Succession, 1740- 48: A Research Priority", *Canadian Journal of History*, Vol. 21, 1986.
- (11) R. N. Bain, *op. cit.*, pp. 37- 38; R. Lodge, "Anglo- Russian Treaty", pp. 365- 368.
- (12) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 87- 89; S. P. Oakley, *op. cit.*, pp. 138- 139; D. Kirby, *op. cit.*, pp. 327- 329.
- (13) K. A. Roeder, *Austria's Eastern Question, 1700- 1790*, Princeton, 1982, pp. 94 - 95. 第三次トルコ=ペルシア戦争に関しては、S. J. Shaw, *History of the Ottoman Empire and Modern Turkey*, 2vols., Cambridge, 1976, Vol. 1, pp. 245- 246; L. Lockhart, *Nadir Shah: A Critical Study Based Mainly upon Contemporary Sources*, London, 1938 (Reprint, Jalandhar, 1993), Chapter 22; 永田雄三編『西アジア史』〔II〕イラン・トルコ (新版・世界各国史 9) 山川出版社 2002 年、275 - 277 頁。
- (14) S. Horowitz, "Franco- Russian Relations, 1740- 1746", Ph. D. dissertation, New York University, 1951, pp. 15- 18, 26- 29, 45- 50; R. N. Bain, *op. cit.*, pp. 43- 46; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 28- 31.
- (15) H. Bagger, *op. cit.*, pp. 56- 57; F.- D. Liechtenhan, *La Russie entre en Europe: Elisabeth Ire et la succession d'Autriche (1740- 1750)*, Paris, 1997. なおロシア外交政策にしめるホルシュタイン問題の位置については、E. Hübner, *Staatspolitik und Familieninteresse: Die gottorfische Frage in der russische Außenpolitik, 1741- 1773*, Neumünster, 1984;
- (16) R. N. Bain, *op. cit.*, pp. 125- 126; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 103- 106.
- (17) 1742 年 12 月、スウェーデン前王ウルリーカ・エレオノーラ Ulrika Eneonora (在位：1719 - 20 年) が死去したが、その老夫たる現王フレドリック一世 Fredrik (在位：1720 - 51 年) には依然として嫡子が無く、にわかに次期スウェーデン王位の継承問題が争点として浮上していた。S. P. Oakley, *op. cit.*, pp. 139- 140.
- (18) R. Lodge, "The Treaty of Abo and Swedish Succession", *English Historical Review*, Vol. 43, 1928, pp. 554- 555, 569.
- (19) R. Lodge, "The Treaty of Abo", pp. 549- 550; S. Horowitz, *op. cit.*, Chapter 3. ファルツ家はヴィッテイルスバッハ家と血縁関係を有する故に、ファルツ選帝侯国がスウェーデン王位を確保した場合、フランス・バイエルン・スウェーデン三国のハプスブルク包囲体制を構築することが期待された。
- (20) R. Lodge, "Anglo- Russian Treaty", pp. 370- 374. 条約条文は、C. Jenkinson(ed.), *A Collection of All the Treaties of Peace, Alliance, and Commerce, between Great Britain and Other Powers, from the Treaty signed at Munster in 1648, to the Treaties signed at Paris in 1783*, 3vols., London, 1785 (Reprint, New York, 1969), Vol. 3, pp. 37- 47.

- (21) R. Lodge, "Russia, Prussia, and Great Britain, 1742- 44", *English Historical Review*, Vol. 45, 1930, pp. 580- 585, 593- 598.
- (22) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 90- 91.
- (23) R. Lodge, "Russia, Prussia, and Great Britain", pp. 602- 603; S. Horowitz, *op. cit.*, pp. 29- 31; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 98- 99, 103, 239- 240.
- (24) R. Lodge, "Lord Hyndford's Embassy to Russia, 1744- 9", Part I- II, *English Historical Review*, Vol. 46, 1931.
- (25) R. Lodge, "Russia, Prussia, and Great Britain", pp. 603- 604; S. Horowitz, *op. cit.*, Chapter 4; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 90- 93.
- (26) L. J. Humphrey, *op. cit.*, pp. 10- 11, 162- 163; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 212- 213.
- (27) R. Lodge, "Russia, Prussia, and Great Britain", pp. 603, 606; *idem*, "Lord Hyndford", pp. 58- 62.
- (28) R. Lodge, "Lord Hyndford", pp. 69- 70, 389- 391; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 213- 214.
- (29) H. Bagger, *op. cit.*, pp. 55- 57; S. P. Oakley, *op. cit.*, pp. 141- 142.
- (30) R. N. Bain, *op. cit.*, pp. 122- 124; E. V. Anisimov, *op. cit.*, p. 108. なお未見ながら、1746年の奥露同盟に関しては、P. Karge, *Die russisch-österreichische Allianz von 1746 und ihre Vorgeschichte*, Göttingen, 1887.
- (31) K. A. Roider, *op. cit.*, pp. 99- 101. なお1745年初頭、オスマン帝国はオーストリアに対してオーストリア継承戦争の講和仲介を打診している。しかし外相バーテンシュタインは、そもそも外交手法・言語慣習の異なるイスラム国家がヨーロッパ紛争を仲介することを嫌悪していたのみならず、フランスの伝統的友好国たるオスマン帝国がオーストリアに好意的中立を維持する可能性は低いとみなし、また当のオスマン帝国自身、終息するかに見えたペルシア戦線が再び暗転したため、この計画は頓挫している。ヨーロッパ諸国が介入を期待したのは、オスマン帝国ではなく、あくまでロシアであった。かつてはともにヨーロッパ国際体系の圏外に位置したロシア・トルコの18世紀における明確な差異を看取できよう。K. A. Roider, *op. cit.*, pp. 97- 99.
- (32) S. Horowitz, *op. cit.*, Chapter 6; S. P. Oakley, *op. cit.*, pp. 142- 143; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 108- 109.
- (33) R. Lodge, "Lord Hyndford", pp. 392- 397.
- (34) R. Lodge, "Lord Hyndford", pp. 405- 417.
- (35) R. Lodge, "An Episode in Anglo- Russian Relations during the War of the Austrian Succession", *Transactions of the Royal Historical Society*, 4th Series, Vol. 9, 1926.
- (36) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 109- 110.
- (37) H. H. Kaplan, *Russia and the Outbreak of the Seven Years' War*, Berkley, 1968, pp. 3- 5; M. G. Müller, „Russland und der Siebenjährige Krieg: Beitrag zu einer Kontroverse“, *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 28, 1980.
- (38) H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 12- 13; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 112- 114. なおベストゥージェフはロシアの軍事力を過大評価する反面、プロイセンの軍事力を過小評価し、オーストリア継承戦争末期におけるライン遠征の経験から、対普戦争には30,000 - 40,000程度の兵力で十分と判断していた。しかし1730年代後半の露土戦争を最後にロシアは大規模な戦争の経験をもたず、現実にはエリザヴェータ治世1740年代の中立・平和時代を通じてロシアの軍事能力は大幅に後退していたとされる。E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 114- 118.
- (39) H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 60- 61, 94- 95, 98- 99, 115- 119.
- (40) H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 25- 26; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 111- 112, 214- 215.
- (41) H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 5- 10, 15- 16. ハンバリー＝ウィリアムズはそれまでプロイセン・ザクセン・ポーランド駐在イギリス大使を歴任し、東欧事情に精通した外交官僚ではあったが、しかし失態も多かったことから外交手腕の評価は必ずしも高くなく、駐露大使への任命も専ら首相ニューカスルとの私的人脈によるとされる。なおハンバリー＝ウィリアムズに関しては、未見ながら次の研究がある。D. B. Horn, *Sir Charles Hanbury Williams and European Diplomacy (1747- 58)*, London, 1930.
- (42) H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 16- 17, 22- 24, 38- 42. 同盟条約の条文は、C. Jenkinson (ed.), *op. cit.*, Vol. 3, pp. 30- 37.
- (43) L. J. Oliva, *Misalliance: A Study of French Policy in Russia during the Seven Years' War*, New York, 1964, pp. 6-

- 9, 13- 16, 19- 22; H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 12- 14, 26- 28.
- (44) L. J. Oliva, *op. cit.*, pp. 30- 31; H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 44- 46.
- (45) H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 10- 12, 20- 22; D. F. Doran, *Andrew Mitchell and Anglo- Prussian Diplomatic Relations during the Seven Yaers War*, New York, 1986.
- (46) H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 29- 35. なお七年戦争期イギリスの対プロイセン外交に関しては、J. S. Corbett, *England in the Seven Years' War: A Study in Combined Strategy*, 2vols., London, 1918 (Reprint, 1992); C. Eldon, *England's Subsidy Policy towards the Continental during the Seven Years' War*, Philadelphia, 1938; K. W. Schweizer, *England, Prussia and the Seven Years' War: Studies in Alliance Policies and Diplomacy*, New York, 1989; idem, *War, Politics and Diplomacy: The Anglo- Prussian Alliance, 1756- 1763*, New York, 2001.
- (47) H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 71- 74; L. J. Oliva, *op. cit.*, pp. 34- 35.
- (48) H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 50- 56; L. J. Oliva, *op. cit.*, pp. 31- 32; R. N. Bain, *op. cit.*, pp. 194- 197.
- (49) H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 58- 60, 121- 124; L. J. Oliva, *op. cit.*, pp. 32- 33, 58.
- (50) H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 61- 66, 77- 79, 96- 98; L. J. Oliva, *op. cit.*, pp. 33- 41, 43- 44, 71- 72.
- (51) H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 117- 121; L. J. Oliva, *op. cit.*, pp. 54- 57, 59- 61.
- (52) H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 60- 61, 94- 96, 115- 117.
- (53) H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 60, 102; K. A. Roeder, *op. cit.*, pp. 102- 106.
- (54) D. Kirby, *op. cit.*, pp. 331- 335; S. P. Oakley, *op. cit.*, pp. 146- 149; L. J. Oliva, *op. cit.*, pp. 73- 77. なお北欧諸国の対応については、G. Lind, "The Making of the Neutrality Convention of 1756: France and her Scandinavian Allies", *Scandinavian Journal of History*, Vol. 8, 1983; O. Tuxen, "Principles and Priorities: The Danish View of Neutrality during the Colonial War of 1755- 1763", *Scandinavian Journal of History*, Vol. 13, 1988.
- (55) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 119- 124; R. N. Bain, *op. cit.*, pp. 212- 220.
- (56) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 242- 245.
- (57) H. H. Kaplan, *Seven Years' War*, pp. 105- 109; R. N. Bain, *op. cit.*, pp. 199- 202.
- (58) L. J. Oliva, *op. cit.*, pp. 109- 121, 163- 165.
- (59) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 124- 129. フェルモアについては、*MERSEH*, Vol. 11, p. 112.
- (60) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 130- 139, 209- 210; R. N. Bain, *op. cit.*, pp. 249- 259.
- (61) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 139- 142; R. N. Bain, *op. cit.*, pp. 265- 266.
- (62) E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 142- 143; R. N. Bain, *op. cit.*, pp. 305- 309.
- (63) W・ピットの外交政策については、O. A. Sherrard, *Lord Chatham: Pitt and the Seven Years' War*, London, 1955; K. W. Schweizer, *Frederick the Great, Wiliam Pitt and Lord Bute: The Anglo- Prussian Alliance, 1756- 1763*, New York, 1991. なお七年戦争期イギリスの対ロシア外交に関しては、未見ながら、C. E. Kistler, "British Diplomacy and Russia during the Seven Years' War", Ph. D. dissertation, University of Michigan, 1946.
- (64) L. J. Oliva, *op. cit.*, pp. 136- 142.
- (65) L. J. Oliva, *op. cit.*, pp. 143- 145, 148- 151.
- (66) L. J. Oliva, *op. cit.*, pp. 172- 174, 180- 185.

〔V〕通商条約政策

最後に通商条約政策の展開を検討しよう。通商条約は、一方では通商問題に関わるものとして、ロシアと相手国との貿易関係に立脚した関税政策の延長線上に位置するが、他方では国際条約として、ロシアと相手国との外交関係に強く規定されており、したがって先行諸節で考察してきたエリザヴェータ女帝時代における経済・外交政策の総括としての位置を占めている。この点を意識しつつ、以下イギリス・フランス両国との通商条約交渉について順次確認したい。

(1) 対イギリス通商条約交渉

① オーストリア継承戦争と1734年英露通商条約の更新

黒海進出を指向するアンナ女帝は、1731年の関税改革によって海外貿易の拡大に立脚した軍事財政の整備を指向する一方、1730年の英露国交回復によって露土戦争に必要な後盾を追求し、対するイギリス・ウォルポール内閣はバルト海経由羊毛製品輸出・船舶用品輸入を振興するとともに、フランス包囲体制の一環として英露関係の強化に腐心し、かかる両国の経済的・外交的利害を背景として1734年の英露通商条約が締結された。ただし当該条約・第8条で認可されたロシア領内経由ペルシア通商の特権に関しては、その実現に向けていくつかの障害が存在している。

その第一はイギリス本国の通商規制である。イギリスでは共和制期1651年の航海条例 Navigation Act を継承・拡充した復古王政期1660年の航海条令（「海上憲章」 Carta Maritima）によって第三国経由の外国貿易が禁止されており、例外措置として東インド会社・レヴァント会社は第三国（＝オスマン帝国）経由ペルシア生糸輸入を認可されていたものの、ロシア会社の第三国（＝ロシア帝国）経由ペルシア貿易は依然として規制の対象であった。⁽¹⁾ かかる状況においてアンナ女帝治世末期の1739年、イギリス商人・造船技師J・エルトン John Elton (?-1751) は、ロシア会社の資金援助でアストラハンからカスピ海を南下して対岸のラシュトに航海し、搬送したイギリス毛織物製品を売却するとともに、大量のペルシア生糸を買い付けて巨額の利益をあげている。エルトンはこの結果を本国のロシア会社幹部及び現地の駐露イギリス大使E・フィンチに報告し、ペルシアが生糸輸入・羊毛製品輸出の有望な市場であること、カスピ海経由ペルシア貿易はアルメニア商人を仲介しない故にオスマン領土・インド洋経由ペルシア貿易よりも一層安価な生糸輸入・大量の羊毛製品輸出を実現できること、以上を主張している。⁽²⁾ なおロシア会社に出資するイギリス地主階級も、自己所領における牧羊経営を維持するべく、ペルシア向け羊毛製品輸出に強い関心を示した。⁽³⁾

以上の動きに対して通商問題を管轄するイギリス商務院 Board of Trade は、イングランド銀行重役・総裁を歴任したロシア会社取締役S・ホールデン Samuel Holden（在任：1728 - 35年）の人脈から同社と密接な関係を持ち、⁽⁴⁾ のみならずマルセイユ・レヴァント会社の地中海市場進出によって、ロンドン・レヴァント会社のオスマン経由ペルシア貿易が衰退するに伴い、その代替手段としてロシア領内経由ペルシア貿易に対する期待を強めつつあった。なかでも「ジェンキンスの耳の戦争」によってスペイン・フランス両国が地中海ルートを封鎖し、この結果ペルシア生糸価格が高騰するに及び、ロシア領内を経由する代替ルートの開拓は必至となった。⁽⁵⁾

かくして1740年11月、ロシア会社取締役J・トンプソン John Thompson（在任：1740 - 49年）は、商務院官僚の助言を受けつつ、イギリス議会で航海条令の改正法案を提出した。これに対してレヴァント会社のW・ジョリフ William Jolliffe はフランス商業資本との競争に伴う業績悪化を理由に激しく反対する一方、またグロスターシャー・エセックスの毛織物工業は安価ペルシア生糸製品の輸入による羊毛製品需要の減退を警戒し、ロシア会社によるペルシア産品輸入を承認する交換条件として同社によるペルシア向け羊毛製品輸出の遂行を要求している。他方トンプソンは、イギリスのレヴァント経由ペルシア貿易がフランスの地中海進出によって大幅に減少するなか、新たなロシア経由ペルシア貿易の開拓が生糸輸入・羊毛製品輸出の回復を実現する手段として有望であること、レヴァント会社のペルシア通商はロンドン巨大商人の特権的な商業利害を代弁しているのに対して、地方港・中小商人に開放されたロシア会社のペルシア貿易は国民的な商業利害に貢献しうることを、以上を主張してレヴァント会社の反対を牽制した。改正法案は1741年3月に庶民院を、続く4月に貴族院をそれぞれ通過し、かくして航海条令の改正とロシア会社のペルシア貿易参加が実

現した。その際同社は、毛織物工業の利害を考慮し、ペルシア市場より輸入した各種産品と同等の金額のイギリス羊毛製品をペルシア市場に輸出することを義務付けられた。⁶⁾

第二の障害はロシア現地の通商規制である。航海条例の改正に続く 1740 - 41 年、聖ペテルブルクで活動するイギリス商人は、ペルシア貿易に参入する前提条件として、①カザンにおける商船建造の自由、②カスピ海における航行・寄港の自由、③ロシア船舶によるイギリス商船への救難義務、④ロシア・ペルシア国境移動の自由、⑤アストラハンにおける商品搬出・搬入の自由、⑥アストラハンにおける検疫特権、⑦ペルシア向け盤陀・鉛輸出の解禁、⑧アストラハン知事によるイギリス商人への保護義務、以上の実現をエリザヴェータ政府に申請している。平行してイギリス本国ではロシア会社取締役トンプソンが駐英大使 I・A・シチェルバートフ Ivan Andreevich Shcherbatov に対し、1734 年通商条約・第 8 条の規定を改正してターレル銀貨ではなくルーブリ銀貨による関税納入を認めるよう要求した。これに対してロシア商業参議会は、イギリス商人が請願する上記項目①②③⑧を即座に了承したものの、他の事項については留保した。またトンプソンの要求に関しては、イギリス議会での彼の演説を援用しつつ、ロシア経由のペルシア通商がスミルナ経由のそれに比べてはるかに安価である以上、ロシア政府としてはさらなる便宜を図る理由はないと反論し、むしろ通過関税の納入場所をアストラハンから聖ペテルブルクへと変更する計画すら示唆した。⁷⁾

かくして交渉は停滞したが、イギリス政府はオーストリア継承戦争が拡大するなか軍艦向け資材供給のためバルト海経由ロシア貿易に関心を集中する一方、フランス包囲体制の一角として英露同盟の締結を急ぎ、他方のエリザヴェータ政権もスウェーデン＝ロシア戦争を遂行する手段としてイギリス向け輸出の拡大を梃子とした貿易黒字の確保・軍事財政の拡充に努め、かつスウェーデン包囲の手段として英露同盟の締結を指向した。かくして前述の如く 1742 年の英露同盟が成立したわけであるが、その付帯条項・第 1 条では 1734 年通商条約の現状維持とその更新が確認されており、したがって当該同盟は外交問題と通商問題とを同時に解決した英露関係の総括としての意味をもっている。この結果イギリス商人は旧来の貿易特権を温存することに成功した反面、懸案のペルシア通商に関しては現状維持が確認されるにとどまった。⁸⁾

以上の結果、イギリス商人がペルシア通商に参入する法的条件は整ったのであるが、しかしながら続く第三次トルコ＝ペルシア戦争 (1742 - 46 年) の勃発によってさらなる障害が発生している。まず当該戦争によってペルシア通商の機会が絶対的に減少するなか、前述の如くアストラハンを拠点とするアルメニア商人やアストラハン知事タティシチェフをはじめとする現地ロシア官僚は、イギリス商人の新規参入に強い警戒を示した。またエルトンは、ペルシア君主ナディル・シャーから通商特権を認可された代価としてカスピ海におけるペルシア艦隊の建造を援助しており、これはロシア国防利害にとって重大な脅威となったため、ロシア政府もまたイギリス商人の活動を強く危惧することになった。なかでも 1746 年、ロシア政府がオーストリア継承戦争への参戦に備えてアストラハン方面の国境警備を縮小する一方、ナディル・シャーはトルコ＝ペルシア戦争を終結して本格的なロシア侵攻計画に着手するに至り、危機は頂点に達した。かかる状況においてアストラハン知事タティシチェフはカスピ海で活動するイギリス商人を拘束し、また駐英大使シチェルバートフはイギリス政府に対してエルトンの活動を強く抗議した。これを受けて駐露イギリス大使ティローリは、オーストリア継承戦争の終結にはロシアの参戦が不可欠と判断し、直ちにエルトンに対してイギリスへの帰国を指示する一方、ロシア会社商人 J・ハンウェイ Jonas Hanway もまた現地入りしてエルトンに即時帰国を促した。⁹⁾ しかしながらエルトンはこれに応じず、かくして前述の如く 1746 年の勅令によってエリザヴェータ女帝はイギリス商人のペルシア貿易特権を廃止している。

なお続く 1747 年のナディル・シャー廃位によってペルシア政府の対露戦争は回避され、この結果ロシアのアストラハン支配が維持されるとともに、西方におけるオーストリア継承戦争への介入も可能となったが、イギリス商人のペルシア通商は依然として禁止され続けた。

以上の如く 1734 年の英露通商条約及び 1742 年におけるその更新は、確かにバルト海貿易においてこそイギリスの支配的地位を保証したものの、ペルシア貿易に関してはロシアの経済的・外交的利害からイギリス商人の参入を制限しており、したがって当該条約は必ずしも従来理解されている如き単純な「イギリスの商業的勝利」ではなかったことに留意されたい。

② 七年戦争と1742年英露通商条約の延長交渉

七年戦争の勃発により英露両国は相互に敵対する陣営に帰属したが、両国の交戦関係は回避され、バルト海経由の英露貿易も従前通り展開された。この間、1742 年の英露通商条約は 1758 年に満了しているが、P・I・シュヴァーロフは 1757 年の関税改革によって戦時財政を再建するにはイギリス向け輸出貿易の維持・拡大が不可欠と判断し、エリザヴェータ女帝は 1759 年 9 月の勅令によって 1742 年条約の暫定更新を認めた。以後、宰相 M・I・ヴォロンツォフは当該条約の正式更新に向けて準備を進め、商業委員会に対して条約草案の作成を指示した。その際、市場向け所領経営に従事する貴族階級、及び西欧向け輸出貿易に専心する商業資本は、その経済成長をイギリス向け一次産品輸出の展開に負う反面、イギリス商人の独占行為に対して不満を高めつつあり、1760 年には商業委員会に対して以下の要求を含む陳情書を提出している。すなわち、1742 年通商条約のもとイギリス商人はロシア商人と同等の権利を享受しているのみならず、ロシア商人に義務付けられている国内課税・軍役義務の履行を一切免除され、かくしてロシア輸出・輸入貿易の実質を支配していること、かかる現状を打開するには英露通商条約を改定してイギリス商人への過剰な優遇措置を解消するとともに、ロシア商人に対する保護措置を強化する必要があること、以上である。⁽¹⁰⁾

1761 年 7 月、商業委員会は以上の如き国内資本の不満を踏まえつつ条約草案を作成し、駐露イギリス大使 R・ケイツに対して手交した。その概要は以下の通りである。第一は英露両国商人の通商特権に関してである。まず商業委員会は、ロシア政府が現時点において他国に許可している通商特権こそイギリス商人にも自動的に適用することを従来通り承認したものの、しかしロシア政府が将来において他国に許可する通商特権をイギリス商人に対しても無条件に付与するという文言は条文から削除し、かくして 1734 年条約の規定するイギリスへの最恵国待遇を実質的に解消した（第 2 条）。また商業委員会は、ロシア輸出貿易における両国商人の平等課税、及びイギリス輸入貿易における航海条令の尊重、以上の文言を旧来の条文より削除する一方、イギリス商人の買付商品は当該商人自身の船舶で輸出することのみ許可されとの規定を新たに挿入した（第 4 条）。これは、イギリス商人のロシア輸出貿易に対する過重課税の導入、ロシア商人のイギリス輸入貿易に対する航海条令の免除、かつ現地イギリス商人相互における商品売買の禁止、すなわちイギリス商人による内陸生産者と港湾外国商人とを媒介する中継貿易の禁止、を意味しており、内外通商におけるロシア国内商人の保護を意図するものであった。第二は七年戦争に伴う禁輸措置に関してである。まず商業委員会は、乗組員の三分の二以上をロシア国民によって編成される船舶をロシア商船と見なし、これにヨーロッパ中立諸国港湾における自由入港の権利を認めた（第 3 条）。またイギリスの敵国（＝フランス）との通商活動は占領地帯を除き許可されること（第 8 条）、その際軍需物資（武器・弾薬）の取引は禁止されるが、大麻・亜麻・帆布・帆柱・銑鉄・穀物の取引は許容されること（第 9 条）、イギリス私拿捕船・海軍による不法なロシア商船の停船、船員の拘束、貨物の接收、保釈金の請求、等は即時に停止されること（第 11・12 条）、以上を新たな条項として設定した。⁽¹¹⁾

以上の如く商業委員会の起草した条約草案は、既存の英露通商条約に比してロシア商人の地位を大幅に強化するものであり、イギリス政府はその受入を拒否して交渉は停滞することになる。条約交渉は最終的に続くエカチェリーナ二世時代における 1766 年の英露通商条約へと帰結するが、その交渉過程がもはやイギリス利害を中心に進行したわけではなかったことに注目されたい。⁽¹²⁾

(2) 対フランス通商条約交渉

① オーストリア継承戦争と仏露通商条約交渉

既に 1730 年代後半、フランス宰相フルリー枢機卿は、1734 年の英露通商条約で優位に立つイギリスに対抗するべく独自の仏露通商条約を指向する一方、イギリス包囲体制を補強する手段としてロシアとの友好関係を追求し、ポーランド継承戦争が終結して間もない 1737 年には特使ラリー・トレンダール Lally-Tollendal を派遣して通商条約の締結を打診している。しかし副宰相オステルマンは通商条約の交換条件として、難航する露土戦争への軍事支援を要請したため、フランス政府は盟邦オスマン帝国との友好関係を優先して交渉を中断している。⁽¹³⁾ 続く 1739 年、フルリー枢機卿は駐露大使シュタルディを派遣したが、その際ロシア政情の調査とともに、仏露互惠通商条約を締結する可能性、とりわけフランス産品に対する高率関税を緩和する可能性を探るよう、詳細な指示を与えている。⁽¹⁴⁾ 他方オステルマンは、先に 1734 年の英露通商条約を成就した実績をもつ駐英大使 A・D・カンテミールを駐仏大使として派遣し、オスマン帝国とのベオグラード講和交渉の仲介を交換条件とした通商条約の締結を提起している。しかしながら駐土フランス大使ヴィルヌーヴはむしろオスマン帝国に有利な講和条約を斡旋し、この結果オスマン帝国から 1740 年のカピチュレーション更新を承認されてレヴァント貿易における優位を維持した反面、ロシア政府の不審を招いて仏露通商条約を梃子としたバルト海貿易への進出には失敗している。⁽¹⁵⁾

続く 1740 年代にはオーストリア継承戦争の動向が仏露通商条約交渉に大きな影響を与えている。まずフランス商業資本は、北米・アジア植民地との貿易活動を攪乱されるなか、仏露貿易の振興を求める覚書をフランス政府に提出している。まず 1745 年の覚書は、オランダ商船をはじめとする外国商船の媒介を廃した直接取引の必要を訴え、新たな特権企業「バルト海会社」Compagnie pour la mer Baltique の設立を提言している。それによれば、同社は仏露両国政府の共同出資、及びロシア通商に従事するサン＝マロ・ナント・ボルドー商人の資本参加で必要資金を調達し、総計 12 隻の商船を建造・保有してロシアに繊維製品・酒類・果実・金属雑貨を輸出する一方、ロシアより木材・タール・生糸・油脂・毛皮・皮革を輸入し、これによって海軍艦艇・民間商船向け必要資材を安価に調達できるはずであった。また同じく 1745 年の覚書「フランス・ワインの黒海経由ロシア・ポーランド向け輸出に関する計画」は、ロシア市場をむしろフランス商品の輸出販路として重視するとともに、その輸送経路としてはイギリスの軍事的・経済的優位にあるバルト海域を避け、むしろフランスの勢力圏であるレヴァントから黒海に入るルート提起している点が注目される。⁽¹⁶⁾

他方フランス政府は、オーストリア継承戦争が膠着するなか、エリザヴェータ女帝が英澳両国と同盟して参戦する危険を回避するべく仏露関係の回復を急ぎ、その手段として通商条約の締結に関心を示した。既に 1743 年、フランス外務卿アメローは全権大使ダリオンを派遣した際、ロシア市場がリヨン・トゥール繊維産業にとって有望な輸出市場であること、しかるにイギリス商人の市場独占によってフランス製品の進出が阻害されていること、かかる状況において政治問題よりもまず貿易問題を解決する必要があること、以上を指示している。また 1744 年には有力閣僚の海軍卿 J-F・モールパ Jean-Frédéric Maurepas がダリオンに対して「ロシアにおけるフランス国民の海上

貿易及び海運に関する覚書」を送付し、イギリス海軍に対抗してフランス海軍を増強する際の船材供給地帯としてロシア市場を位置付けつつ、早急に両国の直接通商を確立する必要を強調している。⁽¹⁷⁾ 続く 1745 年、外務卿ダルジャンソンは、ダリオンが仏露同盟交渉が難航するなか、同盟問題とは切り離して通商条約交渉を進めるよう指示するとともに、ポーランド継承戦争が勃発した 1733 年以来空白となっていた聖ペテルブルク領事としてサン・ソヴール Jean- Baptiste de Cury de Saint-Sauveur を派遣した。かくして同年、フランス商人 J・ミッシェルは通商条約草案を作成し、全権大使ダリオン及び領事サン・ソヴールを通じてエリザヴェータ政府に提示している。⁽¹⁸⁾

1745 年の条約草案は、先行する 1734 年の英露通商条約においてイギリス商人が享受する特権を意識しつつ、フランス商人に同等の権利を保証することを主眼としている。まず最恵国待遇条項については、英露条約の第 2・3・4 条がイギリス商人の寄港・居留・商業に関してこの措置を保証しているのに対して、フランス草案では第 3・21・24・33 条がフランス商人に対する最恵国待遇の採用を規定している。次に関税納入方法については、英露条約・第 5 条が当時ヨーロッパ商人のなかで唯一イギリス商人に対してのみ 1 ライヒスターレル = 125 コペイカの換算割合でのロシア現地通貨による納入を承認したのを受け、フランス草案・第 6 条はフランス商人に対して同様の原則を適用するよう規定している。また関税税率について、英露条約・第 27 条はイギリス羊毛製品に対する優遇税率を採用しているが、対するフランス草案・第 13 条はフランスの各種酒類（ワイン・ブランデー・リキュール）に対する輸入関税の 25 % 免除を要求した。さらに訴訟問題については、英露条約・第 19 - 20 条がイギリス商人に対して商業参議会への提訴権及び帳簿・文書の秘密保全を保証したのに対して、フランス草案・第 24 - 27 条はフランス商人に対する同様の権利を規定している。なおペルシア通商に関しては、英露条約・第 8 条がイギリス商人に対して領内經由ペルシア貿易の特権を供与したものの、前述した如くロシア政府がイギリス商人の活動を警戒して当該特権を解消した経緯を考慮し、フランス草案はペルシア通商特権の獲得を放棄している。⁽¹⁹⁾

しかしながら続く 1747 年、前述の如く宰相 A・P・ベストーージェフ＝リューミンは英澳両国との紐帯を強化してオーストリア継承戦争に参戦し、仏普両国と戦争状態に入った。この結果 1748 年に全権大使ダリオン及び領事サン・ソヴールは相次いで帰国し、以後 8 年間にわたって両国の国交は断絶したため、ここに仏露通商条約の計画は挫折している。⁽²⁰⁾

② 七年戦争と仏露通商条約交渉

1750 年代の仏露通商条約交渉は七年戦争の推移に左右されながら進行する。まずフランス商人は、植民地市場との海上交通が混乱するなか、各種一次産品輸入の代替市場としてロシア通商に対する関心を一層高めたのみならず、1757 年のロシア関税改革によって奢侈品を中心とするフランス産品への輸入関税が強化されるに伴い、通商条約の締結は緊急課題となった。まず聖ペテルブルクで通商活動を展開するフランス商人 J・ミッシェル及び J・ラインパールは、前述の如くウクライナでのタバコ生産・輸出事業に着手するなか、1755 - 56 年に来訪した密使ダグラスに仏露通商の振興を打診する一方、1757 年より赴任した新任大使ロピタル及び領事サン・ソヴールに対して一連の請願活動を展開している。すなわち、ロシアはフランス産品に対して高い需要を持ち、年間 100,000,000 リーヴルのフランス産品を輸入していること、他方フランスは年間 30,000,000 リーヴルのロシア産品を輸入していること、対してロシアのイギリス産品に対する需要・輸入はその一割程度にとどまっていること、にもかかわらず仏露両国の通商活動は外国商人によって間接的に実施されており、フランス利害にとって多大な損害となっていること、ロシアとの直接通商が実現すればフランスは各種一次産品を他の海外市場のわずか半額で調達することが可能であること、以上を

指摘して仏露両国の直接通商の実現を主張した。その手段として特許会社の設立を提起し、外国商人・貴族階級の経営参加、国庫の補助金給付と赤字補填、フランス内外関税の免除、フランス海軍向け船舶必需品供給の独占、ロシア通商に対する 20 年期限の独占、要するにかつてコルベールが推進した特許会社と同等の権利を要求している。この 1757 年には他にも多数の覚書がフランス政府に寄せられ、ルーアンの N・ボードゥイン商会及びパリのボージョン＝グーセン商会は、これまで仏露貿易を仲介してきたアムステルダムของホープ商会と提携して特許会社を設立する計画を示唆している。対照的にルーアンのゴードン商会は、1734 年の英露通商条約によってイギリス製品への課税が優遇されている一方、1757 年の関税改革によってフランス商品への関税が強化されていることに対する不満を高め、仏露通商条約によって関税障壁を解消するとともにイギリス・オランダ商人に対抗したフランス独自のバルト海貿易を展開する必要を訴えている。⁽²¹⁾

また当該期にはイギリス主導のバルト海經由ルートに対抗した新たな黒海經由ルートの開拓を訴える覚書も多数提出されている。とりわけ 1760 年の「新たな仏露通商に関する覚書」は、アゾフ海又はその近郊における港湾都市の建設によって、クリミア周辺にて産出される穀物・ロープ・マスト・食肉・獣皮・石鹼を直接輸入しうるのみならず、旧来聖ペテルブルク・リガ經由で搬送されてきた産品についても国内河川を通じて一度南部ロシアに搬送し、その上で黒海經由にて輸入することが可能であること、さらにはロシアのみならずポーランド・サーカシア・カザーク・ペルシアとの通商関係の開拓をも期待しうること、これによってバルト海を舞台に展開されてきたイギリス商人のロシア貿易独占に多大な打撃を及ぼしうること、ただしフランス商人は黒海の高運事情に疎い故にオスマン臣民たるギリシア商人を雇用するべきであること、等々を指摘している。⁽²²⁾

他方、フランス政府は 1757 年の仏露同盟によって仏露関係を回復する一方、その紐帯を維持・強化する手段として通商条約の締結にも強い関心を寄せた。このためロシア現地の外務官僚はフランス資本の請願活動に対して好意的態度を示している。まず密使ダグラスは、特許会社の認可による通商関係の発達は仏露同盟の強化に貢献するのみならず、敵国イギリスの海外貿易を攪乱する効果をもつとみなし、仏露通商条約の参考とするべく 1734 年英露通商条約に関する資料をフランス本国に送付している。また駐露大使ロピタルは、前任地の両シチリア王国における英仏通商競争の現状を踏まえ、仏露通商条約の締結はフランス商人の通商活動を促進するのみならず、1757 年関税の弊害を緩和するものと期待した。さらに領事サン・ソヴールは、1757 年の政変で親英的なベストウージェフ政権が崩壊するとともに、1758 年には 1734 年 (1742 年) の英露通商条約が満了してその更新交渉が難航している状況を指摘しつつ、仏露通商に関して楽観的展望を示している。⁽²³⁾

また黒海經由ロシア通商の可能性に関しては、むしろオスマン帝国に駐在するスミルナ領事ペイソネル Charles- Claude de Peyssonnel (又は Peyssonnel・Peyssonel : 1727 - 90 年) が興味を示し、1753 年にクリミア汗国を訪問した際には、同国を中継地点としたポーランドからタタールへの繊維製品・皮革・毛皮輸出、及びフランスからポーランドへのコーヒー・砂糖・香料輸出の可能性を示唆している。⁽²⁴⁾ またフランス本国でも外務卿ショワズールが黒海通商の振興に好意を示し、「南部ロシアは作物の販売市場を拡大して収穫・人口とも拡大してゆくことが期待されるが、当地の豊富・多様な農業産品は複数の大河を經由して今や黒海沿岸にその販路を求めつつある。地中海を支配するフランスは、現在北方で入手している産品のほとんどを、またフランス工業製品の広大な販路を、今後このルートを通じて獲得しうることを忘れるべきではない」として、多大な期待を寄せた。⁽²⁵⁾

しかしながら黒海貿易の開拓に関しては国王機密 C・F・ブロイ Charles François Broglie が批判的見方を示した。すなわち、「ロシアはコンスタンチノーブル經由でのフランス＝南部ロシア通商

の確立を示唆しつつフランスとの通商条約交渉を志向しているが、ロシア黒海貿易の実現にはオスマン政府の同意が必要であり、かつオスマン政府の同意を得られるか否かはフランス政府の態度にかかっている。ロシアの対仏通商提案は一つの作戦であって、ロシアはただオスマン帝国に外国船舶の海峡通行を受諾させる手段を追求しているにすぎない。ロシアはフランス海外貿易の発展を口実としながら、実はロシア自身の黒海貿易の実現を期待しているのである」。のみならず、フランス政府がオスマン帝国に黒海貿易の開放を要求しても、オスマン政府がこれを了承する可能性は低く、むしろフランスに対するオスマン政府の疑念を招いて旧来の仏土関係を損なう危険すらあった。同じく海軍卿は、フランス黒海貿易の実現はバルト海貿易の劣勢を補完する効果をもつとはいえ、ロシア黒海貿易の支援による仏土同盟の解体はそれ以上に多大な損害を意味するとして、プロイの警告を支持している。海軍卿は仏露通商の問題としてむしろロシア関税制度の不備を指摘しており、1757年の関税改革が奢侈品への輸入関税を強化した結果、フランスの主力輸出品たる奢侈品が従価164%の不当に高い課税を受ける一方、イギリスの安価工業製品は従価50%の課税を受けるにすぎず、かかる差別関税を解消して1754年関税に復帰することが肝要であるとした。⁽²⁶⁾

以上の議論を踏まえ、1760年に外務卿ショワズールは駐露大使ブルタイユに宛てて一連の覚書を送付し、仏露通商の経路としては従来通りバルト海貿易を重視する一方、停滞する七年戦争の戦局を打開するべく、仏露通商条約の締結を代価としてエリザヴェータ政府に講和工作を依頼するよう指示している。これを受けて1761年、ブルタイユは新たな条約草案を作成してロシア政府に提示し、仏露通商条約の締結によるイギリス独占体制の解体がロシア海外貿易の発展にとって有益であることを示唆する一方、その交換条件として英仏戦争の講和仲介を打診した。⁽²⁷⁾

しかしながらベルリン進軍を目前に控えた宰相M・I・ヴォロンツォフはプロイセンとの早期講和の必要を認めず、また商業委員会は最大の貿易相手国イギリスとの貿易関係を考慮して仏露通商条約の締結に慎重な態度を示し、むしろその独自の通商思想・政策論争の展開を踏まえて、ブルタイユの提示したフランス政府原案に対して批判的見解を示している。⁽²⁸⁾ まずフランス草案・第2条は、通商条約の適用地域を「ヨーロッパにおける両国のあらゆる領土」に限定し、1734年の英露通商条約と同じく新大陸・アジアのフランス植民地をその対象から除外しており、したがってロシア商人に対してフランス植民地貿易への参入を禁止している。この規定に関して商業委員会はあえて異議を唱えなかったが、これは必ずしもフランスの保護主義に屈したことを意味するわけではなく、むしろ通商条約の対象からペルシア・アジア市場を排除することによって、フランス商人がロシア領内経由ペルシア貿易に参入する危険を回避するためであった。次にフランス草案・第3条はロシア商船の定義として「当該船舶の乗員三分の二以上がロシア国民で編成される」ことを要求し、したがって1734年英露通商条約における「乗員三分の二以上で編成される必要はない」とする規定を削除した。これは仏露通商が従来如くイギリスはじめ第三国によって展開されることを警戒した措置であったが、対して商業委員会はむしろ自国商船団の未熟を自覚しつつ、従来通り第三国商人への依存を許容する態度を示している。またフランス草案・第4条は、フランス港湾に入港するロシア商船に対して、その貨物が第三国港湾で積載された場合には一定の入港税を納入すべきことを要求している。この条項は関税収入を重要な基礎とするフランス国家財政の事情、あるいはフランス東インド会社の貿易特権を保護する必要に由来するものであった。しかしながら商業委員会は両国相互の自由通商を規定した他の条項との矛盾を指摘し、その撤廃を主張している。さらにフランス草案・第5条はフランス商人によるロシア通貨での関税納入、及びその際における1ライヒスターレル=125コペイカの換算割合の採用を規定し、1734年英露通商条約のもと旧来唯

イギリス商人のみ享受してきた特権をフランス商人にも適用するよう画策した。商業委員会はこの要求に譲歩したが、換算割合としては1ライヒスターレル=82コペイカを主張している。⁽²⁹⁾

かくして交渉は依然難航したが、それでも新たなフランスとの条約交渉の試みは、これまでイギリスとのバルト海貿易を基調としてきたロシア海外貿易の転換を予告するものとして、さらには後のエカチェリーナ二世時代を実現する1787年仏露通商条約の原型をなすものとして、ロシア海外貿易史上において一定の意義を有すると言えよう。⁽³⁰⁾

註

- (1) 1660年航海条例については、島谷英郎「英国航海条例の変遷」『法学研究』第22巻1949年、片山幸一「イギリス海外貿易と航海条例」『明星大学・経済学研究紀要』第11号1979年、川瀬進「17世紀における航海条例の展開」『徳山大学論叢』第19号1983年。レヴァント会社の通商特権については、A. C. Wood, *A History of the Levant Company*, London, 1935; 永沼博道「近世ヨーロッパ国際商業における保護と統制——イギリスのレヴァント貿易の事例——」『関西大学・商学論集』第19巻1975年。
- (2) D. K. Reading, *op. cit.*, pp. 239-242; J. Newman, "Russian Foreign Trade", pp. 117-119. 既に1730年代前半よりエルトンはロシア領土を経由する東方貿易の開拓に強い関心を示し、1732年には英露通商条約交渉を進める駐英大使A・D・カンテミールに対して「アルハングリスクから日本・インド・アメリカへの海上航路探検計画」を提示している。その後エルトンは彼の計画に関心を示したロシア元老院の招聘でオレンブルク知事タティシチェフの探検事業に参加し、その際に産塩地帯として有名なエルトン湖Lake Eltonを発見しており、以後アストラハン経由の東方貿易に強い関心を示すことになった。なお当時イギリスではエルトンの探検活動を紹介する以下の書物が発表されており、ペルシア通商に対するイギリス商人の強い関心がうかがえる。Anonymous, *A Journey through Russia into Persia by Two English Gentlemen, Who Went in the Year 1739, from Petersburg, in Order to Make a Discovery How the Trade from Great Britain Might be Carried on from Astracan over the Caspian: To Which Is Annexed, a Summary Account of the Rise of the Famous Kouli Kan, and His Successes, till He Seated Himself on the Persian Throne*, London, 1742.
- (3) N. C. Hunt, "The Russia Company and the Government, 1730-42", *Oxford Slavonic Papers*, Vol. 7, 1957, pp. 31-34, 64-65.
- (4) N. C. Hunt, *op. cit.*, pp. 62-63.
- (5) N. C. Hunt, *op. cit.*, pp. 63-64. なお18世紀レヴァント貿易をめぐるイギリス・フランスの角逐については、服部春彦「近世のレヴァント貿易とフランスの毛織物」『西洋史研究』新輯第13号1984年(同『フランス近代貿易の生成と展開』ミネルヴァ書房1992年、に再録)、深沢克己「レヴァント貿易と綿布」『土地制度史学』第109号1985年、同「18世紀のレヴァント貿易とラングドック毛織物工業——アレppo向け毛織物輸出の変動めぐって——」同上誌第125号1989年、川分圭子「近代英国のレヴァント貿易——18世紀の衰退について——」『史林』第73巻1990年; R. Davis, "English Imports from the Middle East 1580-1780", M. A. Cook (ed.), *Studies in the Economic History of the Middle East from the Rise of Islam to the Present Day*, London, 1970, pp. 193-201.
- (6) D. K. Reading, *op. cit.*, pp. 242-246; N. C. Hunt, *op. cit.*, pp. 58-62; D. S. Macmillan, "The Russia Company of London in the Eighteenth Century: The Effective Survival of a 'Regulated' Chartered Company", *Guildhall Miscellany*, Vol. 4, 1973, pp. 227-228.
- (7) D. K. Reading, *op. cit.*, pp. 246-249.
- (8) 1742年英露条約・付帯条項の条文は、C. Jenkinson (ed.), *op. cit.*, Vol. 3, pp. 44-47.
- (9) D. K. Reading, *op. cit.*, pp. 252-257; J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 177-178. なおハンウェイは、エルトンの説得に失敗して帰国した後、以下の著作を公刊してロシア経由ペルシア通商の意義を訴えている。J. Hanway, *An Historical Account of the British Trade over the Caspian Sea: With a Journal of Travels from London through Russia into Persia, and back through Russia, Germany and Holland*, London, 1753.

- (10) P. H. Clendenning, "The Background and Negotiations for the Anglo- Russian Commercial Treaty of 1766", A. G. Cross (ed.), *Great Britain and Russia in the Eighteenth Century: Contacts and Comparison*, Newtonville, Mass., 1979, pp. 148- 149.
- (11) H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce with Great Britain during the Reign of Catherine II*, Philadelphia, 1995, pp. 9- 12.
- (12) 1766年の英露通商条約については、P. H. Clendenning, "The Anglo- Russian Trade Treaty of 1766: An Example of 18th- Century Power Group Interests", *Journal of European Economic History*, Vol. 19, 1990; K. R. Schmidt, "The Treaty between Great Britain and Russia, 1766: A Study on the Development of Count Panin's Northern System", *Scando- Slavica*, Vol. 1, 1954.
- (13) F. Fox, op. cit., pp. 50- 52.
- (14) S. Horowitz, op. cit., pp. 15- 16.
- (15) P. Masson, *Histoire de commerce français dans le Levant au XVIII siècle*, Paris, 1896 (Reprint, New York, 1967), pp. 639- 641; 拙稿「オスマン帝国の黒海穀物貿易独占」(下) 30 - 33 頁。
- (16) F. Fox, op. cit., pp. 55- 57, 64; S. Rojdestvensky/ I. Lubimenko, op. cit., pp. 395- 396.
- (17) F. Fox, op. cit., pp. 53- 55.
- (18) F. Fox, op. cit., pp. 57- 58; P. W. Bamford, op. cit., pp. 143- 144.
- (19) F. Fox, op. cit., pp. 58- 64, 349- 350; S. Rojdestvensky/ I. Lubimenko, op. cit., pp. 392- 394.
- (20) F. Fox, op. cit., pp. 64- 65.
- (21) F. Fox, op. cit., pp. 66- 74; P. W. Bamford, op. cit., pp. 144- 146; L. J. Oliva, op. cit., pp. 125- 127.
- (22) F. Fox, op. cit., pp. 74- 75, 81- 82; L. J. Oliva, op. cit., pp. 127- 128.
- (23) F. Fox, op. cit., pp. 68- 71; L. J. Oliva, op. cit., pp. 126- 127, 165- 166.
- (24) F. Fox, op. cit., pp. 191- 192; P. Masson, op. cit., pp. 642- 643; I. Reyhman, "Le commerce polonais en Mer Noire au XVIIIe siècle par le port de Kherson", *Cahiers du monde russe et soviétique*, Vol. 7, 1966, p. 239; H. Klimesz, "Poland's Trade through the Black Sea in the Eighteenth Century", *Polish Review*, Vol. 15, 1970, pp. 66- 67. なおペysonネルは後に『黒海貿易概論』(1787年) *Traité sur le commerce de la mer Noire*, 2 toms, Paris, 1787 を著してフランスの黒海貿易参入を主張しており、1787年における仏露通商条約の締結を推進したイデオログとして重要である。ペysonネルについては、V. Mihordea, "Charles de Peyssonnel", *Balkanica*, Vol. 5, 1942; G. I. Bratianu, "Les observations de M. de Payssonnel en 1777", *Revue historique du sud- est européen*, Vol. 6, 1929.
- (25) H. Klimesz, op. cit., pp. 65- 66.
- (26) F. Fox, op. cit., pp. 74- 75; L. J. Oliva, op. cit., pp. 128- 129, 166- 167.
- (27) F. Fox, op. cit., pp. 79- 80.
- (28) F. Fox, op. cit., pp. 80- 81, 87- 88.
- (29) F. Fox, op. cit., pp. 89- 100; L. J. Oliva, op. cit., pp. 190- 191.
- (30) 1787年の仏露通商条約については、F. Fox, op. cit., Chapter 10; idem, "Negotiating with the Russians: Ambassador Ségur's Mission to Saint- Petersburg, 1784- 1789", *French Historical Studies*, Vol. 7, 1971; J. I. Van Regemorter, "Commerce et politique: Préparation et négociation du traité franco- russe de 1787", *Cahier du monde russe et soviétique*, Vol.4, 1963.

〔VI〕ピョートル三世時代における経済・外交政策の転換

以上、エリザヴェータ女帝時代の政策展開を検討してきたが、最後にピョートル三世時代の政策展開に関して若干の考察を与えておこう。周知の如く、1762年1月(露暦1761年12月)にエリザヴェータ女帝が崩御すると、皇太子ピョートルが新帝ピョートル三世(在位:1762年1-7月)として即位したが、続く1762年7月(露歴1762年6月)の政変にて廃位され、その皇后エカチェ

リーナがエカチェリーナ二世として即位する。かかる統治の短期性の故にこれまでピョートル三世治世は単なるエピソードとして語られるにすぎず、また廃位の原因として人格的な欠点や政策上の失態が指摘されてきたが、エリザヴェータ女帝時代からエカチェリーナ二世時代への移行を展望する上で、両帝治世を媒介したピョートル三世時代の分析は不可欠と思われる。⁽¹⁾

(1) 支配体制

ピョートル三世は、自身の即位を支持した宰相M・I・ヴォロンツォフ及び立法委員会議長R・I・ヴォロンツォフを引き続き登用する一方、エリザヴェータ女帝体制を支援してきた政府高官の肅正と若手官僚の登用を進めた。とりわけシュヴァーローフ門の後退は顕著で、P・I・シュヴァーローフは女帝崩御の直後1762年1月に死没する一方、A・I・シュヴァーローフは1762年2月に警視總監を退任し、さらに先帝の寵臣I・I・シュヴァーローフも後の1763年にはヴォルテールを頼ってフランスへと亡命した。また歴代の元老院議長トルベツコイ・シャホフスコイ兩名も失脚している。他方、宮廷会議の書記D・V・ヴォルコフが特別顧問 *privy secretary*・外務参議会議長官に就任する一方、立法委員会の委員A・I・グレヴォフは元老院議長に、また失脚したトルベツコイの子息P・N・トルベツコイ Petr Nikitich Trubetskoi (1721 - 64年) は元老院書記にそれぞれ任命され、高級官僚の世代交代が進んだ。なおN・I・パーニンは1760年にスウェーデン大使の任務を終えて帰国し、以来皇太子パーヴェルの個人教師として任用されている。⁽²⁾

他方ピョートル三世は既存組織の再編を進め、1762年1 - 2月において宮廷会議及び秘密警察を順次廃止するとともに、続く6月にはエリザヴェータ女帝時代に貴族階級の拠点として興隆した元老院の立法権を停止している。平行して各参議会の権限を回復し、外交政策の権限を外務参議会に返還する一方、商業委員会を解散して商業参議会に吸収した。また軍事に関してはプロイセンの国制を模範として「評議会」*Council / General Direktrium*を設置したが、その成員には上記の高級官僚に加えて祖国ホルシュタイン公国より招聘したドイツ人親族が含まれた。⁽³⁾

以上の支持基盤を前提にピョートル三世は一連の内政改革を展開している。まず1762年2月には「貴族の自由についての布告」(所謂「貴族解放令」)を發布し、エリザヴェータ時代末期にR・I・ヴォロンツォフが作成した立法委員会の原案を尊重しつつ、貴族の勤務制度を最終的に廃止するとともに、貴族階級の農奴支配を保証している。この結果、貴族階級はかねてその弊害を訴えてきた国家勤務の義務から漸く解放され、農奴労働に立脚した所領経営に専念することが可能となる一方、逆にピョートル三世としては宮廷官僚の寡頭支配・派閥抗争から脱却した独自の政策展開を実現したと言える。この原則は続くエカチェリーナ二世治世1785年の「貴族への恵与状」(所謂「ロシア貴族の金印勅書」)にて集成されることになる。⁽⁴⁾ また1762年3月には修道院領の世俗化を布告して教会領農民を国有地農民として編入し、これによってギリシア正教会への統制を強化するとともに、国家財政の基盤拡充を実現した。これはピョートル三世によるギリシア正教会への冒涇を意味する行為として、同帝が失脚した一因に数えられているが、現実には続くエカチェリーナ二世も1764年にこの原則を再認している。⁽⁵⁾

(2) 経済政策

次にピョートル三世時代の経済政策について、財政・通商の二大部門を焦点に検討しよう。

まず国家財政の動向を見れば(表18)、先帝以来継続されてきた七年戦争によって軍事経費は膨張を続け、ピョートル三世治世においてその規模は平時の三倍に相当した。他方財政収入は直接税の人頭税が34%、専売収入(塩・火酒)が24%、その他の間接税が6%を占めたが、相次ぐ税率

表18：ロシア国家財政 1762年

(ルーブリ・%)

| 歳入 | | 歳出 | |
|-------------------------------|------------------|---------|------------------|
| 人頭税 | 5,212,685 (34) | 軍事費 | 10,418,747 (63) |
| 火酒税 | 986,950 (6) | 官房費 | 1,150,000 (7) |
| 塩税 | 1,302,867 (9) | | |
| 1756年改革に伴う 塩税に 伴う 小計 | 1,440,905 (9) | | |
| 関税 | 3,730,722 (24) | 皇室費 | 603,333 (4) |
| シベリア関税 | 591,495 (4) | ウクライナ統治 | 98,147 (1) |
| シエミヤキン請負 | 1,405,711 (9) | | |
| 小計 | 1,997,206 (13) | 行政費 | 4,232,432 (26) |
| 貨幣改鑄 | 597,383 (4) | 臨時課税 | 956,579 (6) |
| 国有地地代 | 455,514 (3) | 総計 | 16,502,659 (100) |
| 雑収入 | 2,400,545 (16) | | |
| 臨時課税 | 956,579 (6) | | |
| 総計 | 15,350,634 (100) | | |

【典拠】C. S. Leonard, *op. cit.*, p. 91. なお表中のシエミヤキンは前述のコンスタンチノーブル貿易会社に関与したカルーガ商人シエミヤキンと同一人物と思われるが、詳細は不明である。

引上によって税収拡大はほぼ限界に達していた。⁽⁶⁾

以上の財政問題を解決するべく、新任の元老院議長A・I・グレヴォフによって一連の財政政策が展開されている。まず租税に関しては、エリザヴェータ女帝時代の火酒・塩税引上によって間接税収入は限界に達していたため、新たな税源として直接税（人頭税）の増徴が画策された。また上述の貴族勤務の廃止・教会所領の接収は、行政的には貴族・教会の政策関与を抑制する効果をもつとともに、財政的には貴族階級の所領経営を振興することによって貴族の農奴支配・地代＝人頭税徴収を強化し、また教会の農民支配・地代徴収を禁止することによって国家の農民支配・人頭税徴収を強化し、かくして税源基盤を拡充することが期待された。⁽⁷⁾ なお1762年2月には宗教寛容令が發布され、これまで異端とされ弾圧されてきた古儀式派 Old Believers の信仰が公認されているが、これは必ずしもギリシア正教に対するピョートル三世の背信行為を意味せず、むしろ古儀式派の浸透している商人の活動を保護するとともに、信仰の自由を求めてポーランドに逃亡していた農民の帰村を促すことによって、税収基盤としての国内生産力の発展を保證する効果をもったと言える。現に古儀式派の公認は続くエカチェリーナ二世によっても維持されている。⁽⁸⁾

同時に一層安易な財源創出手段として、既にエリザヴェータ時代末期の1760-61年にP・I・シュヴァーロフが提起していた通貨悪鑄計画が再び注目され、1762年1月に実行された。この結果、コペイカ銅貨の純分は16ルーブリ／ブードから32ルーブリ／ブードへとさらに半減され、またルーブリ銀貨の純度も77%から72%へと削減された。以上の通貨改革により続く6ヶ月で総額2,500,000ルーブリの財源が創出されたとされる。⁽⁹⁾ なお1762年5月には「発券銀行」Assignat Bankの設立と紙幣発行が計画された。この試みは未遂に終わっているが、後の1768年にはエカチェリーナ二世によってアッシグナツィヤ紙幣の発行が実行されることになる。⁽¹⁰⁾ 同時に外国金融機関からの借入が計画され、1762年5月にA・I・グレヴォフはオランダの二行に4%利子にて総額3-4,000,000ルーブリの借款供与を依頼している。しかしロシア政府の支払能力に対する疑念から交渉は難航し、一時は6-7%の高率利子が提起されたにもかかわらず計画は失敗した。⁽¹¹⁾

他方の貿易政策は、ピョートル三世の特別顧問D・V・ヴォルコフによって牽引された。ヴォルコフは前述の如く既にエリザヴェータ治世末期の商業委員会において農業生産の拡充を基盤とする

自由貿易の採用を主張していたが、その政策思想は 1762 年 3 月の「独占貿易の廃止と自由貿易の確立」に関する勅令として結実している。その第 1 条は、「ロシアの穀物は世界を養うことができる。国産穀物は大半が火酒生産に充当されるほど潤沢であり、その価格は農民が納税に必要な分量のみ収穫するにとどまっているほど低廉である。しかるに広大な穀物生産地帯の多くが未開墾のままである。我々は穀物生産を奨励して穀物輸出を拡大するべく検討を始めなければならない」、また「我々は国内に良好な港湾都市を保有しており、オレンブルクを經由してアジア・インド・北米西岸に到達できるのみならず、黒海を經由するエジプト・アフリカへの道が未開拓のまま残されている」として、バルト海・白海諸港及びカスピ海・黒海諸港の全てに国産穀物の海外輸出を認め、特にバルト海諸港(リガ・レヴァル・ペルノフ Pernov)では輸出関税の半額を免除した。第 2 条は、ウクライナにおける穀物・食肉・家畜輸出の自由、及びバルト海諸港におけるウクライナ産品への輸出関税の減免、すなわち輸送経費の面でポーランド産品に劣るウクライナ産品への優遇措置、を規定している。第 3 条は、アルハンゲリスクにおける獣脂産業への保護措置(海外輸出の禁止・高率輸入関税の設定)の撤廃、及び家畜・海獣・獣脂の自由輸出、輸入関税への 2% 付加税及び他のあらゆる禁輸措置の撤廃、以上を規定するとともに、今後は外国商人に自由港として解放し、かつカザン・シベリア穀物の搬出拠点として機能することが期待されている。第 7 条はより生産経費の高い産品であるダイオウ rhubarb、亜麻製品、ピッチ、タール、灰汁、以上の生産・輸出に対する独占制度を撤廃し、逆に繊維産業・精糖産業に対しては外国産品の自由輸入を規制した。第 9 条は、ペルシアとのカスピ海貿易及びコンスタンチノーブルとの黒海貿易における特権会社制度の廃止、ロシア地方商人及びイタリア・ギリシア商人の参入奨励、を規定した。以上の如き輸出産品としての穀物の重視、その供給源泉としてのウクライナ開発、及び搬出経路としての南北諸港の開発、等々の主張は、これまで専ら聖ペテルブルク拠点の船舶用品輸出に特化してきたロシア輸出貿易の変革を意図するものとして注目し値する。⁽¹²⁾

この 1762 年 3 月の自由貿易勅令に対して、これまで種々の特権によって輸出産業を独占してきた貴族階級は強い警戒を示した。なかでも同年 4 - 5 月には貴族階級の後盾たる元老院が当該勅令の撤廃を求める一連の抗議行動を展開し、ダイオウ専売制度の復活、木材輸出のナルヴァー港への限定、木材加工に必要な灰汁・ピッチの輸出規制、軍服生産に必要な狭布・粗糸への関税維持、国庫財源として重要なリガ・アルハンゲリスクの関税維持、貴族階級による各種独占特権・徴税請負制度の維持、以上を要求した。加えて元老院は、穀物輸出の拡大が国内穀物の不足を招いて穀物価格の上昇に帰結すること、穀物輸出の拡大よりも国内穀物の備蓄を優先し、穀物輸出は余剰穀物が存在する場合のみ限定する必要があること、を指摘している。対して同じく元老院議員でも、R・I・ヴォロンツォフの子息 A・R・ヴォロンツォフ Alexander Romanovich Volontsov (1741 - 1805 年) はその重農主義傾向からむしろヴォルコフと見解を共有し、まず穀物価格の上昇はロシア穀物生産者の収益を上昇させ、農業生産の改善を刺激すること、またリガにおける穀物輸出の解禁はロシア内陸諸州のみならずポーランド・クールラントの穀物を吸収し、輸出貿易に従事する商人を成長させること、むしろ穀物輸出の禁止はリガへの穀物輸送を抑制し、逆に穀物不足・価格上昇をもたらすこと、以上を主張した。また同年 5 月には叔父の宰相 M・I・ヴォロンツォフに対して、穀物輸出が禁止された場合、外国商人は穀物輸入を他の地域に依存するため、ロシア農民の輸出向け穀物生産が減退する危険を警告している。⁽¹³⁾

最終的にピョートル三世は同年 6 月、前述の如く元老院の立法権限を停止する一方、自由貿易を確認する勅令を再度公布し、自由貿易政策を確立している。⁽¹⁴⁾ 以後ピョートル三世はこの自由貿

易路線を実現する手段として、聖ペテルブルクを拠点とした原料取引に特化するイギリスとの貿易関係よりも、むしろリガ・アルハンゲリスクその他諸港において穀物取引を含む多角的な商業活動を展開するオランダとの通商関係を重視し、これを挺子としたウクライナ・シベリア内陸地帯とバルト海・白海諸港との連結を期待している。その一貫として 1762 年にはオランダに外交使節を派遣してハーグ商館の設置を計画した。⁽¹⁵⁾ かくして先のエリザヴェータ女帝時代には国家の財政利害を基軸に構築された経済政策は、今やピョートル三世時代には明確な通商利害を優先して編成されたのであり、この路線は続くエカチェリーナ二世によって継承されることになる。

(3) 外交政策

七年戦争の一角をなす普露戦争は、エリザヴェータ女帝末期においてロシア軍が優勢を保ち、軍事的にはほぼロシアの勝利が確定していた。しかしながらピョートル三世は即位直後より軍隊の撤収とプロイセンとの単独講和を急ぎ、1762 年 3 月の休戦協定を経て同年 5 月の聖ペテルブルク条約で正式に講和した。これに伴いフランスとの同盟関係が解消されたのみならず、既に 1762 年 1 月にはフランス人の国外退去が布告され、この結果駐露大使ロピタル・ブルタイユが帰国して両国の国交関係は断絶している。⁽¹⁶⁾ 開戦以来の多大な犠牲を無にする外交方針の転換については、その原因としてピョートル三世個人のフリードリヒ二世に対する崇拝傾向が強調されるとともに、その帰結としてピョートル三世に対する国内不満の高揚とクーデターの発生が指摘されてきた。しかしながら、七年戦争の放棄は必ずしもピョートル三世の独断によるものではなく、むしろ財政危機を憂慮する宮廷官僚・元老院の意向を反映したものと云える。すなわち、まず宰相 M・I・ヴォロンツォフは、既にエリザヴェータ女帝末期の 1760 年 11 月には宮廷会議において対普戦争の終結を提起しており、ピョートル三世に対しても国家支出が 30,000,000 ループリの巨額に達していること、軍隊にはその修復に 10 年を要するとさえ言われる深刻な損害が発生していること、以上の如き国内混乱を示唆して即時の停戦を進言していた。同様に元老院も即位直後のピョートル三世に対して、長期の対外戦争が国内経済を攪乱している現状を訴え、早期に戦争を終結する必要を主張している。⁽¹⁷⁾ 実際、ピョートル三世の戦線離脱を批判して即位したはずのエカチェリーナ二世自身も、仏墺両国から打診された戦争の再開を一貫して拒否し、七年戦争には二度と復帰していない。このようにピョートル三世の戦争中断は国内に蔓延する厭戦気分を代弁したものであって、その方針は続くエカチェリーナ二世によって継承されたと言えよう。

他方ピョートル三世は、祖国ホルシュタイン公国のシュレスヴィヒ回復を支援するべくデンマーク戦争の準備を進め、その手段として北方四国同盟（英瑞普露）の形成によるデンマーク包囲体制の構築に努めた。⁽¹⁸⁾ まずスウェーデンとの交渉を見れば、スウェーデンは既に 1761 年 12 月より単独でプロイセンと休戦していたものの、ロシアとの明確な軍事同盟の形成には難色を示したため、ロシアはデンマークによるバルト海支配の脅威を示唆して同盟締結を説得し、最終的にロシア＝デンマーク戦争の際におけるスウェーデンの中立が約束された。⁽¹⁹⁾ 他方プロイセンとの交渉を見れば、プロイセンは依然としてイギリスとの同盟関係を維持していたため、必ずしもロシアとの軍事同盟を必要とせず、交渉は難航した。ところで 1762 年 2 月、和平派のイギリス国務大臣ビュートは駐英ロシア大使 A・M・ゴリツィン Aleksander Mikhailovich Golitsyn に対してもはや七年戦争を継続する意志のないことを表明していたのであるが、ゴリツィンはこれを誇張してイギリス政府が間もなくプロイセンへの資金援助を打ち切る予定である旨を本国政府に伝達した。宰相 M・I・ヴォロンツォフはこの報告を駐露プロイセン大使 B・ゴルツ Balthasar von der Goltz に伝え、さらに

その報告を受けたフリードリヒ二世はイギリスの離反に大いに失望し、かくして駐英大使ミッチェルに対してイギリスとの同盟解消を通告する一方、イギリスとの同盟関係に代わるロシアとの軍事同盟を志向することになった。⁽²⁰⁾ この結果、同年 4 月にイギリス政府がプロイセンへの資金援助を正式に停止する一方、同年 5 月に普露両国は軍事同盟を締結し、プロイセンの対オーストリア戦争及びロシアの対デンマーク戦争に対する軍事援助、プロイセンの対イギリス・フランス戦争及びロシアの対ペルシア・オスマン戦争に対する財政援助、プロイセンのシュレジエン領有及びロシアのシュレスヴィヒ領有に対する支持、以上を相互に確認した。かくしてデンマーク包囲体制は着々と整備され、以後ピョートル三世にとってイギリス・ビュート内閣（在任：1762 年 5 月 - 63 年 4 月）との同盟締結が残された課題となった。⁽²¹⁾

しかしながら以上の如きホルシュタイン公国の失地回復を支援する外交政策は、イギリス王室のハノーヴァー防衛政策と同様、君主個人の王朝利害に由来するところが大きく、経済的なバルト海貿易の振興と密着したエリザヴェータ女帝時代の七年戦争介入・クールラント進出とは対局をなすのみならず、ピョートル三世自身の策定した自由貿易政策が想定する将来的な黒海・バルカン方面への経済進出との矛盾をも内包していた。このように国内利害・経済利害から遊離した外交政策こそはクーデターの動機として重視されるべきものと思われる。現に続くエカチェリーナ二世は、七年戦争への決別こそ踏襲したものの、北方におけるデンマーク戦争計画は早々に放棄し、むしろ外交政策の焦点をポーランド分割・露土戦争に象徴される南方進出へと転換しており、大局的にはエリザヴェータ女帝時代に高揚した南方進出路線へと回帰することになる。多くの点で継承・発展が確認されるピョートル三世・エカチェリーナ二世両帝の政策体系ではあるが、外交政策の基本方針については決定的な相違が認められ、この点にこそ帝位交代の重大な背景が存在すると言えよう。

なお七年戦争は 1763 年のパリ条約で英仏関係が、同年のフベルトゥスブルク条約で普墺関係が調停され、イギリス・プロイセン優位のまま終結する。かくして、エリザヴェータ女帝の戦争計画が英普同盟を誘発して七年戦争勃発の一因をなしたとすれば、ピョートル三世の外交政策は英普同盟を解体して七年戦争の終結を促進し、ロシアは勃発から終結まで七年戦争の帰趨において無視し得ぬ役割を果たし、ヨーロッパ勢力均衡体系の重要な一翼を担うに至ったのである。

(4) 通商条約交渉

以上の如き貿易・外交政策の展開は自ずと通商条約交渉にも影響を及ぼすことになった。

まずイギリスとの通商条約交渉については、ピョートル三世の自由貿易政策・対普講和によって英露通商条約の早期実現が期待された。しかしながらビュート内閣はエリザヴェータ治世末期に提示されたロシア政府の条約草案に強い懸念を示し、まず 1762 年 5 月には商務院が、続く同年 11 月にはロシア会社総裁 R・ネトルトン Robert Nettleton（在任：1749 - 74 年）が、それぞれ対抗草案を作成している。その争点はほぼ次の三点にある。第一は英露両国商人の通商特権に関してであり、ロシア海外貿易における他の外国商人との対等な地位（＝最恵国待遇の維持）、ロシア輸出・輸入関税の納付における現地ロシア商人との対等な地位、ロシア現地におけるイギリス商人相互の商品売買、1 ライヒスターレル＝125 コペイカでの正貨による関税納入、ロシア領内經由ペルシア向け再輸出品に対する輸入関税の 87.5 % の払い戻し、リガにおけるイギリス商人への通商規制の撤廃、現地におけるイギリス商人相互の資金貸借、以上の承認を要求した。なかでもバルト海貿易の拠点都市リガは、前述した如く 1734 年通商条約の適用対象より除外され、この原則は 1742 年条約更新でも再認められたのみならず、1756 年の通商規制は同市の通商特権を強化して外国商人の商業活動

を制約しており、イギリス商人の強い不満を生んでいた。⁽²²⁾ 第二は七年戦争に伴う禁輸措置に関してである。イギリス政府は既存の航海条令によって乗組員の四分の三以上が当該諸国の臣民で編成されることを当該諸国の船舶とみなす条件として規定しており、また禁輸品目として軍需物資のみならず敵国にとって価値をもつと思われる全ての商品、とりわけ軍艦用船材・兵糧用穀物の全てを指定した。第三は外交・軍事条項に関してである。宰相M・I・ヴォロンツォフはピョートル三世が画策するデンマーク戦争の前提条件として英露両国の軍事同盟を指向し、さしあたり 1742 年英露同盟を更新するとともに、通商条約のなかに軍事同盟に関する条項を挿入するよう要求したが、イギリス政府は通商条約に同盟条項を挿入することを断固拒否した。⁽²³⁾ かくして交渉は依然として難航し、最終的な条約更新は続くエカチェリーナ二世時代における 1766 年英露通商条約の締結まで持ち越すことになるが、いずれにせよ英露通商条約がもはやイギリス側の一方的な経済・外交利害によっては締結されえなくなっていた事実は注目されよう。

他方、平行するフランスとの通商条約交渉は、その内容として黒海経由の仏露貿易を展望していたから、南方方面への経済進出を指向するピョートル三世の自由貿易政策において有効な梃子として機能となり得たのみならず、フランスはオスマン帝国の盟邦である故、黒海貿易の開放を実現する際の重要な外交手段となりえた。他方フランスではレヴァント貿易の拡充と七年戦争の終結のため依然としてロシアとの通商・外交関係の強化を指向しており、なかでも前述のスムルナ領事ペイソネルは 1762 年に駐土フランス大使ヴェルジェンヌ及びプロヴァンス知事＝レヴァント貿易総監のラ・トゥール La Tour に覚書を送付し、黒海西岸（モルダヴィア・ワラキア・ブルガリア）・東岸（サーカシア・コーカサス）との通商活動の開始によるレヴァント貿易の拡充を要求する一方、南部ロシアとの通商関係の構築によってこれまでイギリスの独壇場であったロシア市場に参入することが可能であることを主張し、通商条約の早期締結を訴えている。⁽²⁴⁾ しかしながらエリザヴェータ女帝の死去によって親仏政策の推進主体が消滅したのみならず、ピョートル三世の即位によって仏露同盟は解体したため、両国の条約交渉は完全に頓挫している。⁽²⁵⁾ ここにピョートル三世の経済政策と外交政策との矛盾が象徴されていると言えよう。かかる矛盾の解消は、エカチェリーナ二世による仏露関係の回復を経て実現する 1787 年仏露通商条約の締結を待たねばならなかった。

註

(1) ピョートル三世に対する否定的評価の典型として、B・O・クリュチェフスキー、前掲邦訳、第四巻、397 - 403 頁、R. N. Bain, *Peter III, Emperor of Russia: The Story of a Crisis and a Crime*, London, 1902. しかしこのような評価もやはりエカチェリーナ二世の政権獲得を正当化する意図から脚色された性格が強く、最近ではむしろエリザヴェータ女帝時代からエカチェリーナ二世時代への円滑な転換を準備した時期として、ピョートル三世時代の史的意義が再評価されつつある。その論点は、まず人格的なプロイセン崇拜の傾向はほかならぬプロイセン出身のエカチェリーナ二世にも認められること、また一連の内政改革・外交政策の多くは続くエカチェリーナ二世によって維持・継承されていること、ほぼ以上の二点に集約されると思われる。したがってクーデターの背景としては、これまで主張されてきたようなピョートル三世の私的・公的失態は現実には存在せず、むしろピョートル三世が七年戦争の終結に続いてデンマーク戦争を準備したことへの軍部の警戒が重要であるとされる。M. Raeff, "Domestic Policies of Peter III and His Overthrow", *American Historical Review*, Vol. 75, 1970; C. S. Leonard, "The Reputation of Peter III", *Russian Review*, Vol. 47, 1988; idem, *Reform and Regicide: The Reign of Peter III of Russia*, Bloomington, 1993; A. S. Myl'nikov, "Peter III", *Russian Studies in History*, Vol. 32, 1994 (Rep., "Emperor Peter III", D. J. Raleigh (ed.), *op. cit.*); 田中他編、前掲書、第二巻、68 - 69 頁、和田編、前掲書、179、183 頁。

(2) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 30-31, 37-38.

- (3) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 35- 36; M. Raeff, *op. cit.*, pp. 1306- 1307; J. P. LeDonne, *op. cit.*, pp. 84- 85.
- (4) C. S. Leonard, *op. cit.*, Chapter 2; R. E. Jones, *op. cit.*, pp. 27- 38; 鳥山「エカテリナ二世の地方改革」232 - 234 頁、田中他編、前掲書、第二巻、69 - 70 頁。
- (5) C. S. Leonard, *op. cit.*, Chapter 3; M. Raeff, *op. cit.*, pp. 1295- 1297.
- (6) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 90- 91, 104.
- (7) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 18- 19.
- (8) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 20- 21; M. Raeff, *op. cit.*, pp. 1294- 1295.
- (9) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 104- 105; I. Blanchard, *op. cit.*, pp. 394- 395.
- (10) さしあたり、K. Heller, *Die Geld- und Kreditpolitik des russischen Reiches in der Zeit der Assignaten (1768- 1839/ 43)*, Wiesbaden, 1983.
- (11) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 105- 106.
- (12) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 90-91, 106-107; M. Raeff, *op. cit.*, pp. 1300-1301; H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 13- 14; P. Herlihy, "Russian Grain and Mediterranean Markets, 1774- 1861", Ph. D. dissertation, University of Pennsylvania, 1963, p. 28.
- (13) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 108- 109. なお A・R・ヴォロンツォフについては、J. S. Zimmerman, "Alexander Romanovich Vorontsov: Eighteenth Century Enlightened Russian Statesman, 1741- 1805", Ph. D. dissertation, City University of New York, 1975; *MERSEH*, Vol. 43, pp. 45- 48.
- (14) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 109- 110.
- (15) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 96- 99.
- (16) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 127- 129; L. J. Oliva, *op. cit.*, pp. 192- 193.
- (17) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 125- 126.
- (18) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 123- 124, 126- 127; E. V. Anisimov, *op. cit.*, pp. 236- 237.
- (19) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 128, 130- 131, 134.
- (20) W. L. Dorn, "Frederick the Great and Lord Bute", *Journal of Modern History*, Vol. 1, 1929; F. Spencer, "The Anglo- Prussian Breach of 1762: An Historical Revision", *History*, Vol. 41, 1956; K. W. Schweizer, "The Non-Renewal of Anglo- Prussian Subsidy Treaty, 1761- 62: A Historical Revision", *Canadian Journal of History*, Vol. 13, 1978; K. W. Schweizer/ C. S. Leonard, "Britain, Prussia, Russia and the Galitzin Letter: A Reassessment", *Historical Journal*, Vol. 26, 1983; pp. 533- 534; C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 131- 134.
- (21) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 134- 136.
- (22) H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 12- 13; P. H. Clendenning, "The Anglo- Russian Trade Treaty of 1766", pp. 503- 504.
- (23) H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 13- 14; P. H. Clendenning, "The Anglo- Russian Trade Treaty of 1766", pp. 478- 482.
- (24) F. Fox, *op. cit.*, pp. 189- 192; P. Masson, *op. cit.*, pp. 643- 644. なお駐土大使ヴェルジェンヌは後に駐瑞大使を経て 1774 年には外務卿に就任し、七年戦争で喪失した国際的威信を回復するべく和と外交に努めた「旧王制最後のすぐれた外交官」として知られるが、同時に同僚の財務総監テュルゴア Anne Robert Jacques Turgot の経済理論や重農主義学者デュボン・ド・ヌムール Dupont de Nemours の自由貿易思想を尊重しつつ、1786 年に英仏通商条約（所謂「イーデン条約」）を締結しており、続く 1787 年の仏露通商条約もほかならぬヴェルジェンヌの尽力で実現している。ヴェルジェンヌについては、吉田静一『フランス重商主義論』未来社 1962 年、55 - 56 頁。
- (25) F. Fox, *op. cit.*, pp. 102- 104.

むすび

最後に以上の論点を要約し、エリザヴェータ女帝時代の史的位置を確認しておこう。

第一にロシア海外貿易の構造に関しては、既に先行研究の数量分析が指摘する如く、バルト海貿易の興隆、取引品目における船舶必需品・棒鉄輸出及び羊毛製品・各種奢侈品輸入の定置、相手市場編成におけるオランダの後退とイギリスの台頭、以上の傾向がエリザヴェータ女帝時代にはほぼ定着し、ロシア市場はイギリス重商主義の一角を構成するとともに、バルト海・ズント海峡經由イギリス通商はロシア海外貿易の動脈としての地位を確立した。しかるに先行研究に欠如する政策分析を試みる場合、特権会社の設立を梃子とする黒海貿易の始動、南部ステップ・黒土地帯における輸出向け商品作物の生産、相手市場としてのフランス・地中海諸国の志向、以上の如き黒海・両海峡經由フランス通商の萌芽が生成していることは注目される。もちろん当該段階においてこの試みは頓挫し、したがって統計上は依然としてバルト海經由イギリス通商を最大の要素として析出せざるをえないが、その背後で新ルート開発が試みられていた事実は、続くエカチェリーナ二世時代における黒海貿易の成長と南部ロシア農業の発達を考える上で重要な伏線をなすと言えよう。

第二にロシア外交政策の展開に関しては、オーストリア継承戦争における 1742 年英露同盟の形成、七年戦争における 1756 年仏露同盟の締結、及び二大戦争を通じた奥露同盟の維持・強化、以上を通じて、ロシアはヨーロッパ国際政治の一翼を担うとともに、バルト海世界における覇権国家としての地位を維持・拡大した。その際、イギリス・フランス両国との同盟交渉を見る場合、対土戦争に対する軍事的・財政的援助の提供を繰り返し要求していることは注目される。もちろん当該段階において対土同盟構想は挫折し、またオスマン帝国自身もペルシア戦争に忙殺されてヨーロッパ状況に関与しなかったため、地図上は依然としてオスマン帝国の黒海・ルーマニア支配が存続したが、その裏で露土戦争に備えた同盟関係が着々と整備されていた事実は、来るべきエカチェリーナ二世時代における南下政策の遂行と黒海進出の実現を考える上で重要な背景をなすと言えよう。

第三に通商条約に関しては、1740 年代には経済的な対英バルト海貿易の興隆と政治的な 1742 年英露同盟の締結を背景として 1734 年の英露通商条約が更新され、バルト海をめぐる英露両国の通商・外交関係が一層強化された。しかるに続く 1750 年代には、対フランス黒海貿易の志向と 1756 年仏露同盟の形成を契機として、旧来の英露通商条約の廃棄と新たな仏露通商条約の締結が交渉されていることは注目される。もちろん当該段階において仏露通商条約の試みは未完に終わり、最終的にエカチェリーナ二世時代の 1766 年に英露通商条約が改正・更新される結果となるが、対英交渉と平行した対仏交渉の展開は、後におけるバルト海方面から黒海・地中海方面へのロシア海外貿易の軸点移動を展望する上で留意すべき事実と言えよう。

以上の如く、エリザヴェータ女帝時代において、ロシア海外貿易はバルト海貿易から黒海貿易へと、またロシア外交政策の基調はバルト海覇権をめぐる英露同盟から対土戦争に備えた仏露同盟へと、さらに通商条約交渉の焦点はバルト海貿易を基盤とする英露通商条約から黒海貿易を展望する仏露通商条約へと、移行する傾向を見せた。この点においてエリザヴェータ女帝時代は、北方戦争を手段にバルト海進出を実現したピョートル時代、露土戦争を梃子に南方進出を達成したエカチェリーナ時代、まさに前者から後者への移行を媒介する位置を占めていると言えよう。

【付記】本稿は平成 17 年度科学研究費補助金（若手研究 B）に基づく研究成果の一部である。

(2005年10月17日受理)